恵庭市地域防災計画

（資料編）

令和７年３月

恵　庭　市　防　災　会　議

〔　資料編・目次　〕

1　資　料

資料 1	防災関係機関一覧表	（第１章第６節関係）	1
資料 2	恵庭市防災会議条例	（第３章第１節２関係）	2
資料 3	恵庭市防災会議幹事会運営要領	（第３章第１節２関係）	4
資料４	恵庭市災害対策本部条例	（第３章第２節関係）	5
資料 5	恵庭市災害対策本部運営要領	（第３章第２節関係）	6
資料 6	災害対策本部組織	（第３章第２節１関係）	14
資料 7	標識板	（第３章第２節２関係）	15
資料 8	災害対策本部各部・班の所掌事務	（第３章第２節３関係）	16
資料 9	災害用物資備蓄計画	（第４章第２節１関係）	20
資料 10	災害時応援協定一覧表	（第４章第２節３関係）	24
資料 11	自主防災組織編成例・活動内容	（第４章第４節１関係）	28
資料 12	避難場所標識	（第４章第５節１関係）	29
資料 13	収容避難所	（第４章第５節３関係）	30
資料 14	一時避難所	（第４章第５節３関係）	34
資料 15	消防組織の現況	（第４章第９節２関係）	38
資料 16	消防車両等の現況	（第４章第９節２関係）	39
資料 17	消防水利施設の現況	（第４章第９節２関係）	40
資料 18	消防機関の位置図	（第４章第９節２関係）	41
資料 19	重要水防区域調書	（第４章第１０節１関係）	42
資料 20	重要水防区域図	（第４章第１０節１関係）	47
資料 21	土砂災害警戒区域	（第４章第１０節１関係）	49
資料 22	急傾斜地一覧表	（第４章第１０節１関係）	51
資料 23	危険物製造所等所在一覧	（第４章第１０節１関係）	52
資料 24	危険物屋外タンク貯蔵所在一覧	（第４章第１０節１関係）	53
資料 25	要配慮者利用施設一覧	（第４章第１１節２関係）	54
資料 26	北海道雪害対策実施要綱	（第４章第１３節）	55
資料 27	北海道融雪対策実施要綱	（第４章第１４節）	60
資料 28	恵庭市地域防災行政無線呼出番号	（第５章第２節１関係）	63
資料 29	恵庭市防災行政無線屋外放送塔設置場所	（第５章第２節１関係）	66
資料 30	水道無線	（第５章第２節１関係）	68
資料 31	北海道防災行政無線呼出番号	（第５章第２節１関係）	69
資料 32	災害対策本部内の情報連絡系統図（参集状況報告・指示命令）	（第５章第２節２関係）	70
資料 33	災害対策本部内の情報連絡系統図（被害状況報告）	（第５章第２節２関係）	71

資料 34	災害対策本部内の情報連絡系統図（火災状況報告）	（第５章第２節２関係）	72
資料 35	被害状況判定基準	（第５章第２節３関係）	73
資料 36	災害情報等報告取扱要領	（第５章第２節３関係）	79
資料 37	個人業務カード	（第５章第４節４関係）	80
資料 38	広報車両	（第５章第５節１関係）	81
資料 39	避難路の指定図	（第５章第６節５関係）	82
資料 40	恵庭市避難所運営マニュアル	（第５章第６節６関係）	84
資料 41	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	（第５章第６節７関係）	132
資料 42	福祉避難所の開設及び運営における職員の協力に関する協定書	（第５章第６節７関係）	134
資料 43	緊急通行車両確認証明書	（第５章第９節３関係）	136
資料 44	緊急通行車両標章	（第５章第９節３関係）	136
資料 45	公用車両保有状況調	（第５第１０節２関係）	137
資料 46	災害時における飲料水及び消防用水の供給に関する協定	（第５章第１２節３関係）	138
資料 47	給水用資器材保有状況	（第５章第１２節５関係）	140
資料 48	給配水施設の応急復旧工事業者名	（第５章第１３節１関係）	141
資料 49	災害時における恵庭市水道協会の協力に関する協定	（第５章第１３節１関係）	142
資料 50	日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定	（第５章第１３節１関係）	146
資料 51	災害時にける物資の供給等に関する協定	（第５章第１５節３関係）	148
資料 52	災害時における救援物資の提供に関する協定書	（第５章第１５節３関係）	151
資料 53	災害等の発生時における恵庭市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	（第５章第１５節３関係）	155
資料 54	災害時におけるＬＰガス供給の協力に関するする協定書	（第５章第１５節３関係）	157
資料 55	災害時の医療救護活動に関する協定	（第５章第１８節２関係）	159
資料 56	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	（第５章第１８節２関係）	170
資料 57	市内医療機関一覧表	（第５章第１８節３関係）	181
資料 58	市内歯科医療機関一覧表	（第５章第１８節３関係）	183
資料 59	し尿運搬車等	（第５章第２０節２関係）	185
資料 60	ごみ運搬車等	（第５章第２０節２関係）	185
資料 61	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	（第５章第２３節６関係）	187
資料 62	仮設住宅建設予定地	（第５章第２３節６関係）	189
資料 63	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	（第５章第３０節５関係）	190

資料 64	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	（第５章第３０節５関係）	192
資料 65	災害時臨時ヘリポート位置図	（第５章第３０節５関係）	193
資料 66	災害時の連携に係る協定書	（第５章第３１節５関係）	195
資料 67	災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定	（第５章第３２節２関係）	197
資料 68	姉妹都市災害相互協定	（第５章第３２節１関係）	203
資料 69	災害時相互応援に関する協定	（第５章第３２節１関係）	205
資料 70	恵庭市・藤枝市災害時相互応援協定	（第５章第３２節１関係）	207
資料 71	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	（第５章第３２節２関係）	209
資料 72	北海道広域消防相互応援協定	（第５章第３２節３関係）	214
資料 73	緊急消防援助隊	（第５章第３２節３関係）	218
資料 74	北海道災害義援金募集委員会会則	（第５章第３５節２関係）	288
資料 75	北海道災害義援金配分委員会会則	（第５章第３５節３関係）	291
資料 76	応急金融の要綱	（第５章第３６節）	293
資料 77	千歳・恵庭地域林野火災予消防対策要領	（第６章第６節２関係）	306
資料 78	地域別建築物被害予測	（地震編第２章第２節２関係）	309
資料 79	北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱	（地震編第５章第 24 節１関係）	310
資料 80	樽前山火山防災協議会規約等	（火山編第１章第３節３関係）	314
資料 81	樽前山噴火予想地図	（火山編第２章第２節）	318
資料 82	樽前山噴火シナリオ	（火山編第２章第２節）	322
資料 83	樽前山噴火対策地図	（火山編第２章第２節）	327
資料 84	樽前山ハザードマップ	（火山編第２章第２節）	333

資料１　防災関係機関一覧表（第１章第６節関係）

機関名	電話	連絡担当者
恵庭市役所	33－3131	基地・防災課長
恵庭市消防本部	33－5191	総務課長
札幌開発建設部千歳川河川事務所	24-1114	所長
札幌開発建設部千歳川河川事務所漁川ダム管理支所	33－7107	支所長
札幌開発建設部千歳道路事務所	23－2191	所長
北海道森林管理局石狩森林管理署	011-622-5111	署長
日本郵便㈱恵庭郵便局	32－2130	局長
日本郵便㈱島松郵便局	36－6520	局長
北海道農政事務所	011－330-8821	総括農政推進官
札幌管区気象台	011－611－6149	気象防災部地域防災推進課長
北海道総合通信局	011－709－2311	防災対策推進室長
陸上自衛隊北部方面隊第７師団第７２戦車連隊	32－2101	第３科長
空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	23－4191	所長
石狩振興局	011－204－5818	危機対策室主幹
千歳警察署	42－0110	警備課長
千歳警察署恵庭交番	32－2028	交番所長
石狩振興局保健環境部千歳地域保健室	23－3175	室長
石狩東部広域水道企業団	33－2191	事務局長
北海道旅客鉄道㈱恵庭駅	32－2033	駅長
北海道旅客鉄道㈱恵み野駅	36－7502	駅長
北海道旅客鉄道㈱島松駅	36－8010	駅長
北海道バス㈱厚別営業所	011－891－2018	所長
東日本電信電話㈱北海道事業部災害対策室	011－212－4466	室長
北海道電力㈱千歳ネットワークセンター	23－5101	センター長
日本通運㈱千歳支店	23－3171	営業課長
恵庭土地改良区	36－8411	理事長
恵庭市医師会	37－5236	事務局長
恵庭市歯科医師会	33－0192	事務局
道央農業協同組合	36－8916	営農センター長
恵庭市商工会議所	34－1111	会頭
恵庭市建設業協会	33－9650	会長
恵庭市赤十字奉仕団	36－7840	委員長
恵庭市社会福祉協議会	33－9436	会長
女性ネットワークえにわ	33－3131	代表
株式会社あいコミ（ＦＭｅ-ｎｉｗａ）	29-7778	取締役

資料２　恵庭市防災会議条例（第３章第１節２関係）

恵庭市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 19 日
条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、恵庭市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　恵庭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2)　陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者

(3)　北海道知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(4)　北海道警察官のうちから市長が委嘱する者

(5)　副市長

(6)　教育長

(7)　消防長及び消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(10)　その他市長が必要と認めた者

6　前項の委員の定数は、35 人以内とする。

7　第 5 項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条　防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成6年3月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成9年3月19日条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成10年3月20日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成11年12月16日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月6日条例第4号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成25年2月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成29年9月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の恵庭市防災会議条例第3条第7項の規定は、この条例の施行後に委嘱される恵庭市防災会議の委員について適用する。

（委員の任期に関する経過措置）

3　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の恵庭市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により委嘱された恵庭市防災会議の委員である者の任期は、平成30年7月31日までとする。

資料３　恵庭市防災会議幹事会運営要領（第３章第１節２関係）

恵庭市防災会議幹事会運営要領

（目的）

第１条　この要領は、恵庭市防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑化を図ることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　幹事会は、恵庭市の地域に係る災害の予防対策、応急対策及び復旧対策について、それぞれ検討、協議、情報交換を行う。

２　その他、防災対策上必要と認めること。

（組織）

第３条　幹事会は、幹事長及び幹事を持って組織する。

２　幹事長は、恵庭市総務部次長の職にある者をもって充てる。

３　幹事長は、幹事会の議長を務める。

４　幹事は、恵庭市防災会議委員の属する機関の職員のうちから、選任する。

（会議）

第４条　幹事会は、幹事長が招集する。

（分科会）

第５条　幹事会に分科会を置くことができる。

２　分科会に属すべき幹事は、幹事長が指名する。

（事務局）

第６条　幹事会の事務局を恵庭市総務部基地･防災課内に置く。

２　事務局には、事務局長１名、書記若干名を置く。

３　事務局長は、恵庭市総務部基地･防災課長の職にある者をもって充てる。

４　書記は、恵庭市総務部基地･防災課の職員をもって充て、事務局長の命を受け、幹事会の庶務を行う。

（議事等）

第７条　前各条に定めるもののほか、幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附　則

この要綱は、平成９年８月 27 日から施行する。

資料４　恵庭市災害対策本部条例（第３章第２節関係）

恵庭市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 19 日
条例第 19 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、恵庭市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第 4 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 6 年 3 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 25 年 2 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料５　恵庭市災害対策本部運営要領（第３章第２節関係）

（令和４年２月２４日改正）

恵庭市災害対策本部運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、恵庭市災害対策本部条例(昭和 37 年恵庭市条例第 19 号。以下「条例」という。)第４条の規定に基づき、恵庭市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害）

第２条　この要領において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第２条第１号に定めるものをいう。

（本部の設置）

第３条　本部は、次の各号のいずれかに該当した場合に設置する。

(1)　大雨等の気象に関する注意報、警報又は特別警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2)　震度５弱以上の地震が発生したとき。

(3)　その他、市民生活に重大が影響を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

２　本部を設置したときは、直ちに「恵庭市災害対策本部」の表示を行い、公表し、関係機関にその旨通知するものとする。

（本部の任務）

第４条　本部は、次の事項を実施する。

(1)　災害に関する情報、被害状況の把握に関すること。

(2)　災害の緊急予防対策、応急対策、復旧対策に関すること。

(3)　災害救助、人命救助その他市民生活に関すること。

(4)　国、道、協定市町その他関係機関、団体に対する援護要請に関すること。

(5)　避難指示等の決定に関すること。

(6)　職員の非常招集、非常配備体制の決定に関すること。

(7)　作業員の手配

(8)　その他恵庭市地域防災計画に定める災害対策に関すること。

（本部会議）

第５条　本部に本部長、副本部長及び次条第２項に規定する対策部長をもって構成する本部会議を置く。

２　本部会議は、本部長が主宰し、前条に掲げる各号に関し協議する。

３　副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

（対策部）

第６条　本部に対策部及び班を置く。

２　対策部に部長、副部長、班に班長、副班長及び班員をおく

３　対策部の名称及び部長、副部長に充てられる職員並びに担当部課は別表第１のとおりとする。

４　各対策部及び各班の所掌事務は別に定める。

5　副部長は部長を、副班長は班長をそれぞれ補佐し、部長又は班長に事故あるときはそれぞれの職務を代理する。この場合において、副部長又は班長が２人以上あるときは、副部長にあっては部長が、副班長にあっては班長があらかじめ指名した順序によるものとする。

6　部長、副部長、班長及び副班長は、上司の命を受けてその所掌事務を掌握し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

7　班員は、上司の命を受けてその事務に従事する。

（本部連絡員）

第７条　各班に本部連絡員を置く。

2　本部連絡員は、班員の中から班長が指名する。

3　本部連絡員は、班長の指示命令を各所属班に伝達するとともに、各班において収集した災害情報、被害状況又は応急対策実施状況を逐次とりまとめて、班長に報告するものとする。

（非常配備体制）

第８条　本部は、被害の防止、軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。

2　非常配備体制の種別、配備時期及び配備内容の基準は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、災害の規模及び特性に応じ、本部長がこの基準により難いと認めるときは、臨機応変に非常配備体制をとるものとする。

3　前項に規定する第１非常配備の場合においては、本部長はその権限の一部を総務対策部長に委任し、総務対策部長に本部の指揮を取らせるものとする。ただし、災害の態様を勘案し、本部長がその措置が適当でないと判断したときは、この限りでない。

4　部長は、第２項の基準に基づき対策部員の配備計画を定め、これを対策部員に周知徹底しなければならない。

5　本部長が非常配備体制を命令したとき、関係部長は直ちに対策部員を召集し、所定の場所に配置しなければならない。

（現地災害対策本部）

第９条　被災地又は被害を受けるおそれのある地域の状況を迅速に把握し、適切かつ効果的な災害対策を実施するため、本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置するものとする。

（現地災害対策本部長）

第 10 条　現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、現地本部の事務を掌理するとともに、関係機関の現地責任者と連絡を密にし、災害対策に当たるものとする。

（現地連絡員）

第 11 条　現地本部に現地連絡員を置く。

2　現地連絡員は、現地災害対策部員のうちから現地本部長が指名する。

3　現地連絡員は、被災地の状況、現地本部の応急対策実施状況を逐次本部に通報するとともに、本部の決定事項を現地本部長に伝達するものとする。

（各対策部の相互協力）

第 12 条　各対策部は、班務の円滑な遂行を確保するため、相互の情報共有に努め、本部長又は部長の命令があるときは、他の班務に応援、協力することができる。

資料編（資料）

（本部の設置場所）

第 13 条　本部は、市本庁舎に設置する。市本庁舎が使用不可と判断されるときは、市第二庁舎に本部を置く。ただし、災害が一定地域に限定して発生し又は発生するおそれのある場合等災害の状況を判断し、本部長は、被災地その他の場所に設置することができる。

（災害情報等の収集）

第 14 条　各対策部は、あらゆる手段を活用して被害状況、災害情報等を迅速かつ的確に把握するよう努める。

（腕章の帯用）

第 15 条　災害対策に従事する職員は、所定の腕章を帯用する。

（本部の解散）

第 16 条　本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき又は応急対策措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散する。

（本部設置前の措置）

第 17 条　総務部長は、気象等に関する予警報又は情報等（以下「予警報等」という。）により災害が発生するおそれがあると判断したときは、本部設置前に次の措置をとるものとする。

(1)　予警報等の収集

(2)　関係各部課等の職員配備等の指示

(3)　関係各部課等との連絡調整

２　関係各部課長等は、総務部長から前項の措置に基づく指示又は連絡を受けたときは、本部設置に対応できるよう準備を整えておくものとする。

３　市長は、予警報等により状況を勘案し必要があると判断したときは、本部設置前であっても第８条の非常配備体制をとるものとする。

（職員の心構え）

第 18 条　職員は、勤務時間内外を問わず災害が発生するおそれがあるときは、最新の情報に注意し、災害が発生したときは、速やかに出動体制を整え、進んで所属長と連絡をとり、その指示を受けなければならない。

（非常召集方法の整備等）

第 19 条　各部長は、所属対策部員の非常連絡の方法及び動員の順序を定めた連絡網を作成し常に整備しておくとともに、対策部員に周知徹底しておくものとする。

２　各部長は、災害時における所属対策部員の勤務の方法、業務分担及び指揮命令その他対策部の任務に係る活動マニュアルを定め、緊急事態に対処できるよう準備しておくものとする。

（準用）

第 20 条　第 17 条に定めるもののほか、この要領に定める事項は、本部が設置されない災害に際しても市長が必要と認めたときは、その一部又は全部について準用する。

（庶務）

第 21 条　本部の庶務は、総務部基地・防災課において処理する。

（委任）

第 22 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

差替え

別表第１（第６条関係）

災害対策本部

対策部	対策部長	副対策部長	班　　員
総　務 対策部	総務部長	総務部次長（総務） 総務部次長（人事） 財務室長 会計管理者 基地調整参与	総務部職員 会計課職員
支　援 対策部	企画振興部長 企画振興部理事	企画振興部次長 まちづくり拠点整備室次長	企画振興部職員
経　済 対策部	経済部長	経済部次長（農業） 経済部次長（商工・観光）	経済部職員 農業委員会事務局職員
保健福祉 対策部	保健福祉部長	保健福祉部次長 保健センター長	保健福祉部職員
生活環境 対策部	生活環境部長	生活環境部次長 ゼロカーボン 島松支所長	生活環境部職員
水　道 対策部	水道部長	水道部次長	水道部職員
建　設 対策部	建設部長	建設部次長（土木） 建設部次長（建築）	建設部職員
避難教育 対策部	教育部長 議会事務局長 子ども未来部長	教育部次長 監査事務局長 子ども未来部次長	教育部職員 議会事務局職員 監査事務局職員 子ども未来部職員
消防部隊 本　部	消防長	消防本部次長 消防署長 消防団長	消防本部職員 消防署職員 消防団員

資料編（資料）

別表第２（第９条関係）

本　部　の　配　備　基　準

種別	配　備　基　準	配　備　体　制
第一配備（準備体制）～	1　暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 2　その他本部長が特に必要と認めたとき。	1　災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を開始する。 2　状況の推移により速やかに第2配備に移行できる体制とする。 ・　総務対策部（本部班、庶務班、配送班、管財班） ・　支援対策部（広報班、支援班） ・　保健福祉対策部（救護班、保健班） ・　生活環境対策部（環境対策班） ・　経済対策部（経済対策班） ・　水道対策部（給水班、下水道班） ・　建設対策部（道路河川班、施設班） ・　避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） ・　消防部隊本部（総務班、指令情報班、第一中隊、第二中隊）
～第二配備（警戒体制）～	1　暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想され、又は発生したとき。 2　その他本部長が特に必要と認めたとき。	1　災害の発生とともに関係各班所要の人員をもって直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 2　状況の推移により、速やかに第３配備に移行できる体制とする。
～第三配備（動出体制）～	数地区にわたり相当規模の災害の発生が予想され、又は発生したとき。	災害の状況により災害対策本部の配備要員全員をもってそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

注）　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

火 山 非 常 配 備 基 準

種別	配　備　基　準	配　備　体　制
火山噴火第一非常配備	1　火山性地震が増加し、火山の状況に関する解説情報等々が発表されたとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1　次の各班の所要の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる 2　状況により第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする ・　総務対策部（本部班、庶務班、配送班、管財班） ・　支援対策部（広報班支援班） ・　保健福祉対策部（救護班、保健班） ・　生活環境対策部（環境対策班） ・　経済対策部（経済対策班） ・　水道対策部（給水班、下水道班） ・　建設対策部（道路河川班、施設班） ・　避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） ・　消防部隊本部（総務班、指令情報班、第一中隊、第二中隊）
火山噴火第二非常配備	1　噴火が発生したとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1　災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2　状況により第3非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
火山噴火第三非常配備	1　札幌管区気象台から特別警報が発表されたとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1　災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあてる。 2　それぞれの災害応急活動ができる体制とする

注）　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

地 震 非 常 配 備 基 準

種別	配　備　基　準	配　備　体　制
地震第一非常配備	1　震度４の地震が発生したとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1　次の各班の所用の人員をもって情報収集、応急対策実施にあたる 2　状況により第 2 非常配備体制に円滑に移行できる体制とする ・ 総務対策部（本部班、庶務班、配送班、管財班） ・ 支援対策部（広報班、支援班） ・ 保健福祉対策部（救護班、保健班） ・ 生活環境対策部（環境対策班） ・ 経済対策部（経済対策班） ・ 水道対策部（給水班、下水道班） ・ 建設対策部（道路河川班、施設班） ・ 避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） ・ 消防部隊本部（総務班、指令情報班、第一中隊、第二中隊）
地震第二非常配備	1　震度５弱以上の地震が発生したとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指名したとき	1　災害対策本部を設置し、関係対策部の所要の人員をもって、情報収集、連絡活動及び応急対策を実施する 2　状況により第 3 非常配備体制に円滑に移行できる体制とする
地震噴火第三非常配備	1　震度６弱以上の地震が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき 2　その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	1　災害対策本部を設置し、各対策部員をもってあてる 2　それぞれの災害応急活動ができる体制とする

注）　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

大　雪　非　常　配　備　基　準

段階	本部	体制の基準等	判断	主な活動内容	組織体制
レベル４	災害対策本部	(1) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達し、大雪警報や暴風雪警報などが発令されたとき (2) 積雪深が平年値の 1.4 倍(117cm)達し、大雪注意報や風雪注意報などさらに降雪が予想されるとき (3) (1)、(2)の状態に達しないが、大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき (4) その他市長が必要と認めたとき	市長が必要と認めたとき	●災害対策本部会議の開催● (1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握（道路パトロール） (3) 要援護者等除雪支援 (4) 孤立車警戒 (5) バス等運行対策 (6) 避難所の開設検討 (7) 受援検討（国・道・関係機関等） ◆緊急情報発信◆ ・自動車運行注意情報 ・暴風雪時における車両運転自粛要請 ・道路通行止め情報 ・エコバス等運行情報 ・ごみ収集運行情報 ・臨時休校等情報	災害対策本部 第２配備 第３配備 （恵庭市地域防災計画）
レベル３（警報目安）	災害対策本部	【災害対策本部】 (1) 積雪深が気象庁公表の平年値(84cm)に達し、大雪警報や暴風雪警報などさらに降雪が予想されるとき (2) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達し、大雪注意報や風雪注意報などさらに降雪が予想されるとき (3) (1)、(2)の状態に達しないが、各種バス・ごみ収集車等の交通障害が生じたとき (4) その他市長が必要と認めたとき	市長が必要と認めたとき	●災害対策本部会議の開催● (1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握（道路パトロール） (3) 要支援者等確認（積雪状況により） (4) バス等運行見込状況等確認（積雪状況により） (5) 通学路等危険箇所調査・対応（積雪状況により） (6) 避難所の開設検討 ◆緊急情報発信◆ ・暴風雪時における車両運転自粛要請 ・エコバス等運行情報 ・ごみ収集運行情報 ・臨時休校等情報　等	災害対策本部 第１配備 （恵庭市地域防災計画）
	or 災害警戒本部	【災害警戒本部】 (1) 大雪警報又は、暴風雪警報が発令されたとき (2) 積雪深が気象庁公表の平年値(84cm)に達し、大雪注意報や風雪注意報などさらに降雪が予想されるとき (3) 積雪深が平年値の 1.2 倍(100cm)に達したとき (4) 通行止めや各種バス・ごみ収集車等の運行への支障が見込まれるとき	市長が必要と認めたとき	●災害警戒本部会議の開催● (1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握（道路パトロール） (3) バス等運行見込状況等確認（積雪状況により） (4) 通学路等危険箇所調査・対応（積雪状況により） (5) 体制移行の検討 ※状況により、庁内連絡調整会議を継続	災害警戒本部 （恵庭市地域防災計画）
レベル２（注意報目安）	緊急配備体制	(1) 大雪、風雪、融雪、着雪の注意報が発令されるとともに、降雪状況及び予測降雪から、特に注意を有するとき (2) 通常の除雪体制では、通勤・通学時までに幹線道等の主要路線の除雪を終えることができないとき (3) 通行止めや各種バス・ごみ収集車等の運行への支障が懸念されるとき	管理課と基地・防災課との協議により、必要と認めたとき	●庁内連絡調整会議の開催● (1) 庁内関係部署情報共有 (2) 気象情報の収集 (3) 道路状況の把握（道路パトロール） (4) 体制移行の検討	建設部、総務部、企画振興部、生活環境部、保健福祉部、子ども未来部、教育部、水道部、消防本部との情報共有（電話連絡等）
レベル１	通常体制	大雪又は風雪注意報発令の予想がある、又は、降雪状況及び予測降雪から、注意を要する場合	管理課が必要と認めたとき	(1) 気象情報の収集 (2) 道路状況の把握 (3) 除雪出動	建設部管理課

注）　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。大雪については、市民生活への影響を最小限にする為、対策本部設置前の、各体制についても明らかにする。

資料６　災害対策本部組織（第３章第２節１関係）

令和６年度災害対策組織図

本部長：市長
副本部長：副市長、教育長
本部長付：危機管理担当参与

本部員
総務部長
企画振興部長
企画振興部理事
経済部長
保健福祉部長
子ども未来部長
生活環境部長
水道部長
建設部長
教育部長
議会事務局長
消防長

部名	部長	副部長	班名	班長	編成
総務対策部	総務部長	○総務部次長（総務） 総務部次長（人事、情報政策室） 財務室長 会計管理者 基地調整参与	本部班	基地・防災課長	基地・防災課、総務課（選挙管理委員会事務局）、情報政策課、秘書課
			庶務班	職員課長	職員課
			配送班	税務課長	税務課、債権管理課
			管財班	財政課長	財政課、管財・契約課、会計課
支援対策部	○企画振興部長 企画振興部理事	○企画振興部次長 まちづくり拠点整備室次長	支援班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課、まちづくり整備課
			広報班	企画課長	企画課、広報課
経済対策部	経済部長	○経済部次長（農業） 経済部次長（商工･観光）	経済対策班	農政課長	農政課、商工労働課、花と緑・観光課、農業委員会事務局
保健福祉対策部	保健福祉部長	○保健福祉部次長 保健センター長	救護班	福祉課長	福祉課、国保医療課、介護福祉課、障がい福祉課
			保健班	保健課長	保健課、健康スポーツ課
生活環境対策部	生活環境部長	○生活環境部次長 ゼロカーボン推進室長 島松支所長	環境対策班	廃棄物管理課長	廃棄物管理課、脱炭素推進課、市民課、生活環境課、島松支所、恵み野出張所
水道対策部	水道部長	水道部次長	給水班	上水道課長	上水道課、経営管理課
			下水道班	下水道課長	下水道課、下水終末処理場
建設対策部	建設部長	○建設部次長（土木） 建設部次長（建築）	道路河川班	管理課長	管理課、車両センター、土木課、公園緑地課
			施設班	建築課長	建築課、市営住宅課、事業調整課
避難教育対策部	○教育部長 議会事務局長 子ども未来部長	○教育部次長 監査事務局長 子ども未来部次長	避難対策班	教育施設課長	教育施設課、社会教育課、読書推進課、郷土資料館、議会事務局、監査事務局、子ども政策課、幼児保育課、えにわっこ応援センター、すみれ保育園、子ども発達支援センター
				子ども政策課長	
			教育対策班	教育総務課長	教育総務課、教育支援課、学校給食センター
消防部隊本部	消防長	○消防本部次長 消防署長 消防団長	総務班	警防課長	警防課、消防総務課、予防課
			指令情報班	救急課長	救急課
			第１中隊	消防救助１・２課長 防火推進１・２課長	消防救助１・２課、防火推進１・２課長、救急課、島松出張所、南出張所
			第２中隊	消防副団長	消防団

資料７　標識板（第３章第２節２関係）

恵庭市〇〇〇災害対策本部

恵庭市〇〇〇災害現地対策本部

資料８　災害対策本部各部・班の所掌事務（第３章第２節３、資料５別表３関係）

部	班	所掌事務
総務対策部	《本部班》 基地・防災課 総務課 情報政策課 秘書課	1　本部の総括に関すること。 2　本部員会議に関すること。 3　防災会議に関すること。 4　関係機関との連絡調整に関すること。 5　各部との連絡調整に関すること。 6　気象予警報の収集に関すること。 7　被害情報の収集に関すること。 8　被害状況のとりまとめ報告すること。 9　自衛隊の派遣要請に関すること。 10 防災協定に基づく支援依頼に関すること。 11 本部記録に関すること。 12 防災無線の運用に関すること。 13 借上げ土木建設機械及び作業員の配置等調整に関すること。 14　職員の非常招集に関すること。 15　災害時の車輌確保及び配車に関すること。 16　応急対策要員の移送に関すること。 17　住民安否情報に関すること。
	《庶務班》 職員課	1　職員の動員及び動員の記録に関すること。 2　り災証明に関すること。 3　警戒区域の立入り証明に関すること。 4　災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 5　総務対策部所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6　その他、他の部、班に属さないこと。
	《配送班》 税務課 債権管理課	1　物資の輸送に関すること。 2　一般世帯の被害調査及び被災世帯調査表の作成の総括に関すること。
	《管財班》 管財・契約課 財政課 会計課	1　災害対策予算の編成に関すること。 2　食品（食糧）及び物資の調達に関すること。 3　職員その他の出勤者に対する食糧、被服等の配布に関すること。 4　災害関係、請負工事の契約に関すること。 5　総務対策部への支援に関すること。

部	班	所掌事務
支援対策部	《広報班》 企画課 広報課	1　住民に対する災害情報等の広報に関すること。 2　災害現場の写真撮影、記録に関すること。 3　報道機関との連絡に関すること。 4　避難命令の伝達に関すること。 5　被災地及び避難所等における広報・広聴活動に関すること。
	《支援班》 まちづくり推進課 まちづくり整備課	1　各対策部への応援協力に関すること。 2　ボランティアの受入れに関すること。
経済対策部	《経済対策班》 農政課 商工労働課 花と緑・観光課 農業委員会事務局	1　農村地区の被害状況調査(土木被害を除く。)及び農業施設被害調査の取りまとめに関すること。 2　工業団地及び観光水産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3　経済対策部所管施設の被害調査状況及び応急対策に関すること。 4　総務対策部配送班への支援に関すること。
保健福祉対策部	《救護班》 福祉課 国保医療課 介護福祉課 障がい福祉課	1　福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　被災者の応急衣料、生活必需物資の供給に関すること。 3　義援金品の募集、受付、保管、配分に関すること。 4　日赤、その他民間団体との連絡調整に関すること。 5　被災者の救護に関すること。 6　被災者の食料品供給に関すること。 7　人的被害調査に関すること。 8　収容避難所（憩の家、子ども発達支援センターに限る）の開設及び管理・運営に関すること。 9　被災者相談に関すること。
	《保健班》 保健課 健康スポーツ課	1　保健医療施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2　被災地の感染症予防及び患者の収容に関すること。 3　医療機関及び医師との連絡調整に関すること。 4　救急医薬品その他衛生資材の調達及び供給に関すること。 5　被災地及び避難所の保健指導に関すること。 6　生活環境部環境対策班への支援に関すること。

部	班	所掌事務
生活環境対策部	《環境対策班》 廃棄物管理課 脱炭素推進課 市民課 生活環境課 島松支所 恵み野出張所	1　災害時における環境保全に関すること。 2　災害時における公害調査及び公害情報の収集に関すること。 3　被災地の防疫活動に関すること。 4　死体収容処理及び埋葬等に関すること。 5　鳥獣の保護に関すること。 6　廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7　被災地の汚物・じん芥・し尿等の清掃計画及び実施に関すること。 8　町内会・自治会との連絡調整に関すること。 9　地域公共交通の運行に関すること。 10 信号機、交通標識等の被害状況に関すること。 11 空家の被害調査及び応急対策に関すること。 12 駐車場の被害調査及び応急対策に関すること 13 建設対策部道路河川班及び避難教育対策部への支援に関すること。
水道対策部	《給水班》 上水道課 経営管理課	1　市民に対する水道災害情報等の広報に関すること。 2　水道の災害情報、苦情等の整理及び処理に関すること。 3　市民への応急給水に関すること。 4　配水管復旧に関すること。 5　公認業者復旧作業員（車輌）等の配置に関すること。 6　水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7　水道水の水質保全に関すること。
	《下水道班》 下水道課 下水終末処理場	1　下水道施設の警戒、配備に関すること。 2　下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。
建設対策部	《道路河川班》 管理課 車輌センター 土木課 公園緑地課	1　危険地域の警戒、巡視の総括に関すること。 2　道路、河川、橋梁及び堤防等の保護並びに応急対策に関すること。 3　道路の運行、禁止及び制限措置に関すること。 4　土木被害の調査に関すること。 5　市有土木建設用機材の確保及び輸送に関すること。 6　公園緑地等の被害調査及び応急対策に関すること。 7　被災宅地危険度判定に関すること。
	《施設班》 建築課 市営住宅課 事業調整課	1　公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2　公共施設の応急復旧工事に関すること。 3　応急仮設住宅の建築に関すること。 4　一般住宅の復旧相談業務に関すること。 5　応急危険度判定に関すること。

部	班	所掌事務
避難教育対策部	《避難対策班》 教育施設課 社会教育課 読書推進課 郷土資料館 議会事務局 監査事務局 子ども政策課 幼児保育課 えにわっこ応援センター すみれ保育園 子ども発達支援センター	1　収容避難所（憩の家、子ども発達支援センターを除く）の開設及び管理・運営に関すること。 2　住民の避難誘導に関すること。 3　避難教育対策部所管施設（避難場所）の被害調査及び応急対策に関すること。 4　文化財の保護及び被害調査並びに応急対策に関すること。
	《教育対策班》 教育総務課 教育支援課 学校給食センター	1　教育施設（市内小中学校・学校給食センター・ふれあいルーム）の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　災害時の応急教育対策に関すること。 3　学校長に対する避難の指示、勧告等の伝達に関すること。 4　被災児童及び生徒の避難状況調査に関すること。 5　被災児童及び生徒に対する教科書、学用品の支給に関すること。 6　教育関係施設の避難所としての開設に関すること。
消防部隊本部	《総務班》 消防総務課 警防課 予防課	1　消防部隊又は救急部隊の配備、運用に関すること。 2　消防職、団員の招集に関すること。 3　部内各班及び他部との連絡調整に関すること。 4　諸物資等調達及び補給に関すること。 5　消防施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6　他班及び各中隊の業務に属さない事項に関すること。
	《指令情報班》 救急課	1　指令業務に関すること。 2　通信及び災害情報の収集、伝達に関すること。 3　気象情報の収集に関すること。
	《第１中隊》 救急課 島松出張所 南出張所 防火推進１・２課 消防救助１・２課	1　消防計画による災害活動の実施に関すること。 2　警戒区域の設定、解除に関すること。 3　人命救助及び避難誘導に関すること。 3　避難の勧告、避難の指示等に関すること。 4　行方不明者の捜索に関すること。 5　現場広報等に関すること。
	《第２中隊》 消防団	1　第１中隊への支援に関すること。

恵庭市災害用物資備蓄計画

１　目的

この計画は、恵庭市地域防災計画第１章第６節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱に基づき、第４章第２節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備として位置付けられ、災害時において住民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に関し計画的に備蓄することを目的とする。

２　基本方針

災害時における市民等への物資供給のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調達等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるほか、「恵庭市女性と防災に関するアンケート調査（令和６年 10 月実施）」の結果を踏まえ、男女共同参画の観点からも必要な物資の整備を検討する。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

３　備蓄方法

１）恵庭市による物資調達・確保と防災資機材等の整備

災害時において住民の生活を維持するため、食料等の確保に努め、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を行う。

２）災害時における応急生活物資供給等の協力協定の締結による整備

備蓄が困難な物資や不足する物資の提供について、民間事業者等との災害協定による流通在庫を活用する。

３）自主防災組織(町内会)による整備

自主防災組織へは、助成金による災害時対応用物資の購入を促進する。

４）事業所による整備

災害発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。このため従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、市民への貢献等災害時に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進に努める。

５）各家庭による整備

市民の責務として、平常時から最低３日間（推奨１週間）分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブの他、非常持出用品（救急箱、マスク、消毒液、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の

準備、自家用車へのこまめな満タン給油、自宅等の暖房・給湯用燃料の確保に努めるよう広報や指導を行う。

4　恵庭市の備蓄品選定の考え方

1）基本的な考え方

恵庭市地域防災計画（地震対策編）の被害想定及び収容避難所等の規模に基づき、災害時の応急対応や避難所生活(特に冬場)、災害復旧といった場面で必要とされる物資を想定し、備蓄品の選定と数量の確保を行う。

また、災害発生時に即応できる資機材は、自主防災組織(町内会)や市民との連携を図りながら備蓄を促進するものとする。

2）備蓄品の種類

恵庭市による備蓄は、恵庭市地域防災計画第４章第２節「物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づき、下記のとおりとする。

① 食糧・・・米類、麺類、粉ミルク、液体ミルクなど
② 飲料水・・・ペットボトル水など
③ 生活必需品・・・毛布、寝袋、ベッド、おむつ、下着セット、使い捨て食器セット、女性用品、哺乳瓶など
④ 衛生用品・・・マスク、消毒液など
⑤ 燃料・・・ガソリン、灯油など
⑥ トイレ・・・簡易トイレ、トイレ用テントなど
⑦ 光熱材料・・・照明機器、投光器、ランタン、ヘッドライトなど
⑧ 暖房器具・・・ポータブル石油ストーブ、パーテーションなど
⑨ 災対本部用資機材・・・発電機、照明機器・器具、無線機、拡声器など
⑩ 災害復旧用資機材・・・スコップ、土のう袋、ブルーシート、ロープなど
⑪ 情報収集機器・・・ラジオ、携帯充電用品など
⑫ 応急救急用品・・・救急箱など
⑬ その他必要と思われる物資

自主防災組織(町内会)や個人による備蓄は、上記に限らず地域の実態や個々の判断により備蓄を行う。

5　備蓄品の補充

1）基本的な考え方

備蓄量は概ね発災から３日目までに必要な数量を確保するように努めるものとし、備蓄困難な物資等については、民間事業者との災害協定による流通在庫を活用するなど、物資の調達体制の整備に努める。

毎年度「２　基本方針」に基づき、計画的に物資の選定を行い補充及び購入に努める。

市が備蓄する物資について、災害等による払出しを行った場合は、基本的に当該年度内若しくは次年度中に補充を行うものとする。

2）補充の計画

「４備蓄品の選定２）備蓄品の種類」に基づき、各項目毎に物資の検討を行い、補充

計画を作成し、計画的に補充を行うものとする。

補充する物資は、最新の物資とし、常に新しい物品の購入を行うように努めるものとする。

6　備蓄品の管理

1）備蓄場所

市役所内備蓄庫及び防災倉庫、備蓄倉庫に分散して備蓄する。

収容避難所への分散配置を促進する。

2）流通備蓄先の確認

毎年度、流通備蓄先となる企業・関係団体の連絡担当者を確認するとともに供給可能物資（重機等の資機材のみ）を把握する。

3）台帳での管理

備蓄品管理台帳を作成し、備蓄品目ごとに数量・保管先を把握できるようにする。また、保管先施設（市役所、防災倉庫を除く。）ごとに管理・運用方法、施設内での保管場所等を明記した台帳を作成し配布する。

7　備蓄品の運用

1）市内で、次に該当する要件が発生した場合に運用できる。

イ）避難所が開設され、食事が必要となった場合。

ロ）自然災害等により被災者が発生し必要がある場合。

ハ）その他必要と認められる場合。

2）他市の災害対応用品として支援する場合

イ）姉妹都市などの市町村へ災害復旧の支援を行う場合。

ロ）その他必要と認められる場合。

3）備蓄食料を運用する場合

イ）備蓄食料の消費期限１年未満のものを、市民への還元として防災の普及・啓発事業や活動に対し提供する場合。

ロ）その他必要と認められる場合。

8　その他

この計画の運用にあたり、地域防災計画の見直しや明記されていない事項等で疑義が生じた場合、基地・防災課にて過去の災害事例や市民要望などを充分に考慮し、計画の変更を行うものとする。

【参考】

恵庭市地域防災計画（地震対策編）の被害想定Ｒ３年３月改正）

項　　目		内　　容
地震のタイプ		全国どこでも起こりうる直下の地震（直下地震）
震　源　位　置		恵庭市内の直下
地 震 の 規 模		Ｍ６．９
予想震度	市内最大震度	６強
	市役所周辺での震度	６弱
建築物被害予測	全壊棟数	木　造：　１２０棟 非木造：　７０棟 合　計：　１９０棟
	半壊棟数	木　造：　７４２棟 非木造：　２７１棟 合　計：１，０１３棟
被災者数		約２，７００名
人的被害予測	死者数	１名
	負傷者数	１９４名(重傷者数：１９名)
火災発生件数 ※冬場（１～４月）の１８時		２８

資料１０　災害時応援協定一覧表（第４章第２節３関係）

（令和５年４月２８日現在）

区　分	協定先締結機関名	協　　定　　内　　容
医療・救護	（一社）恵庭市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定
医療・救護	（一社）千歳歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動に関する協定
飲料水	サッポロビール㈱　北海道工場	災害時における飲料水及び消火用水の供給に関する協定
飲料水	㈱北海道フットボールクラブ	災害時における飲料水の提供及び災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置運営に関する協定
飲料水	北海道コカ・コーラボトリング㈱千歳販売課	災害時における飲料水の提供及び災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置運営に関する協定
食料	山崎製パン㈱　札幌工場	災害時における物資の供給に関する協定
食料	㈱ロバパン　恵庭工場	災害時における物資の供給に関する協定
物資	㈱イトーヨーカ堂	災害時における物資の供給に関する協定
物資	㈱共成レンテム　恵庭営業所	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	協生産業リース販売㈱	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	㈱建商	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	㈱カナモト　千歳営業所	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	大和リース㈱　札幌支店	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	㈱レンタコム北海道　札幌支店	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	西尾レントオール㈱　ＲＡ札幌営業所	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	さくら安全企画㈱	災害時における物資の供給に関する協定
物資	㈱ムラカミ	災害時における物資の供給に関する協定
物資	レンゴー㈱恵庭工場	災害時における物資の供給に関する協定
物資	㈱ナガワ	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	コスモ商事㈱	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	㈱サッポロドラッグストア	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	合同容器㈱	災害時における応急物資供給に関する協定

区　分	協定先締結機関名	協　　定　　内　　容
物資	㈱ｾﾌﾞﾝ･ｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	サンマルコ食品㈱	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	㈱セコマ	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	川上産業㈱	災害時における応急物資供給に関する協定
物資	㈱ダイワテック	災害時における資機材のレンタルに関する協定
物資	イオン北海道㈱	災害時における物資支援等の協力に関する協定
物資	ウォレットジャパン㈱	災害時における各種コンテナ製品等の供給に関する協定
物資	(一社)北海道社会基盤開発協会	災害時における物資供給等に関する協定
物流拠点	㈱シズナイロゴス	災害時における応急物資供給に関する協定
燃料	札幌地方石油業協同組合 恵庭支部	災害時における応急物資供給に関する協定
燃料	（一社）北海道ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会 石狩支部	災害時におけるＬＰガスの復旧・供給に関する協定
燃料	東綱商事㈱	災害時における応急物資供給に関する協定
応急・復旧	恵庭市建設業協会	災害時における恵庭市建設業協会の協力に関する協定
応急・復旧	恵庭市水道協会	災害時における恵庭市水道協会の協力に関する協定
応急・復旧	恵庭造園業組合	災害時における恵庭造園業組合の協力に関する協定
応急・復旧	(一社)北海道建築士会 恵庭支部	災害時における北海道建築士会恵庭支部の協力に関する協定
応急・復旧	(公社）隊友会恵庭支部連合会	災害時における隊友会恵庭支部連合会の協力に関する協定
応急・復旧	陸上自衛隊第７師団第７２戦車連隊	災害時の連携に係る協定
応急・復旧	（一社）恵庭青年会議所	災害時及び防災活動に関する協力協定
応急・復旧	三和シャッター工業㈱	災害時及び防災活動に関する協力協定
応急・復旧	（一財）北海道電気保安協会	災害時及び防災活動に関する協力協定
相互応援	北海道電力㈱・北海道電力ネットワーク㈱	大規模災害時における相互協力に関する協定

区　分	協定先締結機関名	協　　定　　内　　容
緊急輸送	札幌地区トラック協会　恵庭支部	災害時における物資の緊急輸送等に関する協力協定
情報	北電興業㈱	避難場所及び避難所広告付看板に関する協定
情報	㈱あいコミ地域 FM 放送	災害時発生時等における防災情報放送に関する協定
情報	日本郵便㈱恵庭郵便局	災害時における恵庭市内郵便局、恵庭市間の協力に関する協定
情報	ヤフー㈱	災害時に係る情報発信等に関する協定
情報	（一社）全国防災共助協会	減災を目的とした防災ＡＲに関する協定
避難関連	（学）鶴岡学園北海道文教大学	災害時における避難所及び敷地の協力に関する協定
避難関連	宗教法人　柏木神社	災害時における避難場所指定に関する協定
避難関連	㈱　玉川組	災害時における避難場所指定に関する協定
避難関連	㈱　玉川商事	災害時における避難場所指定に関する協定
避難関連	(学)産業技術学園	災害時における協力体制に関する協定
避難関連	恵庭ﾘｻｰﾁ･ﾋﾞｼﾞﾈｽﾊﾟｰｸ㈱	災害時における避難場所指定に関する協定
避難関連	隨緑カントリークラブ	災害時における避難場所指定に関する協定
避難関連	㈱札幌ｴﾙﾑｶﾝﾄﾘｰｸﾗﾌﾞ	災害時における避難場所指定に関する協定
避難関連	恵庭カントリークラブ	災害時における支援協力に関する協定
避難関連	（学）鶴岡学園北海道文教大学附属高等学校	災害時における避難場所等の施設利用に関する協定
福祉関連	社会福祉法人　恵望会	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	㈱ＧＡＫＵＳＡＮ	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	医療法人社団　慶心会	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	医療法人　盟侑会　島松病院	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	医療法人社団　北晨会　恵み野病院	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	社会福祉法人　健美会	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	合同会社　けいおう整骨院グループ	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定

区　分	協定先締結機関名	協　　定　　内　　容
福祉関連	すまぃる㈱	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	㈱きずな	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	社会福祉法人　恵庭光風会	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	ﾘﾊﾋﾞﾘ専門ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽゆとりえ	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	いちはつの会	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定
福祉関連	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰらいふてらす恵庭中島	災害時における福祉避難所の協力運営に関する協定

資料１１　自主防災組織編成例・活動内容（第４章第４節１関係）

自主防災組織の編成例

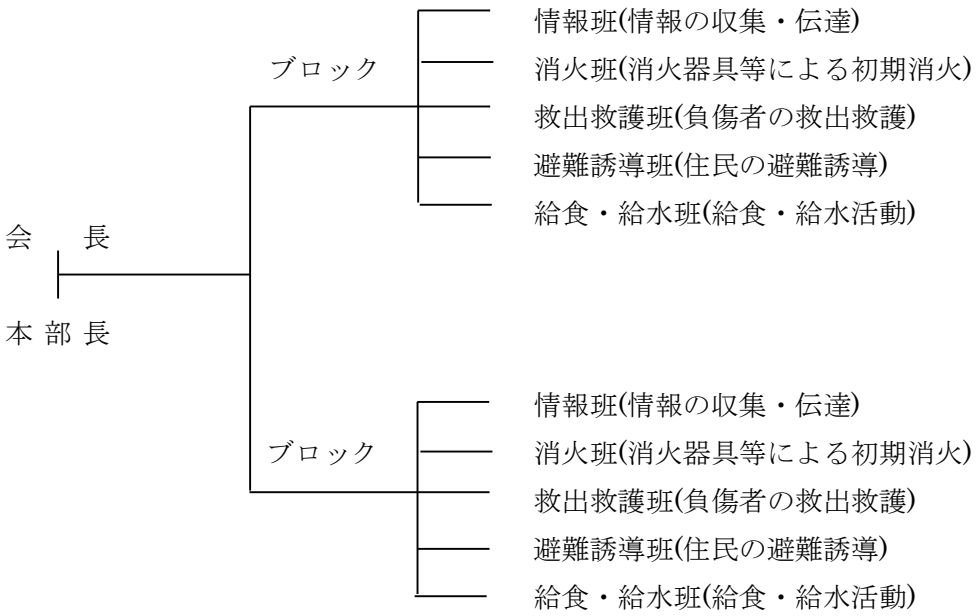

自主防災組織の活動内容

平　常　時　の　活　動	災　害　時　の　活　動
・各防災機関との連携協力 ・防災知識の普及 ・防災訓練 ・地域内安全点検 ・防災資機材の点検整備	・避難所の運営管理 ・情報の収集・伝達 ・出火防止及び初期消火 ・救出救護 ・避難誘導 ・給食救援物資の配布

資料１２　避難場所標識（第４章第５節１関係）

避難場所標識

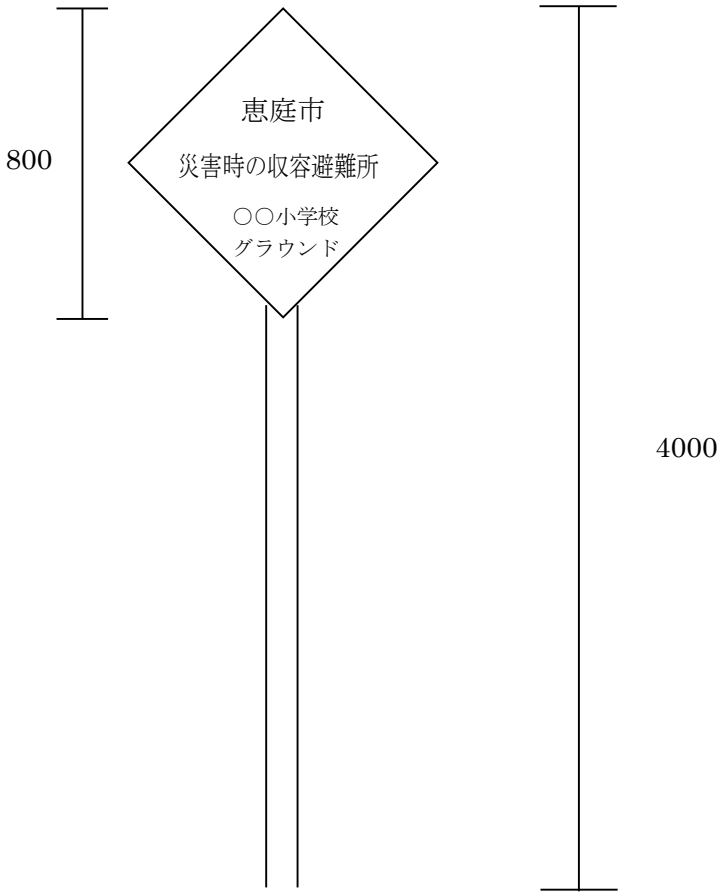

注）1　上下段/ヌキ文字印刷、下段/切り文字貼り

2　看板の材質はアルミ（600角）/平リブ2段

3　支柱はは亜鉛メッキ柱＋静電粉体塗装(白)（75 径)、下部にＸ型ネカセを付ける

資料１３　収容避難所（第４章第５節３関係）

No.	施設名	所在地	管理者	電話	収容可能人員	収容室面積	建築年度	延べ床面積	構造	収容室名	厨房	風呂	障害者用スロープ	障害者用トイレ
1	恵庭小学校	福住町２丁目９	市教委	32－3288	374	749	Ｈ６	1,132	ＲＣ	体育館（Ｈ６）	—	—	○	校舎内
2	福住憩の家	福住町１丁目 21－29	恵庭市	33－7662	79	159	S58	420	ＣＢ	集合室・休養室①②	○	—	○	—
3	市民会館	新町 10	恵庭市	33－3171	596	1,192	S54	7,445	ＲＣ	２Ｆ・３Ｆ（視聴覚室、式場除く）	○	—	○	○
4	和光小学校	和光町２丁目 10-1	市教委	32－4744	426	665 188	S63 H22	972 371	ＲＣ	体育館（Ｓ63） 多目的ホール（H22）	—	—	簡易式 ○	校舎内 ○
5	和光会館	和光町２丁目 2-8	恵庭市	33－8012	194	388	S54	585	ＲＣ	休養室①②・学習室①② 集合室・保育室・小会議室	—	—	○	○
6	和光憩の家	和光町３丁目 1－1	恵庭市	32－4711	105	211	S60	425	ＣＢ	集会室・休養室・趣味の室	○	—	○	—
7	桜町会館	桜町３丁目 8-13	恵庭市	33－7840	197	395	S51	553	ＲＣ	集会室・学習室・休養室①② 保育室・仮眠室	—	—	○	○
8	恵明中学校	黄金北４丁目－1－1	市教委	33－3001	453	907	H12	1,290	ＲＣ	体育館（H12）	—	—	○	校舎内 ○
9	総合体育館	黄金中央５丁目 199－1	恵庭市	32－2261	1,500	3,003	S60	6,381	ＳＲＣ	アリーナ・第２体育館・格儀室 研修室	—	○	○	○
10	若草小学校	中島町４丁目 5－1	市教委	33－7101	390	780	H15	1,209	ＲＣ	体育館（H15）	—	—	○	校舎内
11	中島会館	中島町４丁目 17－14	恵庭市	33－1879	104	208	S62	390	Ｓ	集会室・会議室①②・和室	○	—	—	—
12	柏陽中学校	柏陽町３丁目 265	市教委	34－0551	352	704	S57	1,098	ＲＣ	体育館（Ｓ57）	—	—	—	校舎内 ○
13	柏陽会館	柏陽町１丁目 26	恵庭市	33－1222	144	288	S49	365	ＲＣ	集会室・学習室・休養室①② 保育室	—	—	○	○
14	柏陽憩の家	柏陽町１丁目 26	恵庭市	33－1221	126	252	Ｈ５	440	Ｓ	集会室・趣味の室・休養室	○	○	○	○
15	有明会館	有明町５丁目１番３号	恵庭市	33－5741	135	271	S61	569	ＲＣ	学習室・保育室・中集会室 小集会室①②	—	—	○	—
16	大町会館	大町１丁目 10 番１	恵庭市	32－2009	160	321	S43	525	ＲＣ	集会室・休養室①② 保育室・仮眠室	○	—	○	○
17	大町憩の家	大町４丁目５番 15 号	恵庭市	34－3088	128	256	Ｈ３	493	Ｓ	集会室・休養室・趣味の室 研修室	○	○	○	○
18	柏小学校	文京町３丁目３番３号	市教委	32－3579	348	696	Ｈ９	980	ＲＣ	体育館（Ｈ９）	—	—	○	校舎内
19	恵庭中学校	文京町３丁目４番５号	市教委	32－3249	331	671	S47	1,039	ＲＣ	体育館（S47）	—	—	校舎正面玄関	校舎内
20	恵み野小学校	恵み野南４丁目 1－1	市教委	36－7505	327	654	S58	985	ＲＣ	体育館（S58）	—	—	校舎正面玄関	校舎内

No.	施設名	所在地	管理者	電話	収容可能人員	収容室面積	建築年度	延べ床面積	構造	収容室名	厨房	風呂	障害者用スロープ	障害者用トイレ
21	恵み野旭小学校	恵み野北４丁目１−１	市教委	37−1760	344	688	H３	1,148	ＲＣ	体育館（H３）	—	—	校舎正面玄関	校舎内
22	恵み野中学校	恵み野東１丁目１−２	市教委	37−0331	423	846	H２	1,303	ＲＣ	体育館（H２）	—	—	校舎正面玄関	校舎内
23	恵み野会館	恵み野北２丁目 12−２	恵庭市	36−4491	196	391	S61	778	ＲＣ	集会室①②・学習室・保育室 休養室①②・会議室	—	—	○	○
24	恵み野憩の家	恵み野北２丁目１−３	恵庭市	37−1622	146	292	H３	664	S	集会室・研修室・趣味の室	○	○	○	○
25	島松公民館	島松本町３丁目 12―20	恵庭市	36−7503	413	825	S58	1,925	ＲＣ	集会室・小会議室・和室①②③ 中会議室・児童会室	○	—	○	○
26	島松憩の家	島松東町１丁目１―15	恵庭市	36−5092	185	370	H18	798	ＲＣ	集会室・趣味の部屋・交流室・休養室	○	○	○	○
27	寿町会館	島松寿町２丁目 24−３	恵庭市	36−5454	205	410	S53	584	ＲＣ	集会室・学習室・休養室①② 保育室①②	○	—	○	○
28	島松小学校	中島松 418	市教委	36−8967	315	630	S48	947	ＲＣ	体育館（S48）	—	—	—	校舎内 簡易式
29	恵北中学校	中島松 230	市教委	36−8966	296	592	S49	977	ＲＣ	体育館（S49）	—	—	—	校舎内
30	島松体育館	南島松 389−３	恵庭市	36−5658	420	841	S62	1,142	ＳＲＣ	アリーナ・格儀室	○	○	○	○
31	農業活性化支援センター	西島松 41−２の内	恵庭市	39−6057	76	152	H８	580	S	研修室・情報研修室	○	—	○	○
32	北栄会館	北島 215	恵庭市	36−7256	87	173	S62	399	ＲＣ	休養室・保育室・集会室①②	○	—	—	—
33	松恵小学校	中央 452―2	市教委	32−4891	157	315	Ｓ46	397	ＲＣ	体育館（Ｓ46）	—	—	—	校舎内
34	東恵庭会館	中央 449−１	恵庭市	33−2067	208	415	S52	625	ＲＣ	会議室・学習室・集会室 遊戯場・休養室・仮眠室	○	—	—	—
35	中恵庭会館	中央 382−２	恵庭市	33−3818	58	117	S55	194	W	集会室・和室①②	○	—	—	—
36	春日会館	春日 428	恵庭市	33−0234	56	113	S54	194	W	集会室・和室①②	○	—	—	—
37	こども発達支援センター	黄金南５丁目 11−４	恵庭市	33−3382	143	286	H15	687	S	機能訓練室・感覚統合室・発達指導室・職能指導室・言語指導室	○	シャワー	○	○
38	恵庭南高等学校	白樺４丁目１−１	道教委	32−2392	700	1,408	H6	3,700	ＲＣ	アリーナ(2 階)	—	○	○	○
39	恵庭北高等学校	南島松 359−１内	道教委	36−8111	374	748	S52	966	S	体育館	—	シャワー	○	○
40	道の駅花ロードえにわ	南島松 817−18	（社）恵庭観光協会	37−8787	254	305	H17		ＲＣ	地域交流センター、かのな、センターハウス	○	—	バリアフリー	○

No.	施設名	所在地	管理者	電話	収容可能人員	収容室面積	建築年度	延べ床面積	構造	収容室名	厨房	風呂	障害者用スロープ	障害者用トイレ
41	黄金ふれあいセンター	黄金南5丁目11－1	恵庭市	32－2081	215	430	H24	1,065	W	ホール、会議室（A,B,C） 学童クラブ室、和室	○	—	バリアフリー	○
42	ルルマップ自然公園ふれらんどセンターハウス	西島松275	恵庭市	37－5333	45	91	H24	170	W	ホール（休憩スペース）	○	—	バリアフリー	○
43	恵庭市生涯学習施設かしわのもり	大町1丁目5－1	恵庭市	33-7171	111	222	H28	791		スポーツ練習場	○	—	バリアフリー	○
44	アルファコート緑と語らいの広場えにあす	緑町2丁目1－1	アルファコート	34-7000	323	650	H29	2.400	RC	公共スペース部分における ホール及び会議室	○	シャワー	バリアフリー	○
45	北海道文教大学	黄金中央5丁目196-1	鶴岡学園	34-0057	684	1,370		4,638		体育館				
46	北海道文教大学附属高等学校	黄金中央5丁目207-11	鶴岡学園	34-0057	435	871	R2			アリーナ				
計	46ヶ所				13,757									

注）　避難所位置図：別表

別表（資料１３関係）

収容避難所位置図

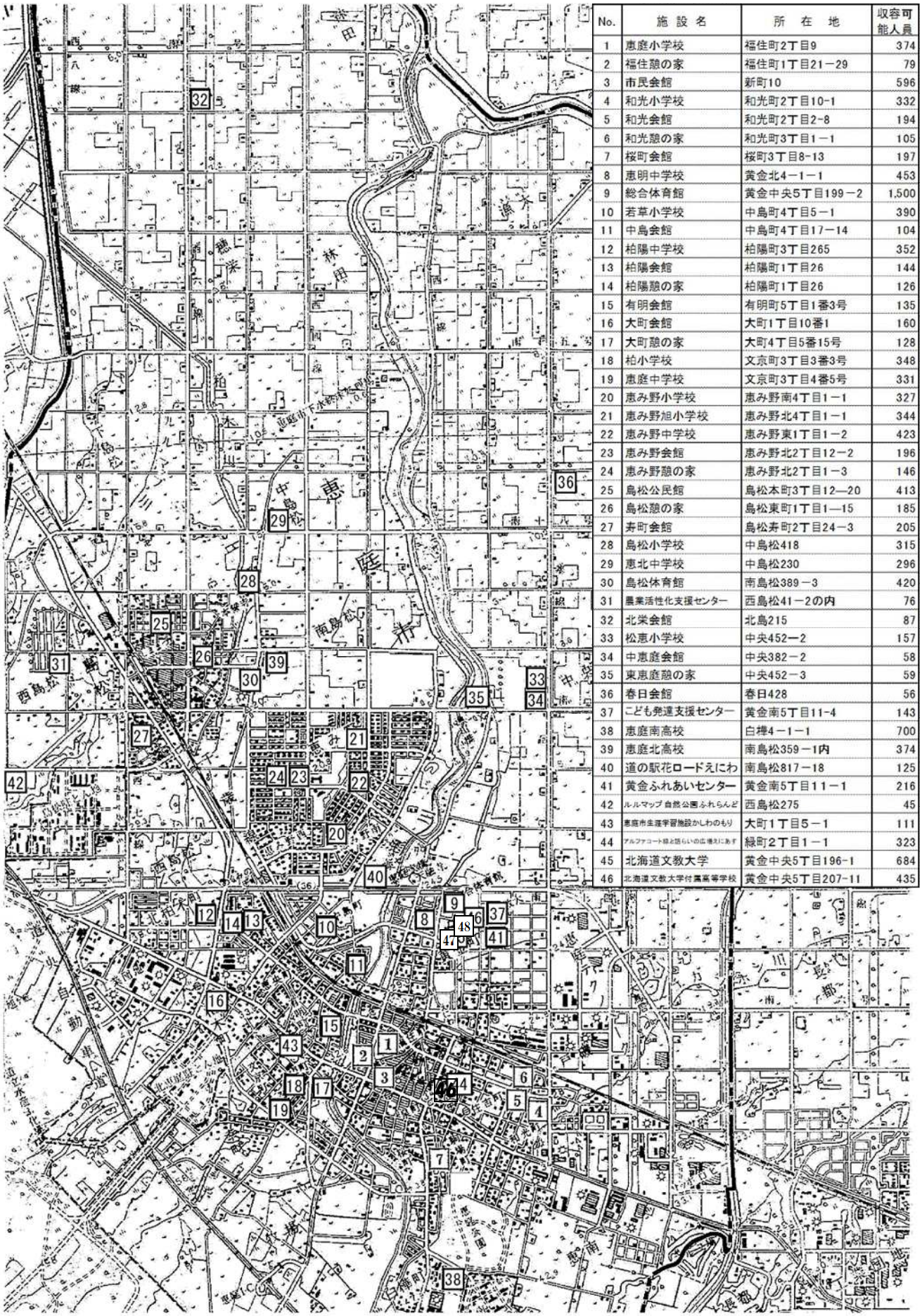

No.	施設名	所在地	収容可能人員
1	恵庭小学校	福住町2丁目9	374
2	福住憩の家	福住町1丁目21－29	79
3	市民会館	新町10	596
4	和光小学校	和光町2丁目10-1	332
5	和光会館	和光町2丁目2-8	194
6	和光憩の家	和光町3丁目1－1	105
7	桜町会館	桜町3丁目8-13	197
8	恵明中学校	黄金北4－1－1	453
9	総合体育館	黄金中央5丁目199－2	1,500
10	若草小学校	中島町4丁目5－1	390
11	中島会館	中島町4丁目17－14	104
12	柏陽中学校	柏陽町3丁目265	352
13	柏陽会館	柏陽町1丁目26	144
14	柏陽憩の家	柏陽町1丁目26	126
15	有明会館	有明町5丁目1番3号	135
16	大町会館	大町1丁目10番1	160
17	大町憩の家	大町4丁目5番15号	128
18	柏小学校	文京町3丁目3番3号	348
19	恵庭中学校	文京町3丁目4番5号	331
20	恵み野小学校	恵み野南4丁目1－1	327
21	恵み野旭小学校	恵み野北4丁目1－1	344
22	恵み野中学校	恵み野東1丁目1－2	423
23	恵み野会館	恵み野北2丁目12－2	196
24	恵み野憩の家	恵み野北2丁目1－3	146
25	島松公民館	島松本町3丁目12―20	413
26	島松憩の家	島松東町1丁目1―15	185
27	寿町会館	島松寿町2丁目24－3	205
28	島松小学校	中島松418	315
29	恵北中学校	中島松230	296
30	島松体育館	南島松389－3	420
31	農業活性化支援センター	西島松41－2の内	76
32	北栄会館	北島215	87
33	松恵小学校	中央452―2	157
34	中恵庭会館	中央382－2	58
35	東恵庭憩の家	中央452－3	59
36	春日会館	春日428	56
37	こども発達支援センター	黄金南5丁目11-4	143
38	恵庭南高校	白樺4－1－1	700
39	恵庭北高校	南島松359－1内	374
40	道の駅花ロードえにわ	南島松817－18	125
41	黄金ふれあいセンター	黄金南5丁目11－1	216
42	ルルマップ自然公園ふれらんど	西島松275	45
43	恵庭市生涯学習施設かしわのもり	大町1丁目5－1	111
44	アルファコート隣と話らいの広場スにあす	緑町2丁目1－1	323
45	北海道文教大学	黄金中央5丁目196-1	684
46	北海道文教大学付属高等学校	黄金中央5丁目207-11	435

資料１４　一時避難所（第４章第５節３関係）

No.	名称	所在地	面積（㎡）	収容可能人員
1	恵庭小学校グラウンド	福住町２丁目９−13	9,407	4,700
2	柏小学校グラウンド	文京町３丁目３−３	8,442	4,200
3	和光小学校グラウンド	和光町２丁目 10-1	11,078	5,500
4	若草小学校グラウンド	中島町４丁目５−１	21,480	10,700
5	恵み野小学校グラウンド	恵み野南４丁目１−１	18,603	9,300
6	恵み野旭小学校グラウンド	恵み野北４丁目１−１	14,330	7,100
7	島松小学校グラウンド	中島松 418	10,289	5,100
8	松恵小学校グラウンド	中央 452-2	15,976	7,900
9	恵庭中学校グラウンド	文京町３丁目４−５	25,218	12,600
10	恵明中学校グラウンド	黄金北４丁目１−１	19,186	9,500
11	柏陽中学校グラウンド	柏陽町３丁目 265	22,112	11,000
12	恵み野中学校グラウンド	恵み野東１丁目１−２	15,868	7,900
13	恵北中学校グラウンド	中島松 230	18,714	9,300
14	恵庭南高等学校グラウンド	白樺町４丁目１−１	56,655	28,300
15	恵庭北高等学校グラウンド	南島松 359−１	63,310	31,600
16	つつじ公園	相生町 249、和光町３丁目４	5,800	1,600
17	みどり公園	緑町１丁目 11	4,100	1,100
18	すみれ公園	緑町２丁目 88	2,600	700
19	すみよし公園	住吉町３丁目 418	2,700	700
20	さくら公園	桜町１丁目７	4,700	1,300
21	つくし公園	桜町３丁目 130	2,500	700
22	かわぞえ公園	漁町 393	2,700	700
23	さかえ公園	漁町 41	4,900	1,400
24	めぐみ公園	本町 89	1,600	400
25	なみき公園	本町 200	1,500	400
26	こがね公園	黄金中央２丁目９－１	1,800	500
27	恵庭ふるさと公園	黄金中央４丁目２	39,000	11,100
28	いくみ公園	黄金北３丁目 14	5,400	1,500
29	こまば公園	駒場町１丁目 323	12,000	3,400
30	恵庭公園	駒場町４丁目 900－１外	411,000	117,400
31	くるみ公園	駒場町５丁目 619	2,400	600
32	かや公園	白樺町３丁目 18−１	4,600	1,300
33	あおば公園	有明町３丁目９	2,300	600
34	あすなろ公園	有明町２丁目 319	2,700	700
35	ありあけ公園	有明町５丁目 755	3,700	1,000

No.	名称	所在地	面積（㎡）	収容可能人員
36	あじさい公園	有明町4丁目631	1,400	400
37	もいざり公園	大町2丁目235	4,100	1,100
38	ときわ公園	島松本町2丁目331	2,500	700
39	かつら公園	島松本町3丁目447	10,000	2,800
40	なかまち公園	島松仲町2丁目171－1	1,500	400
41	ひがし公園	島松東町3丁目207	3,800	1,000
42	いずみ公園	島松東町4丁目293	1,600	400
43	あさひ公園	島松旭町3丁目107	10,000	2,800
44	松鶴公園	漁太282－1	10,600	3,000
45	中恵庭公園	上山口17外	11,000	3,100
46	エルム公園	和光町5丁目531－5	3,600	1,000
47	もみじ公園	恵南6－49	1,700	400
48	ひので公園	美咲野6丁目29－170外	1,200	300
49	わこう公園	和光町1丁目4	12,000	3,400
50	ユカンボシ公園	和光町4丁目526	2,500	700
51	島松屋外運動場	南島松４０４－1外	38,079	19,000
52	チビッコ公園	恵み野西1丁目17－13	2,600	700
53	花の丘公園	恵み野西3丁目2－15	2,600	700
54	タイヤの丘公園	恵み野南2丁目8－10	2,600	700
55	アルプス公園	恵み野南3丁目9－15	2,300	600
56	おおぞら公園	恵み野北1丁目8－15	2,500	700
57	恵み野中央公園	恵み野北3丁目9－1外	111,000	31,700
58	めぐみの森公園	恵み野北6丁目3－3外	8,900	2,400
59	わんぱく公園	恵み野東6丁目10－9	2,600	700
60	やなぎ公園	福住町1丁目3	1,400	400
61	まなび公園	福住町2丁目6	2,700	700
62	ふくずみ公園	福住町3丁目11	2,300	600
63	わかくさ公園	中島町1丁目4－8	3,500	1,000
64	中島公園	中島町3丁目3－1外	5,200	1,400
65	どんぐり公園	中島町6丁目9	2,400	600
66	けいおう公園	恵央町15内	3,300	900
67	あかしや公園	柏陽町1丁目9	3,500	1,000
68	みかほ公園	柏陽町1丁目22	1,600	400
69	はくよう公園	柏陽町3丁目7	2,000	500
70	きぼう公園	柏陽町3丁目26	2,500	700
71	かしわぎ公園	柏陽町4丁目12	6,300	1,800
72	こばと公園	北柏木町2丁目286－16	1,200	300

No.	名　　称	所　　在　　地	面積（㎡）	収容可能人員
73	ひ　ば　り　公　園	北柏木町 3 丁目 100	8,900	2,500
74	み　の　し　ま　公　園	柏木町 354－2 外	3,400	900
75	け　い　ほ　く　公　園	幸町 414－28 外	3,000	800
76	し　ま　ま　つ　公　園	島松寿町 1 丁目 21	9,800	2,800
77	は　ま　な　す　公　園	島松寿町 2 丁目 32	5,400	1,500
78	わ　ら　べ　公　園	島松寿町 2 丁目 15－11	1,400	400
79	お　ひ　さ　ま　公　園	美咲野 3 丁目 16－249	3,900	1,100
80	桜　町　多　目　的　広　場	桜町 4 丁目 73－1 外	49,000	14,000
81	道の駅花ロードえにわ	南島松 817－１８	9,582	2,700
82	す　こ　や　か　公　園	黄金南 7 丁目 5	2,500	700
83	カ　リ　ン　バ　自　然　公　園	黄金南 6 丁目 1	20,000	5,700
84	黄　金　曙　公　園	黄金南 3 丁目 15－10	10,000	2,800
85	や　す　ら　ぎ　公　園	黄金南 5 丁目 8－1	2,500	700
86	ほ　の　ぼ　の　公　園	黄金南 1 丁目 18－1	2,500	700
87	む　つ　み　公　園	白樺町 1 丁目 13－59	900	200
88	ルルマップ自然公園ふれらんど多目的芝生広場	西島松 275	20,000	5,700
89	柏木中央会館前広場	柏木町 551	1,354	380
90	玉川組第 1 駐車場	相生町 223 番外	1,665	475
91	玉川組第 2 駐車場	相生町 240 番外	900	250
92	恵庭花夢里パークゴルフ場(夏季)	盤尻 15－6 外	4,328	1,230
93	さ　と　み　公　園	恵み野里美 2 丁目 13－6	752	215
94	隨縁カントリークラブ恵庭コース	盤尻 144	8,750	2,500
95	株式会社札幌エルムカントリークラブ	島松沢 55	13,615	3,890
96	恵庭カントリー倶楽部　恵庭コース	盤尻 53-2	6,000	1,700
97	北海道文教大学グラウンド	黄金中央 5 丁目 196-1	11,937	3,410
98	北海道文教大学附属高等学校グラウンド	黄金中央 5 丁目 207-11	6,464	1,845
計	98 箇所		1,326,516	459,895

注）　一時避難所位置図：別表　　6

別表（資料１４関係）

一時避難所位置図

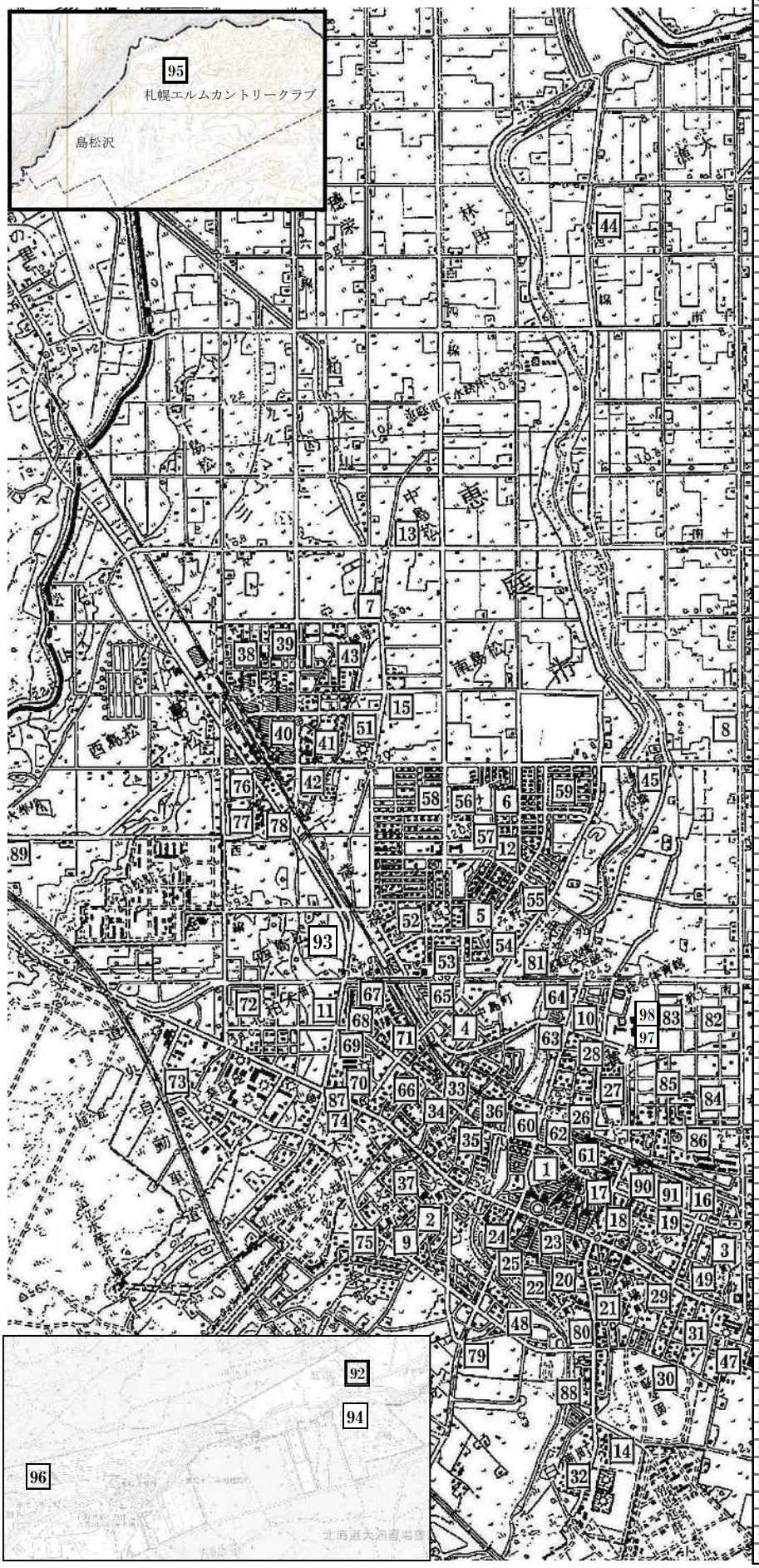

No	名称	所在地
1	恵庭小学校グラウンド	福住町2丁目9－13
2	柏小学校グラウンド	文京町3丁目3－3
3	和光小学校グラウンド	和光町2丁目10－1
4	若草小学校グラウンド	中島町4丁目5－1
5	恵み野小学校グラウンド	恵み野南4丁目1－1
6	恵み野旭小学校グラウンド	恵み野北4丁目1－1
7	島松小学校グラウンド	中島松418
8	松恵小学校グラウンド	中央452-2
9	恵庭中学校グラウンド	文京町3丁目4－5
10	恵明中学校グラウンド	黄金北4丁目1－1
11	柏陽中学校グラウンド	柏陽町3丁目265
12	恵み野中学校グラウンド	恵み野東1丁目1－2
13	恵北中学校グラウンド	中島松230
14	恵庭南高等学校グラウンド	白樺町4丁目1－1
15	恵庭北高等学校グラウンド	南島松359－1
16	つつじ公園	相生町249外
17	みどり公園	緑町1丁目11
18	すみれ公園	緑町2丁目88
19	すみよし公園	住吉町3丁目418
20	さくら公園	桜町1丁目7
21	つくし公園	桜町3丁目130
22	かわぞえ公園	漁町393
23	さかえ公園	漁町41
24	めぐみ公園	本町89
25	なみき公園	本町200
26	こがね公園	黄金中央2丁目9－1
27	恵庭ふるさと公園	黄金中央4丁目2
28	いくみ公園	黄金北3丁目14
29	こまば公園	駒場町1丁目323
30	恵庭公園	駒場町4丁目900－1外
31	くるみ公園	駒場町5丁目619
32	かや公園	白樺町3丁目18－1
33	あおば公園	有明町3丁目493
34	あすなろ公園	有明町2丁目319
35	ありあけ公園	有明町5丁目755
36	あじさい公園	有明町4丁目631
37	もいざり公園	大町2丁目235
38	ときわ公園	島松本町2丁目331
39	かつら公園	島松本町3丁目447
40	なかまち公園	島松仲町2丁目171－1
41	ひがし公園	島松東町3丁目207
42	いずみ公園	島松東町4丁目293
43	あさひ公園	島松旭町3丁目107
44	松鶴公園	漁太282－1
45	中恵庭公園	上山口17外
46	エルム公園	和光町5丁目531－5
47	もみじ公園	恵南6－49
48	ひので公園	美咲野6丁目29－170外
49	わこう公園	和光町1丁目4
50	ユカンボシ公園	和光町4丁目526
51	島松屋外運動場	南島松406－1外
52	チビッコ公園	恵み野西1丁目17－13
53	花の丘公園	恵み野西3丁目2－15
54	タイヤの丘公園	恵み野南2丁目8－10
55	アルプス公園	恵み野南3丁目9－15
56	おおぞら公園	恵み野北1丁目8－15
57	恵み野中央公園	恵み野北3丁目9－1外
58	めぐみの森公園	恵み野北6丁目3－3外
59	わんぱく公園	恵み野東6丁目10－9
60	やなぎ公園	福住町1丁目3
61	まなび公園	福住町2丁目6
62	ふくずみ公園	福住町3丁目11
63	わかくさ公園	中島町1丁目4－8
64	中島公園	中島町3丁目1外
65	どんぐり公園	中島町6丁目9
66	けいおう公園	恵央町15内
67	あかしや公園	柏陽町1丁目9
68	みかほ公園	柏陽町1丁目22
69	はくよう公園	柏陽町3丁目7
70	きぼう公園	柏陽町3丁目26
71	かしわぎ公園	柏陽町4丁目12
72	こばと公園	北柏木町2丁目286－16
73	ひばり公園	北柏木町3丁目100
74	みのしま公園	柏木町4丁目354－2外
75	けいほく公園	幸町2丁目414－28外
76	しまつ公園	島松寿町1丁目21
77	はまなす公園	島松寿町2丁目32
78	わらべ公園	島松寿町2丁目15－11
79	おひさま公園	美咲野3丁目16－249
80	桜町多目的広場	桜町4丁目73－1外
81	道と川の駅花ロードえにわ	南島松817－18
82	すこやか公園	黄金南7丁目5
83	カリンバ自然公園	黄金南6丁目1
84	黄金曙公園	黄金南3丁目15－10
85	やすらぎ公園	黄金南5丁目8－1
86	ほのぼの公園	黄金南1丁目18－1
87	柏木中央会館前広場	柏木町3丁目－551
88	むつみ公園	白樺町1丁目13－59
89	ルルマップ 自然公園ふれらんど	西島松275
90	玉川組第1駐車場	相生町223番外
91	玉川組第2駐車場	相生町240番外
92	盤尻パークゴルフ場(夏季)	盤尻20－7外
93	さとみ公園	恵み野里美2丁目13－6
94	随縁カントリークラブ 恵庭コース	盤尻144
95	株式会社札幌エルムカントリークラブ	島松沢55
96	恵庭カントリー倶楽部　恵庭コース	盤尻53－2
97	北海道文教大学グラウンド	黄金中央5丁目196－1
98	北海道文教大学附属高等学校グラウンド	黄金中央5丁目207－11

資料１５　消防組織の現況（第４章第９節２関係）

（令和７年１月１日現在）

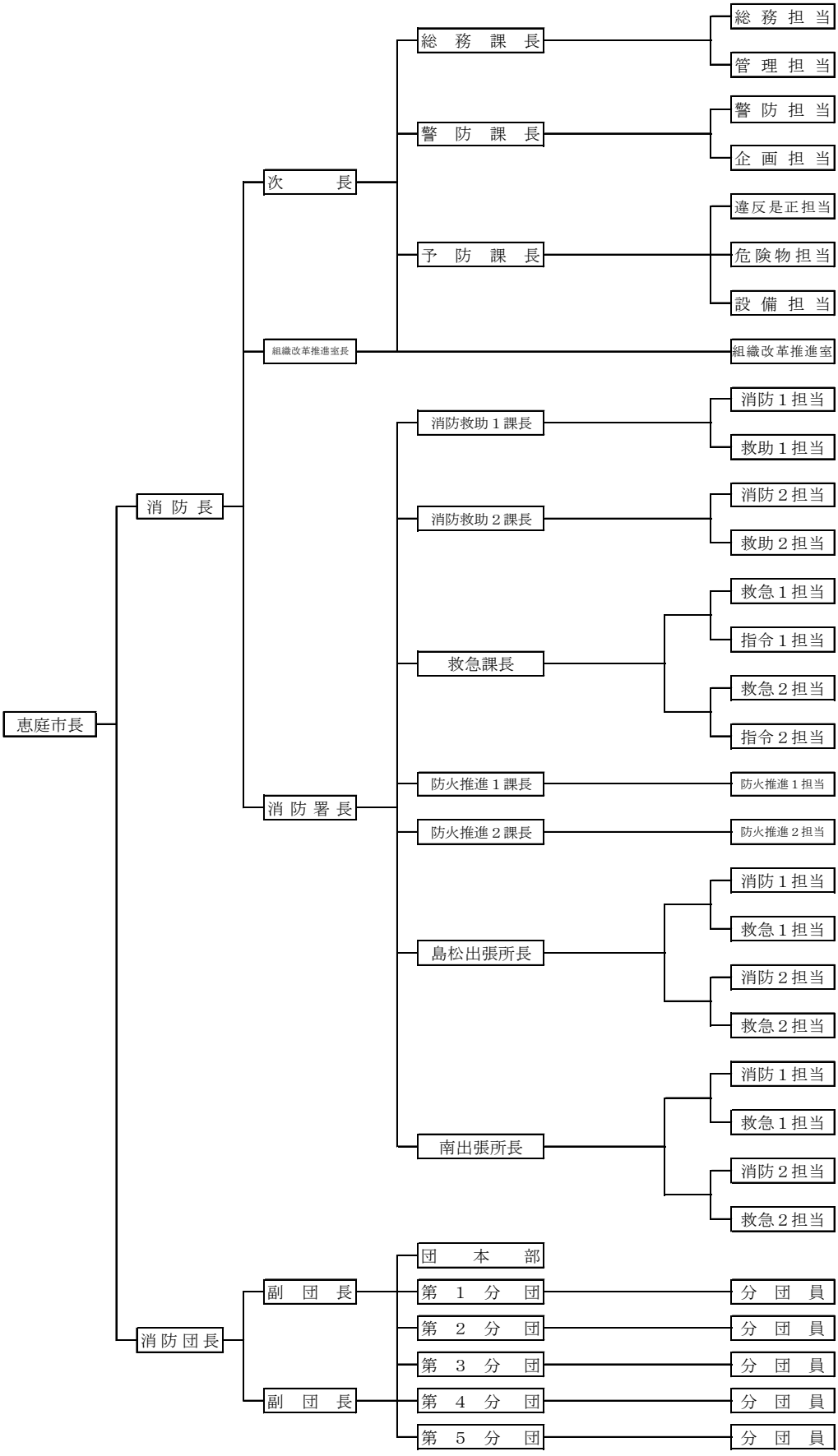

資料１６　消防車両等の現況（第４章第９節２関係）

（令和７年１月１日現在）

所　属	車　号	種　　別	登録番号
消防本部	恵庭１０１	広報車	札幌 800　た　1320
〃	恵庭調査１０１	火災原因調査車	札幌 800　そ　4990
〃	恵庭１０２	連絡車	札幌 430　に　6116
〃		連絡車	札幌 303　の　4262
消防署	恵庭１	指揮車	札幌 800　そ　5952
〃	恵庭２	水槽付消防ポンプ自動車	札幌 800　は　2288
〃	恵庭６	救助工作車	札幌 800　は　1856
〃	恵庭７	はしご付消防ポンプ自動車	札幌 800　は　4403
〃	恵庭２２	大型水槽付消防ポンプ自動車	札幌 800　は　5563
〃	恵庭４	化学消防ポンプ自動車	札幌 800　は　3144
〃	恵庭５	救急車	札幌 800　さ　8205
〃	恵庭５０	救急車	札幌 830　な　114
〃	恵庭１５	資器材搬送車	札幌 800　た　5711
南出張所	恵庭南２	水槽付消防ポンプ自動車	札幌 830　す　3261
〃	恵庭南５	救急車	札幌 830　せ　3735
〃	恵庭１１９	支援車	札幌 800　た　7200
島松出張所	島松２	水槽付消防ポンプ自動車	札幌 800　は　3288
〃	島松５	救急車	札幌 830　さ　4002
第１分団	恵庭分団	小型動力ポンプ積載車	札幌 800　さ　2507
第２分団	島松分団	消防ポンプ自動車	札幌 800　そ　7541
第３分団	中央分団	消防ポンプ自動車	札幌 88　て　2994
第４分団	漁太分団	小型動力ポンプ積載車	札幌 800　そ　652
第５分団	北島分団	小型動力ポンプ積載車	札幌 800　す　5564

資料１７　消防水利施設の現況（第４章第９節２関係）

（令和７年１月１日現在）

区　　分	基準数	現有数	消火栓			防火水槽			池	不足数	充足率(%)
			小計	公設	私設	小計	公設	私設	私設		
市街地	728	728	693	689	4	35	18	17	0	0	100.0
その他の地域	109	109	102	102	0	6	2	4	1	0	100.0
駐屯地	76	76	76	0	76	0	0	0	0	0	100.0
計	913	913	871	791	80	41	20	21	1	0	100.0

資料１８　消防機関の位置図（第４章第９節２関係）

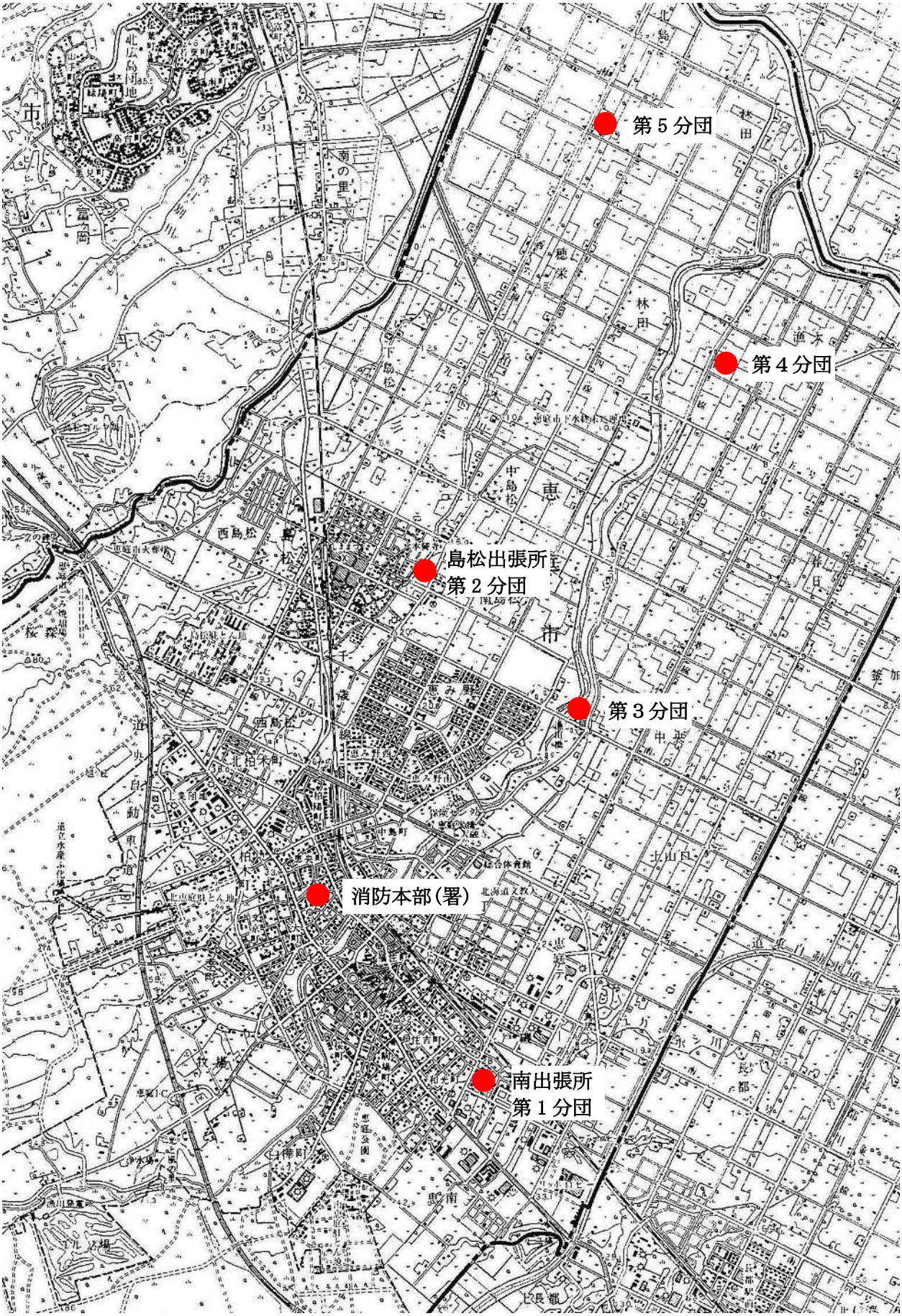

資料１９　重要水防区域調書（第４章第１０節１関係）

令和６年度　恵庭市　重要水防箇所調書（千歳川）

No.	河川名	左右岸	種　別	重点区間	重要度	築堤名	距離標			箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所	市町村名
越-1	千歳川	左岸	越水・溢水		B	島松太	19.80	～	20.80		1.00	20.40	9.41	11.06	10.24		千歳川	恵庭市
越-2	千歳川	左岸	越水・溢水		B	島松太	20.80	～	21.80		1.00	21.40	9.44	11.06	10.60		千歳川	恵庭市
越-3	千歳川	左岸	越水・溢水	○	A	島松太	21.80	～	23.20		1.40	22.60	9.47	11.06	9.97		千歳川	恵庭市
越-4	千歳川	左岸	越水・溢水		B	島松太	23.20	～	23.40		0.20	23.40	9.48	11.06	10.42		千歳川	恵庭市
越 5	千歳川	左岸	越水・溢水		A	島松太	23.40	～	24.40		1.00	24.00	9.50	11.06	10.50		千歳川	恵庭市
越-6	千歳川	左岸	越水・溢水		B	島松太	24.40	～	24.60		0.20	24.60	9.51	11.06	10.39		千歳川	恵庭市
越-7	千歳川	左岸	越水・溢水		A	島松太	24.60	～	24.80		0.20	24.80	9.52	11.06	10.64		千歳川	恵庭市
越-8	千歳川	左岸	越水・溢水		B	島松太	24.80	～	26.00		1.20	25.40	9.53	11.06	10.78		千歳川	恵庭市
越-9	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太	26.00	～	28.56		2.56	27.20	9.56	11.06	10.68		千歳川	恵庭市
越 10	千歳川	左岸	越水・溢水	○	A	漁太	28.80	～	29.00		0.20	29.00	9.59	11.06	11.42		千歳川	恵庭市
越-11	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太	29.00	～	30.60		1.60	29.80	9.60	11.06	10.77		千歳川	恵庭市
基-1	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	島松太	24.60	～	26.00		1.40	25.40	9.53	11.06	10.78		千歳川	恵庭市
基-2	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	漁太	26.00	～	27.00		1.00	26.60	9.56	11.06	10.91		千歳川	恵庭市
基-3	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	漁太	27.20	～	28.56		1.36	27.80	9.57	11.06	10.71		千歳川	恵庭市
基 4	千歳川	左岸	基礎地盤漏水	○	B	漁太	28.60	～	30.60		2.00	29.60	9.59	11.06	10.86		千歳川	恵庭市
衝-1	千歳川	左岸	水衝・洗掘		B	島松太	23.20	～	23.40		0.20	23.40	9.48	11.06	10.42		千歳川	恵庭市
工-1	千歳川	－	工作物		B	舞鶴橋	28.56					28.60	9.58	11.06	12.78		千歳川	恵庭市,長沼町
破-1	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	漁太築堤	26.80					26.80	9.56	11.06	11.07	S37	千歳川	恵庭市
破-2	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	漁太築堤	27.00					27.00	9.56	11.06	10.99	S37	千歳川	恵庭市
旧 1	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	島松太	24.00	～	25.40		1.40	24.80	9.52	11.06	10.64		千歳川	恵庭市
旧-2	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	島松太	25.60	～	26.00		0.40	25.80	9.55	11.06	10.85		千歳川	恵庭市
旧-3	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	漁太	26.20	～	26.80		0.60	26.60	9.56	11.06	10.91		千歳川	恵庭市
重-1	千歳川	左岸	重点区間	○		島松太築堤	22.50	～	22.70		0.19	22.60	9.47	11.06	9.97		千歳川	恵庭市
重-2	千歳川	左岸	重点区間	○		漁太築堤	28.70	～	28.90		0.20	28.80	9.58	11.06	10.56		千歳川	恵庭市

令和６年度　恵庭市　重要水防箇所調書（漁川）

No.	河川名	左右岸	種　別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所	市町村名
越 1	漁川	左岸	越水・溢水		B	漁川左岸築堤	0.20 ～ 2.20		2.00	1.20	9.81	11.06	10.97		千歳川	恵庭市
越-2	漁川	左岸	越水・溢水		B		7.80 ～ 9.00		1.20	8.40	20.55	21.75	－		千歳川	恵庭市
越-3	漁川	左岸	越水・溢水		B		12.00 ～ 12.20		0.20	12.20	36.41	37.61	－		千歳川	恵庭市
越-4	漁川	左岸	越水・溢水		B		12.60 ～ 12.80		0.20	12.80	39.90	41.10	－		千歳川	恵庭市
越-5	漁川	左岸	越水・溢水	○	B		13.20 ～ 13.40		0.20	13.40	43.36	44.56	－		千歳川	恵庭市
越 6	漁川	左岸	越水・溢水	○	A		13.40 ～ 13.60		0.20	13.60	44.51	45.71			千歳川	恵庭市
越-7	漁川	右岸	越水・溢水		B	漁川左岸築堤	0.20 ～ 2.40		2.20	1.40	9.86	11.06	11.34		千歳川	恵庭市
越-8	漁川	右岸	越水・溢水		B	漁川左岸築堤	3.00 ～ 3.40		0.40	3.20	10.28	11.48	11.73		千歳川	恵庭市
越-9	漁川	右岸	越水・溢水		B		8.40 ～ 8.60		0.20	8.60	20.98	22.18	－		千歳川	恵庭市
越-10	漁川	右岸	越水・溢水	○	B		10.80 ～ 11.00		0.20	11.00	30.69	31.89	－		千歳川	恵庭市
越 11	漁川	右岸	越水・溢水		B		12.80 ～ 13.00		0.20	13.00	41.04	42.24			千歳川	恵庭市
越-12	漁川	右岸	越水・溢水		A		13.00 ～ 13.40		0.40	13.20	42.19	43.39	－		千歳川	恵庭市
越-13	漁川	右岸	越水・溢水	○	B		13.40 ～ 13.60		0.20	13.60	44.51	45.71	－		千歳川	恵庭市
堤 1	漁川	左岸	堤体漏水		B	漁川左岸築堤	4.90 ～ 6.80		1.90	5.80	13.89	15.09	17.19	S56	千歳川	恵庭市
堤-2	漁川	右岸	堤体漏水		B	漁川右岸築堤	0.15 ～ 1.40		1.25	0.80	9.72	11.06	11.04		千歳川	恵庭市
堤-3	漁川	右岸	堤体漏水		B	漁川右岸築堤	1.80 ～ 2.00		0.20	2.00	10.00	11.20	11.50		千歳川	恵庭市
堤-4	漁川	右岸	堤体漏水		B	漁川右岸築堤	3.20 ～ 3.40		0.20	3.40	10.32	11.52	11.69		千歳川	恵庭市
堤-5	漁川	右岸	堤体漏水		B	漁川右岸築堤	5.40 ～ 6.40		1.00	6.00	14.51	15.71	17.20		千歳川	恵庭市
基 1	漁川	右岸	基礎地盤漏水		B	漁川右岸築堤	5.20 ～ 6.40		1.24	5.80	13.89	15.09	16.84		千歳川	恵庭市
衝-1	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	2.14 ～ 2.17		0.03	2.20	10.05	11.25	11.58		千歳川	恵庭市
衝-2	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	3.13 ～ 3.36		0.24	3.20	10.28	11.48	13.29		千歳川	恵庭市
衝-3	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	4.05 ～ 4.18		0.13	4.20	11.92	13.12	14.13		千歳川	恵庭市
衝-4	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	4.60 ～ 4.83		0.24	4.80	12.66	13.86	15.16		千歳川	恵庭市
衝 5	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	4.91 ～ 4.99		0.08	5.00	12.90	14.10	16.32		千歳川	恵庭市
衝-6	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	5.00 ～ 5.08		0.08	5.00	12.90	14.10	16.32		千歳川	恵庭市
衝-7	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	5.16 ～ 5.47		0.32	5.40	13.40	14.60	16.26		千歳川	恵庭市
衝-8	漁川	左岸	水衝・洗掘		B	漁川左岸築堤	6.74 ～ 6.86		0.13	6.80	17.13	18.33	19.55		千歳川	恵庭市
衝-9	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		8.08 ～ 8.19		0.11	8.20	20.13	21.33	－		千歳川	恵庭市
衝 10	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		8.26 ～ 8.48		0.22	8.40	20.55	21.75			千歳川	恵庭市
衝-11	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		8.96 ～ 9.04		0.08	9.00	21.86	23.06	－		千歳川	恵庭市
衝-12	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		9.64 ～ 9.74		0.10	9.60	24.66	25.86	－		千歳川	恵庭市
衝-13	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		10.02 ～ 10.46		0.44	10.20	27.27	28.47	－		千歳川	恵庭市
衝-14	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		10.56 ～ 10.74		0.18	10.60	28.96	30.16	－		千歳川	恵庭市
衝 15	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		10.76 ～ 11.00		0.24	10.80	29.77	30.97			千歳川	恵庭市
衝-16	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		11.26 ～ 11.29		0.03	11.20	31.54	32.74	－		千歳川	恵庭市
衝-17	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		11.36 ～ 11.44		0.08	11.40	32.37	33.57	－		千歳川	恵庭市
衝-18	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		12.08			12.00	35.29	36.49	－		千歳川	恵庭市
衝-19	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		12.82 ～ 12.95		0.13	12.80	39.90	41.10	－		千歳川	恵庭市
衝 20	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		13.05 ～ 13.22		0.17	13.20	42.19	43.39			千歳川	恵庭市
衝-21	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		13.29			13.20	42.19	43.39	－		千歳川	恵庭市
衝-22	漁川	左岸	水衝・洗掘		B		13.70			13.60	44.51	45.71	－		千歳川	恵庭市
衝-23	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	0.82 ～ 0.84		0.02	0.80	9.72	11.06	11.04		千歳川	恵庭市
衝-24	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	0.89 ～ 0.98		0.08	1.00	9.77	11.06	11.23		千歳川	恵庭市
衝 25	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	2.56 ～ 2.71		0.19	2.60	10.14	11.34	12.01		千歳川	恵庭市
衝-26	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	3.23 ～ 3.35		0.12	3.20	10.28	11.48	11.73		千歳川	恵庭市
衝-27	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	3.50 ～ 3.95		0.46	3.80	10.63	11.83	13.35		千歳川	恵庭市
衝-28	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	4.00 ～ 4.11		0.11	4.00	11.27	12.47	13.38		千歳川	恵庭市
衝-29	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	4.91 ～ 4.98		0.07	5.00	12.90	14.10	15.83		千歳川	恵庭市
衝 30	漁川	右岸	水衝・洗掘		B	漁川右岸築堤	5.12 ～ 5.47		0.36	5.20	13.16	14.36	15.37		千歳川	恵庭市
衝-31	漁川	右岸	水衝・洗掘		B		8.09 ～ 8.19		0.10	8.20	20.13	21.33	－		千歳川	恵庭市
衝-32	漁川	右岸	水衝・洗掘		B		8.28 ～ 8.35		0.07	8.40	20.55	21.75	－		千歳川	恵庭市
衝-33	漁川	右岸	水衝・洗掘		B		10.56 ～ 10.74		0.18	10.60	28.96	30.16	－		千歳川	恵庭市
衝-34	漁川	右岸	水衝・洗掘	○	B		10.85 ～ 10.99		0.14	11.00	30.69	31.89	－		千歳川	恵庭市

令和６年度　恵庭市　重要水防箇所調書（漁川）

No.	河川名	左右岸	種　別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所	市町村名
衝 35	漁川	右岸	水衝・洗掘		B		11.24 ～ 11.29		0.05	11.20	31.54	32.74			千歳川	恵庭市
衝-36	漁川	右岸	水衝・洗掘		B		11.36 ～ 11.44		0.08	11.40	32.37	33.57	－		千歳川	恵庭市
衝-37	漁川	右岸	水衝・洗掘		B		13.70			13.60	44.51	45.71	－		千歳川	恵庭市
工-1	漁川	－	工作物		A	南12号漁川橋	0.89			0.80	9.72	11.06	11.10		千歳川	恵庭市
工-2	漁川	－	工作物		B	恵庭大橋	8.79			8.80	21.43	22.63	－		千歳川	恵庭市
工 3	漁川		工作物		B	黄金橋	9.16			9.20	22.31	23.51			千歳川	恵庭市
破-1	漁川	左岸	破堤跡		要注意	漁川左岸築堤	2.50			2.60	10.14	11.34	11.98	S56	千歳川	恵庭市
旧 1	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	1.47 ～ 1.56		0.07	1.60	9.91	11.11	11.38		千歳川	恵庭市
旧-2	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	1.77 ～ 1.84		0.07	1.80	9.95	11.15	11.59		千歳川	恵庭市
旧-3	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	2.49 ～ 2.54		0.05	2.60	10.14	11.34	11.98	S56	千歳川	恵庭市
旧-4	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	2.66 ～ 2.72		0.06	2.60	10.14	11.34	11.98		千歳川	恵庭市
旧-5	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	3.17 ～ 3.21		0.04	3.20	10.28	11.48	13.29		千歳川	恵庭市
旧 6	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	3.61 ～ 3.64		0.03	3.60	10.38	11.58	13.14		千歳川	恵庭市
旧-7	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	5.43 ～ 5.60		0.18	5.60	13.64	14.84	16.67		千歳川	恵庭市
旧-8	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	6.10 ～ 6.14		0.04	6.20	15.52	16.72	18.29		千歳川	恵庭市
旧-9	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	6.15 ～ 6.19		0.04	6.20	15.52	16.72	18.29		千歳川	恵庭市
旧-10	漁川	左岸	旧川跡		要注意	漁川左岸築堤	6.30 ～ 6.60		0.31	6.40	16.23	17.43	18.78		千歳川	恵庭市
旧 11	漁川	左岸	旧川跡		要注意		8.80 ～ 9.00		0.20	9.00	21.86	23.06			千歳川	恵庭市
旧-12	漁川	左岸	旧川跡		要注意		10.20 ～ 10.40		0.20	10.40	28.05	29.25	－		千歳川	恵庭市
旧-13	漁川	左岸	旧川跡		要注意		10.80 ～ 11.00		0.20	11.00	30.69	31.89	－		千歳川	恵庭市
旧-14	漁川	左岸	旧川跡		要注意		12.20 ～ 12.40		0.20	12.40	37.59	38.79	－		千歳川	恵庭市
旧-15	漁川	左岸	旧川跡	○	要注意		13.20 ～ 13.40		0.20	13.40	43.36	44.56	－		千歳川	恵庭市
旧 16	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	0.63 ～ 0.73		0.10	0.60	9.67	11.06	11.11		千歳川	恵庭市
旧-17	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	2.00 ～ 2.20		0.20	2.20	10.05	11.25	11.73		千歳川	恵庭市
旧-18	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	4.20 ～ 4.56		0.37	4.40	12.17	13.37	14.45		千歳川	恵庭市
旧-19	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	4.80 ～ 4.88		0.08	4.80	12.66	13.86	14.66		千歳川	恵庭市
旧-20	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	4.92 ～ 5.08		0.17	5.00	12.90	14.10	15.83		千歳川	恵庭市
旧 21	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	5.17 ～ 5.38		0.22	5.20	13.16	14.36	15.37		千歳川	恵庭市
旧-22	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	5.38 ～ 5.55		0.17	5.40	13.40	14.60	16.19		千歳川	恵庭市
旧-23	漁川	右岸	旧川跡		要注意	漁川右岸築堤	6.95 ～ 7.00		0.05	7.00	17.57	18.77	19.88		千歳川	恵庭市
旧-24	漁川	右岸	旧川跡		要注意		8.20 ～ 8.40		0.20	8.40	20.55	21.75	－		千歳川	恵庭市
旧-25	漁川	右岸	旧川跡		要注意		9.16 ～ 9.60		0.44	9.40	23.49	24.69	－		千歳川	恵庭市
旧 26	漁川	右岸	旧川跡		要注意		9.75 ～ 9.80		0.05	9.80	25.51	26.71			千歳川	恵庭市
旧-27	漁川	右岸	旧川跡		要注意		10.06 ～ 10.40		0.34	10.20	27.27	28.47	－		千歳川	恵庭市
旧-28	漁川	右岸	旧川跡		要注意		10.58 ～ 10.60		0.02	10.60	28.96	30.16	－		千歳川	恵庭市
旧-29	漁川	右岸	旧川跡		要注意		10.74 ～ 10.80		0.06	10.80	29.77	30.97	－		千歳川	恵庭市
旧-30	漁川	右岸	旧川跡	○	要注意		11.44 ～ 13.60		2.16	12.60	38.75	39.95	－		千歳川	恵庭市
重 1	漁川	左岸	重点区間	○			13.30 ～ 13.50		0.20	13.40	43.36	44.56			千歳川	恵庭市
重-2	漁川	右岸	重点区間	○			10.90 ～ 11.10		0.20	11.00	30.69	31.89	－		千歳川	恵庭市
重-3	漁川	右岸	重点区間	○			13.50 ～ 13.60		0.10	13.60	44.51	45.71	－		千歳川	恵庭市

令和６年度　恵庭市　重要水防箇所調書（島松川）

No.	河川名	左右岸	種　別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所	市町村名
越-1	島松川	右岸	越水・溢水		B	島松川右岸築堤	0.24 ～ 0.80		0.56	0.60	9.39	11.06	10.61		千歳川	恵庭市
越-2	島松川	右岸	越水・溢水		A	島松川右岸築堤	0.80 ～ 0.87		0.07	0.80	9.39	11.06	10.70		千歳川	恵庭市
工 1	島松川		工作物		A	南9号橋	0.87			0.80	9.39	11.06	10.57		千歳川	北広島市,恵庭市

資料編（資料）

【　北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域　】　出展：空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所

（単位：ｋｍ）

級種	水系名	河川名	管理区間延長
1	石狩川	島松川	16.3
		柏木川	11.6
		ルルマップ川	5.1
		漁川	10.3
		茂漁川	4.0
		漁太川	0.1
		ユカンボシ川	5.0
計		１水系７河川	53.1

資料２０　重要水防区域図（第４章第１０節１関係）

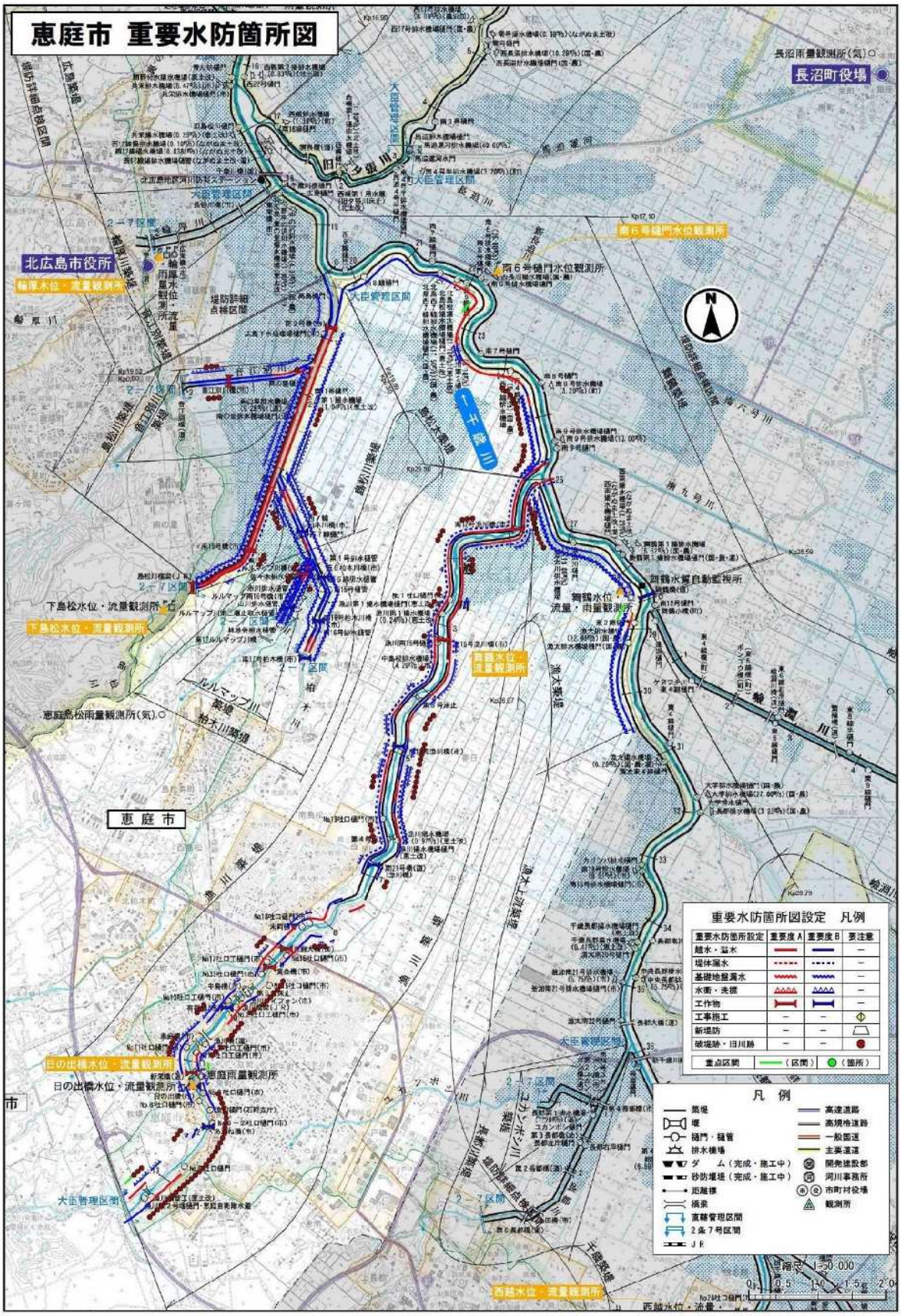

柏木川

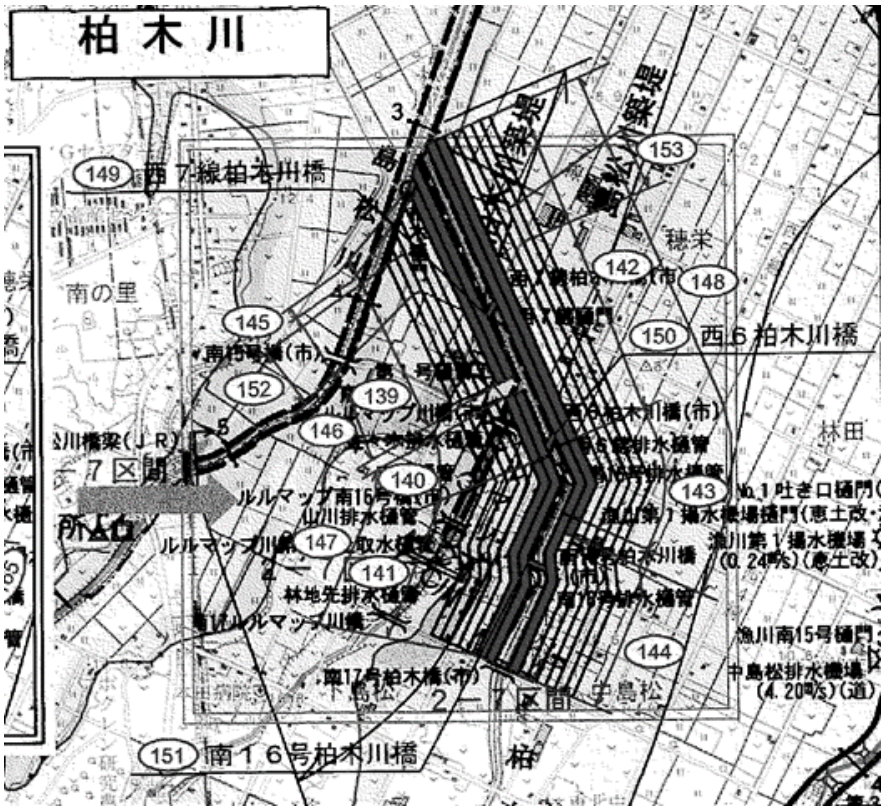
柏木川
149 西7線柏木川橋
153
穂栄
142
148
南の里
145
150 西6柏木川橋
152
139
146
140
143
147
141
144
151 南16号柏木川橋
南17号柏木川橋(市)
中島松
林田

ルルマップ川

ルルマップ川
西7線柏木川橋(市)
161 南15号橋
163
158
154
164
159
155
156
157
160
165
162 南16号橋
南17号柏木川橋(市)

資料２１　土砂災害警戒区域（第４章第１０節１関係）

（令和５年４月１日現在）

番号	所在地	地形・地質条件			保全対象施設等				
		延長（L）	高さ	斜面勾配	人家戸数	斜面下部人家戸　数	斜面下部人家戸数（１０ｍ以内）	斜面下部人家戸数（１０ｍ以上）	公共的建　物
		（L）	（m）	（度）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	
１	牧場２	185	14	40	2	2	2		
２	柏木町１	95	12	40	33				
３	柏木町４	100	7	45					
４	柏木町２	75	10	35	1	1			
５	西島松７	180	10	36					
６	西島松１	70	8	48					
７	牧場１	140	18	37	2	2			
８	牧場４	120	18	37					
９	島松沢３	120	20	45	1				
１０	西島松２	25	14	67	1	1			
１１	島松沢２	135	30	57	8	8	2		
１２	北柏木町	170	25	42					水産孵化場
１３	盤尻１	90	15	55	1			1	
１４	島松沢１	165	30	43					ゴミ焼却場
１５	島松沢５	330	20	41					
１６	島松沢７	100	24	67					
１７	島松沢８	190	18	31					
１８	島松沢９	100	24	32					
１９	島松１	500	30	45					
２０	島松２	120	30	34					
２１	西島松３	285	8	36					
２２	西島松４	200	16	39					
２３	西島松５	500	12	53					
２４	西島松６	155	10	39					
２５	西島松８	140	5	36					
２６	牧場３	120	16	40					
２７	柏木町３	310	15	34					
２８	盤尻２	320	55	45					
２９	盤尻３	140	55	45					
３０	盤尻４	620	45	37					
３１	盤尻５	340	30	45					

番号	所在地	地形・地質条件			保全対象施設等				
		延　長（L）	高さ	斜面勾配	人家戸数	斜面下部人家戸数	斜面下部人家戸数（１０ｍ以内）	斜面下部人家戸数（１０ｍ以上）	公共的建物
		（L）	（m）	（度）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	
３２	盤尻６	380	20	34					
３３	盤尻７	1120	20	36					
３４	盤尻８	420	20	36					
３５	盤尻１０	110	20	36					
３６	盤尻１１	210	15	55					
３７	恵南１	250	7	34					
３８	恵南２	290	7	32					

資料２２　急傾斜地一覧表（第４章第１０節１関係）

急傾斜地一覧　　（令和５年４月１日現在）

番号	所在地	地形・地質条件			保全対象施設等				
		延　長（L）	高さ	斜面勾配	人家戸数	斜面下部人家戸数	斜面下部人家戸数（１０ｍ以内）	斜面下部人家戸数（１０ｍ以上）	公共的建物
		（L）	（m）	（度）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	
1	島松沢４	125	20	34					
2	島松沢６	60	34	43					
3	盤尻９	170	20	36					

資料２３　危険物製造所等所在一覧（第４章第１０節１関係）

（令和７年１月１日現在）

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				製造所等合計
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	給油取扱所		販売取扱所	一般取扱所	
									営業所	自家用			
件数	1	39	5	22	5	128	58	0	13	33	1	40	345

資料２４　危険物屋外タンク貯蔵所在一覧（第４章第１０節１関係）

（令和７年１月１日現在）

所在地	事業所名	貯蔵危険物	取扱数量(Kℓ)
西島松３０８	島松駐屯地	第３石油類	181,420
		第３石油類	181,420
		第３石油類	127,711
		第３石油類	108,524
小計			**599,075**
柏木町５３１	北恵庭駐屯地	第３石油類	128,880
		第３石油類	128,880
小計			**257,760**
恵南６３	南恵庭駐屯地	第３石油類	172,000
		第３石油類	172,000
		第３石油類	171,753
小計			**515,753**
北柏木町３丁目３４	ニチレキ㈱北海道支店	第２石油類	15,000
		第３石油類	13,000
		第３石油類	15,000
		第３石油類	13,000
小計			**56,000**
戸磯３４５－７	東綱商事㈱	第２石油類	200,000
		第２石油類	200,000
		第２石油類	200,000
		第３石油類	200,000
小計			**800,000**
盤尻３－２	㈱玉川組	第３石油類	30,000
小計			**30,000**
中島松７７－１	中島松排水機場	第３石油類	5,000
小計			**5,000**
林田１－２	札幌開発建設部 林田排水機場	第３石油類	10,000
小計			**10,000**
下島松８２９	ホクレン農場協同組合 恵庭研究農場	第２石油類	4,700
小計			**4,700**
戸磯２０１－１６	トヨタ L&F 札幌㈱ 恵庭営業所	第３石油類	4,000
小計			**4,000**
合　　計	５施設	第２石油類	**619,700**
	１７施設	第３石油類	**1,662,588**

資料２５　要配慮者利用施設一覧（第４章第１１節２関係）

要配慮者利用施設一覧表

	施設の種類	施設名	所在地	河川洪水浸水深					河岸浸食
				0	～0.5m	～3.0m	～5.0m	5.0m～	
1	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム だんらん	有明町1丁目8-8		○				○
2	通所介護事業所（地域密着型を含む）	ラ・デュース文京デイサービスセンター	文京町1丁目20-11		○				○
3	通所介護事業所（地域密着型を含む）	デイサービスきずな	大町1丁目8-5			○			
4	通所介護事業所（地域密着型を含む）	デイサービスおしゃべりサロン	本町146			○			
5	通所介護事業所（地域密着型を含む）	デイサービスセンターゆあみ茶屋恵庭	黄金北4丁目4-2		○				○
6	放課後等デイサービス	放課後デイサービス　たくと	新町30-3			○			
7	幼稚園（幼稚園型認定こども園）	恵庭幼稚園	大町4丁目1-11		○				○
8	幼稚園	北海道文教大学附属幼稚園	漁町396			○			○
9	保育所（保育所型認定こども園）	えにわスマイル保育園	末広町32			○			
10	幼保連携型認定こども園	さくら	大町1丁目10-5			○			
11	地域型保育事業	恵庭保育園	大町4丁目1-11		○				○
12	認可外保育施設（事業所内保育施設）	恵庭第一病院	福住町1丁目6-6			○			
13	生活介護事業所	とらい	新町30-3			○			
14	生活介護事業所	デイサービス所きずな	大町1丁目8-5			○			
15	就労継続支援事業所Ｂ	はっぴーjob	本町17			○			
16	共同生活援助事業所	光風荘　柏木南	柏木町1丁目10-26			○			
17	共同生活援助事業所	光風荘　ふくずみ	福住町2丁目3-9			○			
18	病院	社会医療法人恵和会　恵庭第一病院	福住町1丁目6-6			○			
19	小学校	恵庭市立恵庭小学校	福住町2丁目9-13			○			
20	短期入所	すてい	新町30-3			○			

※洪水は「0.5m以上の浸水深」が想定される区域内の施設を対象としている。

※「0.5m未満の浸水深」が想定される区域内であっても、河岸浸食により施設に影響を及ぼす可能性がある施設についても対象とする。

資料２６　北海道雪害対策実施要綱（第４章第１３節関係）

第１　目　的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第２　防災会議の体制

１　連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

２　設置期間

11月1日から3月31日まで（なお、気象状況等を踏まえて別途定める場合がある。）

３　連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

(1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
(2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
(3) 雪害に対処するために必要な資料の収集
(4) 雪害時における定時的な報告
(5) その他雪害対策に必要な事項

４　連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

５　連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第３　対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

１　第一次目標

(1) 期間　11月～12月中旬
(2) 目標　除雪機械車両等の整備点検

２　第二次目標

(1) 期間　12月～3月
(2) 目標　豪雪等雪害に対処する除雪･排雪の推進

第４　防災関係機関の予防対策

１　気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、１時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また､関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

２　交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は、路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種　類	標準交通量	除　雪　目　標
第1種	1,000台/日以上	２車線以上の所定幅員確保を原則とし､異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力２車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	２車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力１車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	２車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては１車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間２４時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携するものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3　なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4　排　雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

5　住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第５　防災関係機関の警戒体制

1　北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2　北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりＮＨＫ及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3　東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

４　北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

５　北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

６　東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

７　北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

８　ＮＨＫ及び関係報道機関

ＮＨＫ及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

９　その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第６　避難救出措置等

１　北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員（リエゾン）の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

２　北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第７　災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第８　総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第９　市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

１　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
２　雪害情報の連絡体制を確立すること。
３　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
４　積雪における消防体制を確立すること。
５　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制

を整えること。
6　要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
7　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
(1) 食料、燃料等の供給対策
(2) 医療助産対策
(3) 応急教育対策
8　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
9　雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料２７　北海道融雪対策実施要綱（第４章第１４節関係）

第１　目　的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第２　防災会議の体制

１　連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道エアポート株式会社

２　設置期間

3月15日から6月15日まで（なお、気象状況等を踏まえて別途定める場合がある。）

３　連絡部の任務

(1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
(2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
(3) 融雪災害時における定時的な報告
(4) その他融雪災害対策に必要な事項

４　連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生の情報を覚知し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の召集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

５　連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第３　予防対策

１　気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、１時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。) 水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制

を整えるものとする。

第４　応急対策

１　防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

２　避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第５　災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第６　総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第７　市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

１　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。

２　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。

３　融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。

４　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。

５　融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。

６　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。

７　水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。

８　道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。

９　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料２８　恵庭市地域防災行政無線呼出番号（第５章第２節１関係）

移動系

No	種　　別	呼出番号	所　　管	内線番号等	設置場所等	車輌番号等
1	基地局	001	基地・防災課	2240	市役所設置	（３階分電盤室）
2	統制台	100	基地・防災課	2240	市役所設置	（１階放送室）
3	遠隔局	151	基地・防災課	2240	市役所設置	（２階建設部管理課）
4	半固定型	201	基地・防災課	2240	遠隔局（半固定）	（ふるさと森林公園）
5	半固定型	202	基地・防災課	2240	遠隔局（半固定）	（対策本部用）
6	車載型	301	車輌センター	#107	パトロール車	札幌 11　と　 245
7	車載型	318	管理課	2410	パトロール車	札幌 800　す　 468
8	車載型	319	管理課	2410	パトロール車	札幌 46　ね　4692
9	車載型	327	管理課	2410	パトロール車	札幌 800 そ　2418
10	車載型	302	車輌センター	#107	パトロール車	札幌 44　に　5546
11	車載型	320	基地・防災課	2240	災害対策本部車	札幌 303　ひ　6881
12	車載型	321	廃棄物対策課	1130	パトロール車	札幌 46　の　6415
13	車載型	323	廃棄物対策課	1130	トラック	札幌 400　ぬ　2462
14	車載型	324	教育総務課	1610	スクールバス	札幌 22　た　1509
15	車載型	325	教育総務課	1610	スクールバス	札幌 22　た　1154
16	車載型	326	教育総務課	1610	スクールバス	札幌 22　た　1226
17	車載型	303	車輌センター	#107	除雪車	札幌 900　る　 283
18	車載型	304	車輌センター	#107	除雪車	恵庭市　 く　 667
19	車載型	305	車輌センター	#107	除雪車	札幌 900　る　 690
20	車載型	306	車輌センター	#107	除雪車	札幌 800　は　 800
21	車載型	307	車輌センター	#107	ショベル１	札幌 00　は　3439
22	車載型	308	車輌センター	#107	ショベル２	札幌 00　は　6377
23	車載型	309	車輌センター	#107	除雪車	札幌 99　は　6473
24	車載型	310	車輌センター	#107	除雪車	札幌 99　は　8733

No	種　別	呼出番号	所　管	内線番号等	設置場所等	車輌番号等
25	車載型	311	車輌センター	#107	ダンプ（７ｔ）	札幌 100　は　153
26	車載型	312	車輌センター	#107	トラック（3.5ｔ）	札幌 11　ひ　1924
27	車載型	313	車輌センター	#107	ダンプ（７ｔ）	札幌 11　な　2446
28	車載型	314	車輌センター	#107	ダンプ（７ｔ）	札幌 11　な　3143
29	車載型	315	車輌センター	#107	ダンプ（７ｔ）	札幌 11　な　4221
30	車載型	316	車輌センター	#107	維持作業車	札幌 11　な　7109
31	車載型	317	車輌センター	#107	グレーダー	札幌 00　は　2213
32	携帯型	401	教育総務課	1610	恵庭小学校（避難所）	福住町２丁目９
33	携帯型	402	介護福祉課	1220	福住憩の家（避難所）	福住町１丁目２１－２
34	携帯型	403	教育総務課	1610	和光小学校（避難所）	和光町２丁目１０－１
35	携帯型	404	介護福祉課	1220	和光憩の家（避難所）	和光町３丁目１－１
36	携帯型	405	教育施設課	1620	桜町会館（避難所）	桜町３丁目８－１３
37	携帯型	407	教育総務課	1610	恵明中学校（避難所）	黄金北４丁目１－１
38	携帯型	408	教育総務課	1610	若草小学校（避難所）	中島町４丁目５－１
39	携帯型	409	教育施設課	1620	中島会館（避難所）	中島町４丁目１７－１４
40	携帯型	410	教育総務課	1610	柏陽中学校（避難所）	柏陽町３丁目２６５
41	携帯型	411	介護福祉課	1220	柏陽憩の家（避難所）	柏陽町１丁目２６
42	携帯型	412	教育施設課	1620	有明会館（避難所）	有明町５丁目１－３
43	携帯型	413	教育施設課	1220	大町会館（避難所）	大町１丁目１０－１
44	携帯型	414	介護福祉課	1220	大町憩の家（避難所）	大町４丁目５－１５
45	携帯型	415	教育総務課	1610	柏小学校（避難所）	文京町３丁目３－３
46	携帯型	416	教育総務課	1610	恵庭中学校（避難所）	文京町３丁目４－５
47	携帯型	417	教育総務課	1610	恵み野小学校（避難所）	恵み野南４丁目１－１
48	携帯型	418	教育総務課	1610	恵み野旭小学校（避難所）	恵み野北４丁目１－１
49	携帯型	419	教育総務課	1610	恵み野中学校（避難所）	恵み野東１丁目１－２
50	携帯型	420	介護福祉課	1220	恵み野憩の家（避難所）	恵み野北２丁目１－３

No	種　別	呼出番号	所　管	内線番号等	設置場所等	車輌番号等
51	携帯型	421	教育施設課	1620	島松公民館（避難所）	島松本町３丁目１２－２０
52	携帯型	422	教育施設課	1620	寿町会館（避難所）	島松寿町２丁目２４－３
53	携帯型	423	教育総務課	1610	島松小学校（避難所）	中島松４１８
54	携帯型	424	教育総務課	1610	恵北中学校（避難所）	中島松２３０
55	携帯型	425	教育総務課	1610	松恵小学校（避難所）	中央４２５
57	携帯型	427	介護福祉課	1220	島松憩の家（避難所）	島松本町４丁目１０－１
58	携帯型	501	車輌センター	#107	車輌センター	中央４２３－７
59	携帯型	502	消防本部	733	消防本部	有明２丁目４－１４
60	携帯型	503	島松支所	#100	島松支所	島松仲町２丁目５－１
61	携帯型	504	恵み野出張所	#103	恵み野出張所	恵み野北３丁目１－１
62	携帯型	505	中恵庭出張所	#102	中恵庭出張所	中央３８２
63	携帯型	506	基地・防災課	2240	災害対策用	京町１
64	携帯型	507	基地・防災課	2240	災害対策用	京町１
65	携帯型	508	基地・防災課	2240	災害対策用	京町１
66	携帯型	509	基地・防災課	2240	災害対策用	京町１
67	携帯型	510	基地・防災課	2240	災害対策用	京町１

資料２９　恵庭市防災行政無線屋外放送塔設置場所（第５章第２節１関係）

同報系

基地局	呼出符号	No.	所在地	細部設置箇所
市役所内固定局	ぼうさいえにわし	1	相生町２４９外	つつじ公園内
		2	和光町１丁目６８	わこう公園内
		3	駒場町５丁目６１９	くるみ公園内
		4	駒場町４丁目１１	恵庭公園陸上競技場横
		5	白樺町３丁目１８－１	かや公園内
		6	桜町３丁目１３０	つくし公園内
		7	住吉町１丁目	恵庭駅通・道道江別恵庭線交差点付近
		8	黄金中央２丁目９－１	こがね公園内
		9	相生町１丁目６０３－２	相生通り
		10	京町	恵庭大通グリーンベルト内
		11	漁町３９３	かわぞえ公園内
		12	美咲野６丁目２９－１７０外	ひので公園内
		13	本町８９	めぐみ公園内
		14	福住町２丁目６	まなび公園内
		15	黄金北３丁目２０－６	こまどり公園内
		16	中島町１丁目１５－１	くさぶえ公園内
		17	文京町２丁目３	柏小学校教員宿舎前
		18	幸町２丁目４１４－２８外	けいほく公園内
		19	柏木町４３１－５１地先	柏木西１９号線
		20	柏陽町１丁目９	あかしや公園内
		21	北柏木町１丁目２８６－１６	こばと公園内
		22	島松旭町３丁目１０７	あさひ公園内
		23	島松東町４丁目２９３	いずみ公園内
		24	島松寿町２丁目２４－３	寿会館敷地内
		25	島松寿町１丁目１３	ことぶき公園内
		26	漁町４１	さかえ公園内
		27	島松本町３丁目４４７	かつら公園内
		28	中央３８２	中恵庭出張所前
		29	中島町４丁目１７－１５	中島会館敷地内
		30	中島町６丁目９	どんぐり公園内
		31	恵み野西３丁目２－１５	花の丘公園内
		32	恵み野南２丁目８－１０	タイヤの丘公園内
		33	恵み野南３丁目９－１５	アルプス公園内
		34	恵み野西１丁目１７－１３	チビッコ公園内
		35	恵み野東１丁目１	恵み野中学校敷地内
		36	恵み野東６丁目１０－９	わんぱく公園内

基 地 局	呼出符号	No.	所　　在　　地	細 部 設 置 箇 所
		37	和光町５丁目５３１－５	エルム公園内
		38	恵南６－４９	もみじ公園内
		39	美咲野３丁目１６－２４９	おひさま公園内
		40	柏陽町３丁目７	はくよう公園内
		41	北柏木町１丁目２９３－３４	北柏木会館
		42	恵み野北６丁目３－３	めぐみの森公園内
		43	恵み野北２丁目１２－２	恵み野会館
		44	黄金北４丁目９	いちょう公園内
		45	黄金中央４丁目２	恵庭ふるさと公園内
		46	黄金南３丁目１５－１０	黄金曙公園内
		47	黄金南７丁目５	すこやか公園内
		48	恵み野西５丁目１１他	恵み野中央公園野球場駐車場内
		49	住吉町３丁目４１８	すみよし公園内
		50	恵み野里美２丁目１３－６	さとみ公園内
		51	柏木町３丁目５４９－９２	こぶし公園内
		52	文京町１丁目１０２―１２	ぶんきょう公園内
		53	恵央町３―１０	わかば公園内
		54	島松仲町２丁目１７１―２	なかまち公園内
		55	有明町２丁目３１９	あすなろ公園内

資料３０　水道無線（第５章第２節１関係）

種別	局　名	設　置　場　所	担当課	空中線	備考
固定局	えにわすいどう	恵庭市第２庁舎（京町８６）	上水道課	10W	基地局
移動局	えにわすいどう１	キャラバン(札幌 100-1589)	〃	〃	陸上移動局（車載型）
	えにわすいどう２	ＡＤバン（札幌 400-8256）	〃	〃	〃
	えにわすいどう３	ダイナ（札幌 400-1375）	〃	〃	〃
	えにわすいどう４	応急給水車（札幌 800-7339）	〃	〃	〃
	えにわすいどう５	ハイゼットカーゴ（札幌 480-8167）	〃	〃	〃
	えにわすいどう６	ムーヴ（札幌 580 - 2443）	経営管理課	〃	〃
	えにわすいどう１１	恵庭市第２庁舎（京町８６）	上水道課	5W	陸上移動局（ハンディ）
	えにわすいどう１２	〃	〃	〃	〃
	えにわすいどう１３	〃	〃	〃	〃
	えにわすいどう１４	〃	〃	〃	〃
	えにわすいどう１５	〃	〃	〃	〃
	えにわすいどう１６	〃	〃	〃	〃
	えにわすいどう１７	〃	〃	〃	〃
	えにわすいどう１８	〃	〃	〃	〃

資料３１　北海道防災行政無線呼出番号（第５章第２節１関係）

市町村名	防災無線番号	一般加入電話
札幌市（消防局）	6－22－51	011－215－2090
江別市	6－22－21	011－382－4141
千歳市	6－23－21	0123－24－3131
恵庭市	6－23－21	0123－33－3131
北広島市	6－23－23	011－372－3311
石狩市	6－22－22	0133－72－3149
当別町	6－22－23	01332－3－2330
新篠津村	6－22－24	0126－57－2111

石狩振興局	6－210	011－231－4111 （内線 34－326）

資料３２　災害対策本部内の情報連絡系統図（参集状況報告・指示命令）（第５章第２節２関係）

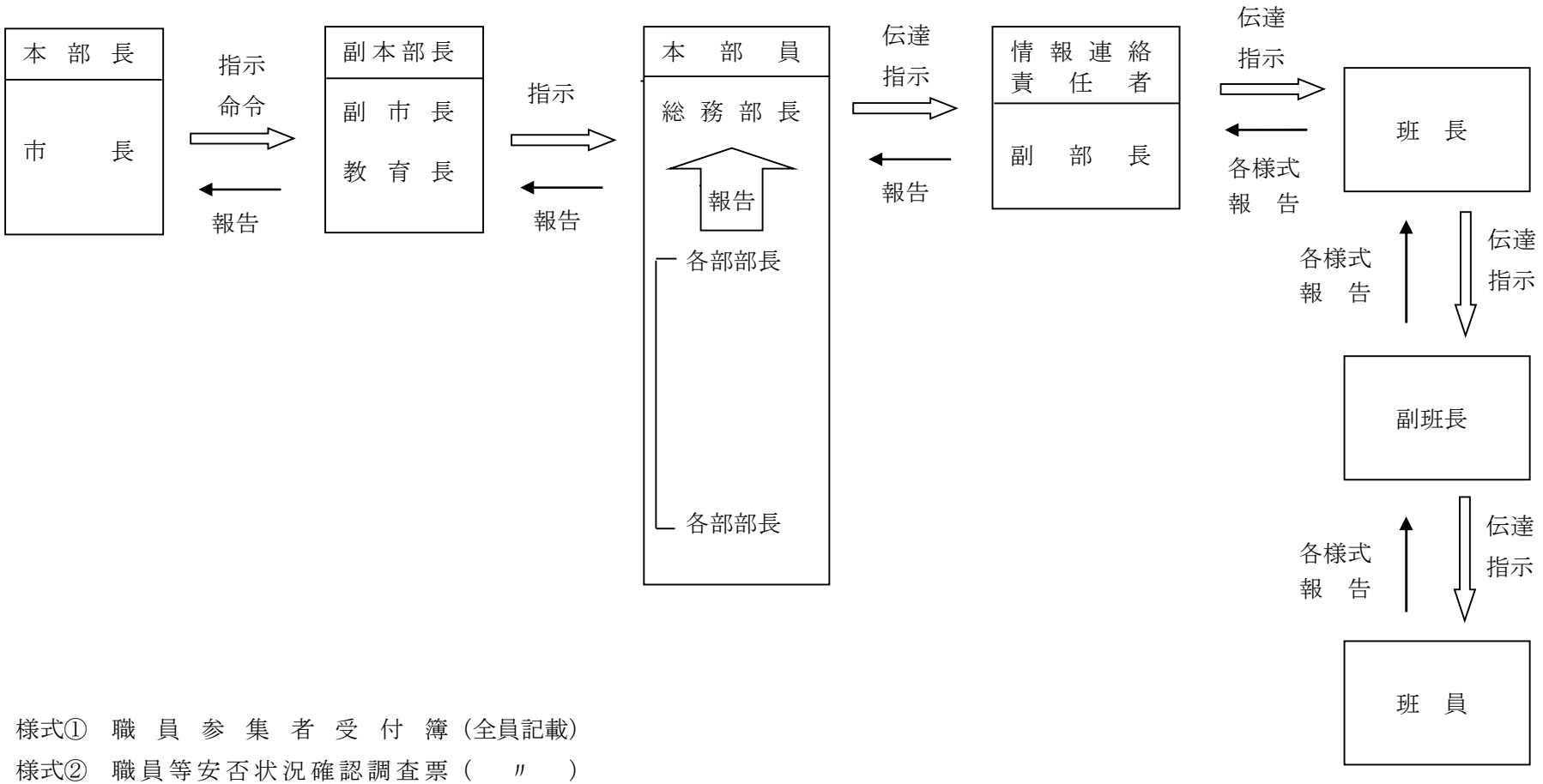

◇　様式①　職　員　参　集　者　受　付　簿（全員記載）
◇　様式②　職員等安否状況確認調査票（　〃　）
◇　様式③　参　集　状　況　報　告　書（　〃　）
◇　様式④　初　動　体　制　の　報　告
◇　班長が各様式をとりまとめ、情報連絡責任者へ報告

資料３３　災害対策本部内の情報連絡系統図（被害状況報告）（第５章第２節２関係）

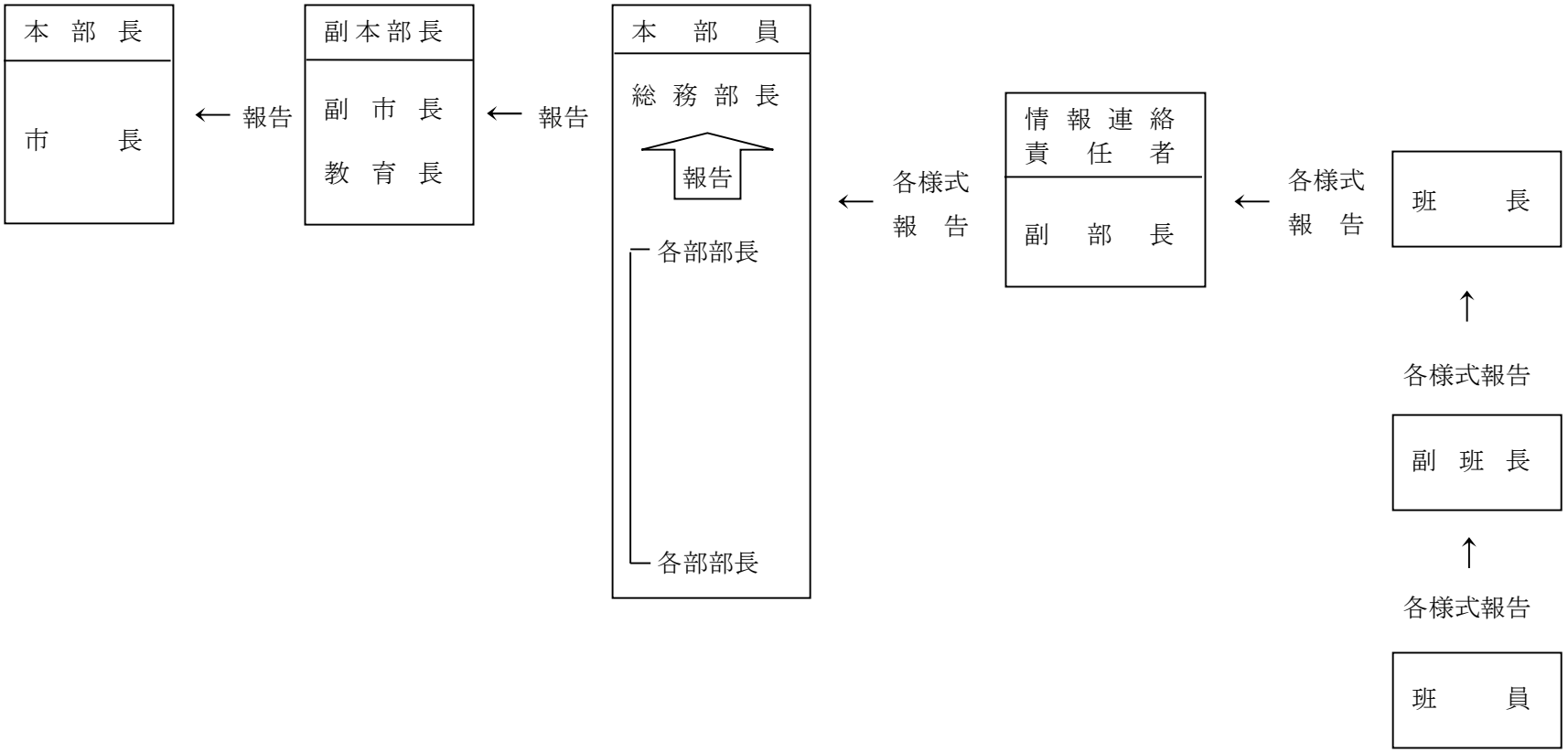

◇　様式①　災害状況報告書　　（全員記載）

◇　様式②　被害位置図〔図面任意〕（全員記載）

◇　班長が各様式をとりまとめ、情報連絡責任者へ報告

資料３４　災害対策本部内の情報連絡系統図（火災状況報告）（第５章第２節２関係）

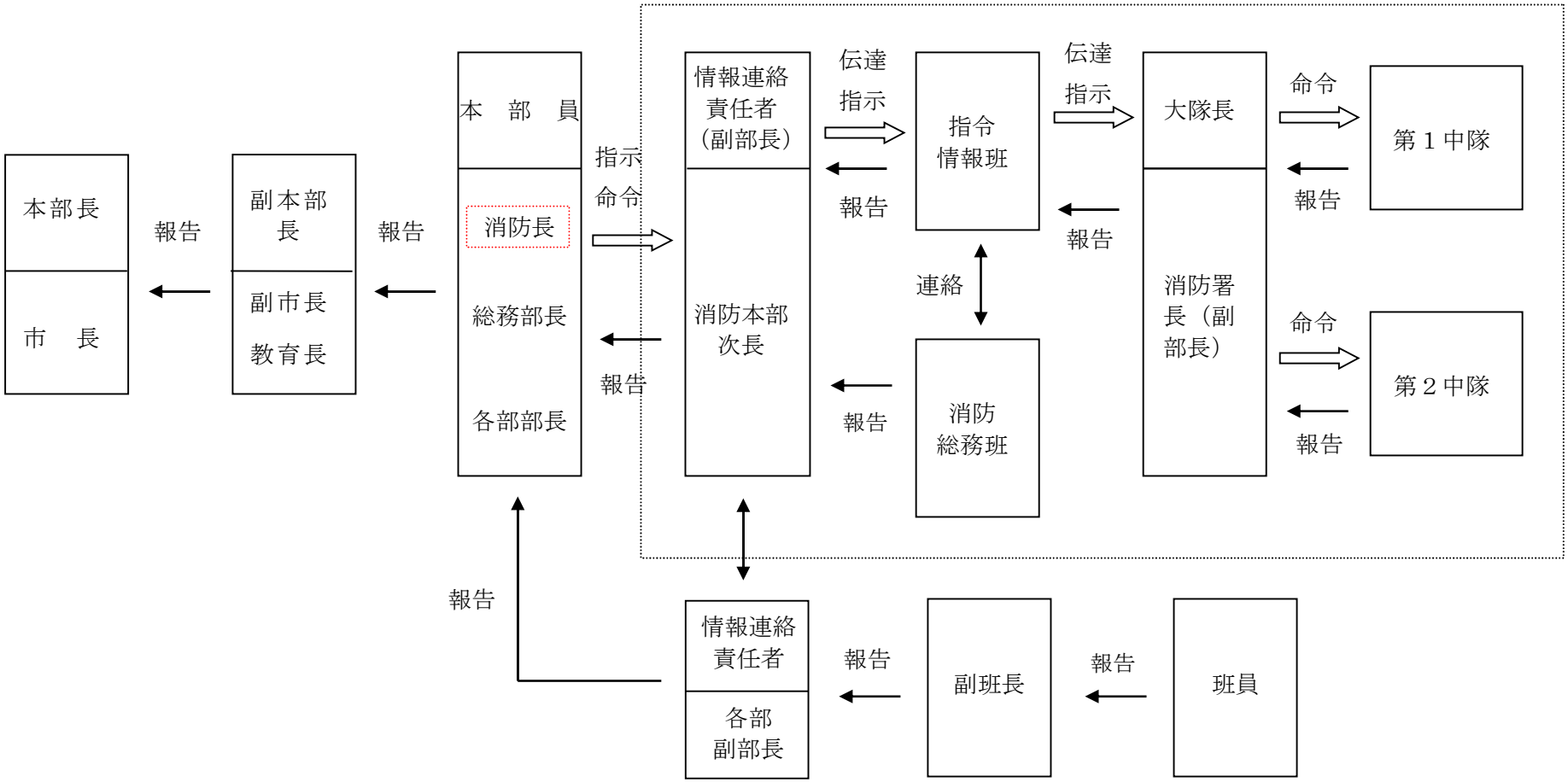

◇　電話、ＦＡＸ、各様式等により報告

資料３５　被害状況判定基準（第５章第２節３関係）

被害区分		判断基準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1)　当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)　Ａ町のものが隣接のＢ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｂ町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。 (3)　氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実施には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1)　取扱等については死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	重傷者	災害のため負傷し、１ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅療養等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)　死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、１ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅療養等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の「(2)」「(3)」を参照
②住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)　物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)　商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 (3)　住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 (1)　同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。

被害区分		判断基準
②住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度で、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす住家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

被害区分		判断基準
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流出、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流出とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm 以下のあっては２cm.、粒径 0.25mm 以下の土砂にあっては５cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で家畜､畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤土木被害	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第２条の道路の損壊が復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道､流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は､引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑥水産被害	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業施設	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額と。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第４条第１項第５号及第５条第１項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
その他	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料３６　災害情報等報告取扱要領（第５章第２節３関係）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を石狩**振興局長**に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

(1) 人的被害、住家被害が発生したもの。

(2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

(3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

(4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても**総合振興局・振興局**地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

(5) 地震が発生し、震度４以上を記録したもの

(6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの

(7) その他特に指示があった災害。

２　報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別記第３号の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア　速　報

被害発生後、直ちに別記第４号の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別記４号の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別記４号の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行ものとする。

３　報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料１６のとおりとする。

資料３７　個人業務カード（第５章第４節４関係）

（表面）

災害対策個人業務カード	
氏　　名	恵　庭　　太　郎
参 集 場 所	
所　　属	○　○　対　策　部　○　○　○　班
任 務 内 容	1　○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 2　○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 3　○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（裏面）

○○○○災害非常配備基準

第　1　配　備　　第　2　配　備　　第　3　配　備

注）　大きさ：免許証大

資料３８　広報車両（第５章第５節１関係）

整理番号	所管	種別	登録番号	備考
1	生活環境課	軽貨物ワゴン	札幌４８０－　１２９８	交通安全指導車スピーカーあり
2	上水道課	軽貨物バン	札幌４８０－く８１６７	
3	〃	トラック	札幌４００―は１３７５	
4	〃	ワゴン	札幌１００－な１５８９	
5	〃	ライトバン	札幌４００－は８２５６	
6	消防本部	ワゴン	札幌８００－た１３２０	
7	〃	ワゴン	札幌８００－そ４９９０	
8	消防南出張所	ワゴン	札幌８００－た７２００	
9	管財・契約課	ライトバン	札幌４００－ね６５０９	
10	〃	ライトバン	札幌４００－つ１１０２	
11	〃	ライトバン	札幌４００－ま３７７４	スピーカーあり

資料３９　避難路の指定図　（第５章第６節５関係）

■　指定避難路

No.	路線名	幅員	備考
1	南 18 号線	18.18m	市道
2	南 19 号島松線	14.54m～18.00m	〃
3	西 7 線	6.00m～14.54m	〃
4	島松大通	16.50m～22.00m	〃
5	西島松通	9.00m～15.00m	〃
6	西 6 線	18.18m～22.00m	〃
7	島松中通	15.00m	〃
8	島松駅通	18.00m	〃
9	中 5 線	4.80m～12.00m	〃
10	寿通	16.00m～20.00m	〃
11	補給所前線	6.80m～14.54m	〃
12	西島松中央線	14.54m	〃
13	恵み野環状通	16.00m	〃
14	恵み野団地中央通	20.00m	〃
15	恵み野 5 号線	12.00m～16.00m	〃
16	恵み野 2 号線	12.00m～16.00m	〃
17	柏木中通	16.00m～28.50m	〃
18	黄金中島通	16.00m	〃
19	柏木戸磯通	12.00m～18.18m	〃
20	恵南柏木通	20.00m～25.00m	〃
21	江別恵庭線	25.00m～26.90m	〃
22	柏木通	11.00m～15.00m	〃
23	茂漁通	12.00m～15.00m	〃
24	川沿線	6.00m～27.50m	〃
25	漁川沿線	6.50m～18.18m	〃
26	基線	18.18m～43.50m	〃
27	戸磯黄金通	18.00m～25.00m	〃
28	黄金学園通	25.00m	〃
29	恵庭大通	36.00m	〃
30	恵庭駅前通	14.27m～20.00m	〃
31	白樺恵南線	4.50m～18.00m	〃
32	恵庭団地中央通	20.00m～35.60m	〃
33	東 1 線大通	18.00m～40.00m	〃
34	恵庭公園大通	28.00m	〃
35	戸磯工業団地通	20.00m	〃
36	恵庭北 10 号線	12.00m	〃
37	黄金中通	16.00m	〃
38	黄金東通	16.00m	〃
39	黄金西通	16.00m	〃
40	柏木工業団地通	16.00m	〃
41	市役所通線	12.00m	〃
42	島松停車場線	15.00m～22.00m	道道
43	島松千歳線	10.20m～18.18m	〃
44	江別恵庭線	17.50m～31.00m	〃
45	恵庭岳公園線	22.00m～25.00m	〃
46	恵庭栗山線	10.50m～12.25m	〃
47	恵庭停車場線	22.00m～25.00m	〃
48	国道 36 号線		国道

■　**資料４０　恵庭市避難所運営マニュアル**（第５章第６節６関係）

恵庭市
避難所運営マニュアル

平成２９年３月作成

（令和３年３月一部改正）

目　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1．本マニュアルの目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．本マニュアルの範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3．本マニュアルの対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１章　基礎知識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1．基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2．避難所の運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3．避難所における基本的な流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4．確保することが望ましい部屋・場所 ・・・・・・・・・・・・・・・8

第２章　事前準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

1．日頃からの話し合い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2．避難所運営における役割分担を確認します ・・・・・・・・・・・・9
3．施設の利用可能と利用方法を確認します ・・・・・・・・・・・・・9
4．避難所生活ルールを作成します ・・・・・・・・・・・・・・・・・10
5．防災訓練等に積極的に参加しましょう ・・・・・・・・・・・・・10

第３章　初動対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

1．施設の解錠 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2．施設の安全点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
3．応急的な準備組織の立ち上げ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4．使用する部屋・場所の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
5．居住区の編成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
6．避難者の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
7．設備・備品の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第４章　組織の立ち上げ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

１．組織立ち上げの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
２．各活動班の立ち上げ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
３．運営委員会の立ち上げ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
４．運営会議の開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第５章　各活動班による活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

１．総務班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
２．避難所管理班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
３．食料物資班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
４．情報広報班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
５．救護班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
６．衛生班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

はじめに

１．本マニュアルの目的

地震や大雨等の災害により、住民が避難を余儀なくされる場合、避難所は被災者の拠り所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となります。

本マニュアルは、長期間の避難を余儀なくされるような大規模災害が発生した場合に、円滑な避難所運営や良好な生活環境を確保することを目的として、避難所運営の基本的な考え方や避難所組織のあり方、活動内容をまとめ、災害発生時の対応及び事前準備を行う際に参考としていただくよう作成したものです。

なお、避難所は、その施設の種類や規模等によって、運営の仕方が異なる部分もありますが、本マニュアルは、学校等の比較的規模の大きい施設での運営を想定していますので、必要に応じて、各地域の特徴に合った内容に修正・更新するなどをしてご活用ください。

災害時に本マニュアルを使用する場合は、
「第３章　初動対応（P.13）」からご使用下さい。

２．本マニュアルの範囲

本市では、災害発生時に危険から身を守るために一時的に避難する「一時避難所」と、一定期間避難生活を送るための「収容避難所」を指定しています。

本マニュアルは、このうち「収容避難所」の運営に関わる内容について示したものです。これ以降、「収容避難所」を『避難所』として記載しています。

３．本マニュアルの対象

避難所の運営は、地域住民による自主運営が基本となることを踏まえ、本マニュアルは、自主防災組織のリーダーや北海道地域防災マスター等の避難所運営に携わる地域住民の方を対象として、避難所運営に関する内容を整理したものです。

第１章　基 礎 知 識

１．基　本　方　針

１　地域住民による自主運営が基本

◇避難所は、「町内会」や「自主防災組織」、「北海道地域防災マスター」または「避難者」といった、地域による「自主運営」が基本です。

◇日ごろから避難所運営について地域で話し合うことや、「Do はぐ」を活用した避難所運営の疑似体験、避難所開設・運営訓練の実施により円滑な避難所運営を行うことができます。

◇避難所ごとに町内会等や市の職員、施設職員等が参加して避難所運営委員会を設置して運営を行います。

※避難所は、市長の判断により開設されます。地域による「自主運営」を基本としつつ、その第一義的な責務は市が負うこととなります。

２　様々な立場の方に配慮した避難所づくり

◇要配慮者が安心して避難生活が送れるよう、配慮の行き届いた避難所づくりを目指します。

◇男女双方の視点を踏まえ、個人のプライバシーを重視するなどの配慮が必要です。

◇大規模な災害が発生した際には、多くの人が在宅避難者となることが予想されます。在宅避難者から支援の申し出があった場合、支援が行き届くように配慮します。

◇高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮します。

２．避 難 所 の 運 営

１　避難所の運営に関わる人たち

地域の構成員	運営における基本的な役割
① 町内会、自主防災組織 北海道地域防災マスター等 （以下、町内会等）	◇地域の力及び組織力を発揮し、避難所運営の中心を担います。 ◇自身に避難所生活の必要がない場合でも、積極的に避難所運営に関わりましょう。
②避難者	◇避難所開設の際は、町内会等や市職員に協力します。 ◇運営が本格化した際は、避難所運営組織として、それぞれ与えられた役割を担当します。
③市の避難所担当職員 （以下、市職員）	◇避難所や市災害対策本部との情報連絡を担います。 ◇避難所が円滑に運営できるよう支援します。
④施設職員	◇日頃から避難所運営の話し合いに参加し、避難所の利用等に関して地域と協議します。 ◇災害発生時には、町内会等や市職員と連携して、避難所の運営を支援します。

避難所運営委員会（以下、運営委員会）は、避難所運営に関する意思決定を行う組織です。

◇運営委員会は、地域が中心となり、委員長、副委員長、各活動班長、施設職員、市職員等で構成されます。
◇運営委員会は定期的に運営会議を開催し、避難所運営について話し合います。
◇避難者のニーズには男女の違いもあるため避難所運営委員には女性も入れて意見の反映を行います。
◇構成員に負担が集中しないよう、交代制での対応を図ります。
◇ボランティアやNPOなどは避難所運営の協力者として携わります。

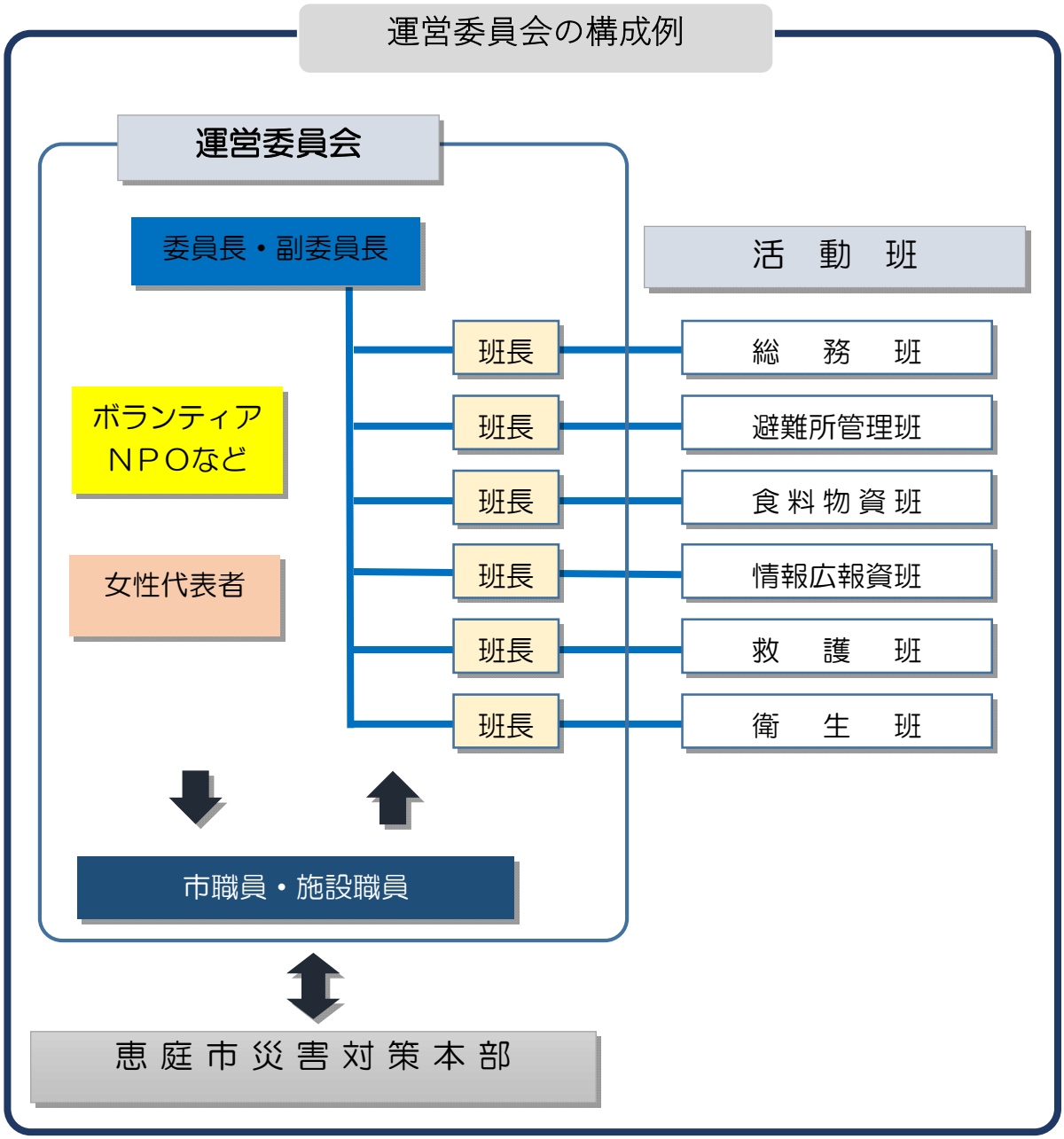

３ 運営会議

運営委員会は、運営会議を開催し、避難所の運営方針や生活ルールなどの話し合い、活動状況や課題等の情報共有、その他避難所の運営に必要な事項について協議します。

◇発災直後の会議の頻度は、１日２回、朝食前及び夕食後が適当です。
◇朝の会議は前夜以降に必要となった伝達事項を主とし、問題点についての話し合いは夕食後に行うと効果的です。
◇発災から時間が経って伝達の必要な連絡事項が減少すれば、朝の会議は省略可能です。
◇特に連絡事項がない場合でも、１日１回は会議を開催し、問題の有無などを確認します。

４ 活動班

避難者それぞれが仕事を分担して避難所の運営を行うために、各種の活動班を置きます。

◇活動班ごとに班長を決めます。
◇班長のほかにその補助を務めることができる人材を育成します。
※避難所生活が長期化してくると、班長をしていた人が自宅や仮設住宅に移ることがあります。この場合の引継ぎに備えて補助者をつけます。
◇班長は活動状況を運営会議で報告し、各活動班の情報を共有します。
◇必要に応じて、市職員や施設職員等の支援を受けて対応します。

活動班の編成と役割分担の例

避難者の中から各活動班を選出

総　務　班	◇市災害対策本部との連絡調整 ◇避難所運営委員会の事務局業務 ◇各班との連絡調整 ◇ボランティアの調整 ◇避難所運営記録簿の作成 ◇避難者の相談対応
避難所管理班	◇危険箇所への対応 ◇避難者を把握 ◇施設の管理や使用する部屋・場所の確保、居住区の区割り ◇ペットについてのルール決め ◇防犯・防火対応
食料物資班	◇食料・物資を要請 ◇食料・物資の受入れ・管理 ◇食料・物資の配布 ◇炊き出しを実施
情報広報班	◇情報の収集 ◇避難者への情報伝達 ◇避難者に関する問合せの対応 ◇マスコミの対応
救　護　班	◇傷病者に対応 ◇感染症の予防 ◇避難者の健康状態を確認
衛　生　班	◇生活用水を確保 ◇ごみの管理 ◇トイレの管理 ◇風呂等の対応

※全ての班の立ち上げが困難な場合、「総務班」、「避難所管理班」、「食料物資班」を優先します。

※ここで示す体制に限らず、避難所の規模や作業量により分割・統合するなど、柔軟に組織します。

３．避難所における基本的な流れ

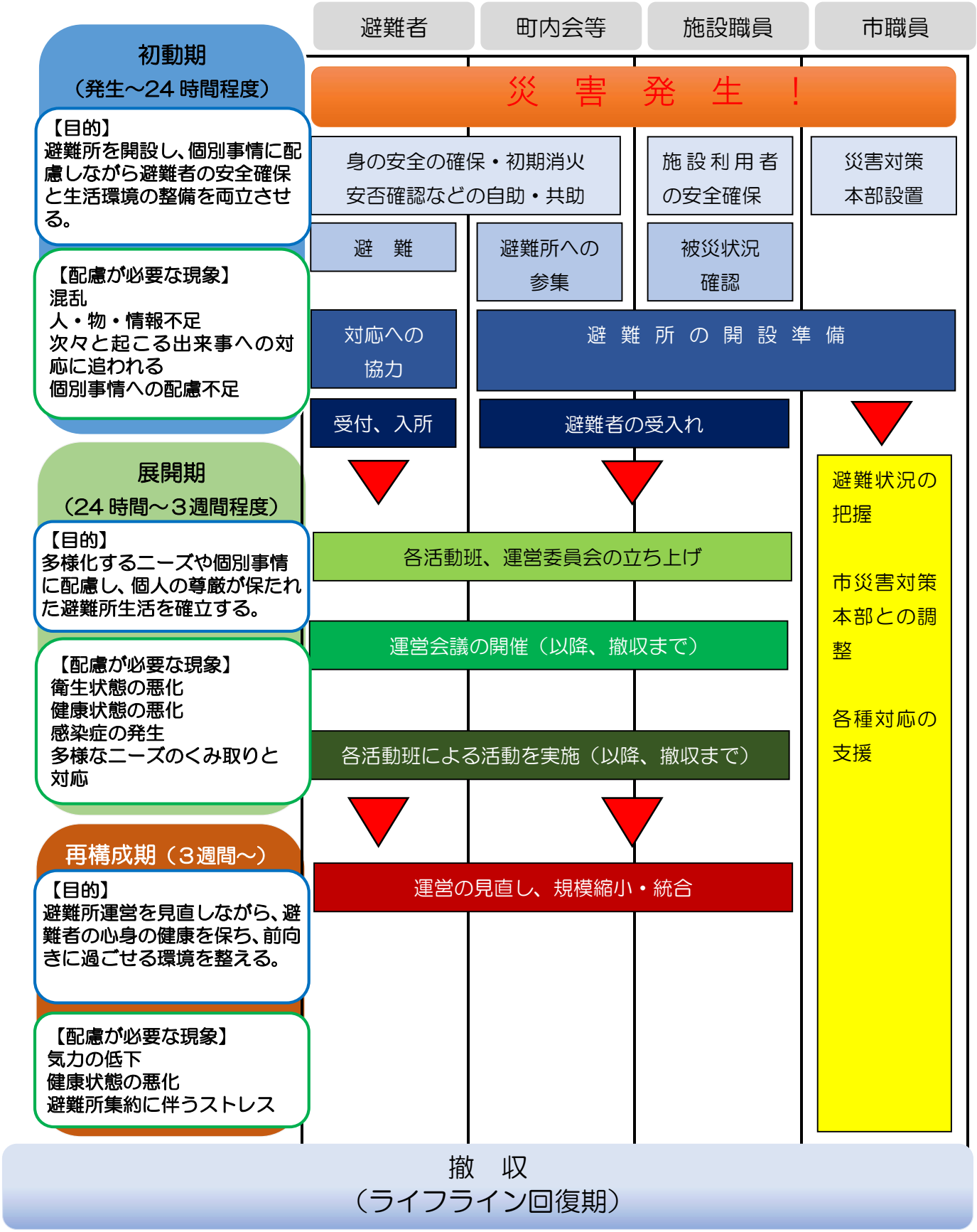

【撤収（閉鎖）】
　施設本来の機能回復の時期なども考慮し、避難者全員の退所や受入れ先の見通しが立った場合、運営委員会と市災害対策本部との協議により、市災害対策本部が撤収（閉鎖）を決定いたします。

４．確保することが望ましい部屋・場所

避難スペースは利用目的やその範囲などが、誰にでもわかるような言葉や表示方法を工夫して明示します。危険箇所や、危険な薬品や設備等がある部屋、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋は、立入を禁止します。

確保することが望ましい部屋・場所の例

《避難所運営用》
- ◇運　営　本　部：電話等の情報機器が使用可能な場所を活用
- ◇広　報　場　所：確認しやすい場所に掲示板等を設置して活用
- ◇会　議　場　所：黒板やホワイトボード等を設置して活用

《避難生活用》
- ◇居住スペース：屋内で広いスペースが確保できる場所。（体育館や講堂、教室）
- ◇授　　乳　　室：個室や居住スペースから離れた場所等を活用。
- ◇採　　暖　　室：暖房器具の数や能力が十分ではない場合に教室等を活用。
- ◇更　　衣　　室：プライバシー保護のため男女別に確保。
- ◇育　　児　　室：周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所。保護者や担当者が見守りのできる場所で、子どもたちの安全が守られる場所に設置。
- ◇調　　理　　室：調理室や給食室等を活用。
- ◇救護室・患者室：保健室等を活用。（感染症のまん延を防ぐため、なるべく一般通行経路から離れた場所に、患者の隔離場所を設置。）
- ◇相　　談　　室：個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋。できるだけ早く設置。
- ◇静養室・サロン：パニックを起こした人が一時的に過ごせる場所。避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語らいのできる空間。避難生活が長期化する場合は、ストレス軽減の観点から重要なスペース。
- ◇物資保管・配布室：荷おろしや管理がしやすい場所で、直射日光が当たらない施錠可能な場所、配布は屋根のある場所でテント等の中で対応。

《屋　外》
- ◇仮設トイレ：男女別に居住空間から離し女性や要配慮者に配慮して設置。
- ◇ゴミ集積場所：ごみ収集車が入りやすい場所に設置。
- ◇駐　　車　　場：必要最小限の場所を確保。

《その他》
- ◇ペットスペース：必要に応じて居住スペースから離れた場所に設置。
- ◇喫　煙　場　所：居住空間から離れた屋外又は屋内で換気の良い場所に設置。
- ◇風呂（仮設）：水を流す必要もあるので、排水口のある場所。
- ◇電　　話　　室：携帯電話の充電設備。
- ◇福祉避難室：当面とし、事後は福祉避難所へ移動させる。

第２章　事　前　準　備

１．日頃からの話し合い

災害時に円滑に避難所運営ができるよう、日ごろから避難所運営について地域で話し合いましょう。

◇地域の避難所を確認しましょう。
◇避難所施設や備蓄倉庫等の鍵の管理体制（保管場所、解錠の担当者等）を確認しましょう。
◇施設の開門・解錠、安全確認等の手順を確認しましょう。

２．避難所運営における役割分担を確認します

◇避難所運営に関わる構成員を確認しましょう。
◇地域住民、市職員、施設職員等の運営に関する役割分担を確認しましょう。

地域住民による『自主運営』が基本であり、市職員や施設職員等は円滑に避難所を運営できるよう支援します。

３．施設の利用可能と利用方法を確認します

◇「確保することが望ましい部屋・場所の例（P.８）」を参考に避難所施設の利用可能場所と利用方法について確認しましょう。
◇避難所施設の利用可能場所や利用方法については、施設職員等に確認を求めるようにしましょう。
◇学校において教室等を使用する場合は、使用期限を確認しましょう。

４．避難所生活ルールを作成します

◇本マニュアルの『避難所生活ルールの例』を参考に、地域ごとのルールを作成しましょう。

５．防災訓練等に積極的に参加しましょう

◇市や各種団体等が実施する防災研修（防災訓練やDoはぐ等）に積極的に参加し、災害時の対応等について学びましょう。

避難所生活ルールの例（その１）

【生活時間】

◇規則正しい生活のため、生活時間のルールを定めます。
　　起床　　消灯　　食事（朝、昼、夕）　運営会議

【生活空間の利用方法】

◇居住スペースは、可能な限り世帯ごとで区切って使用します。
◇居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
◇共有スペースは、使用する用途によって屋内外に確保します。
◇来客の面会は、原則として共有空間や屋外とします。
◇喫煙は、所定の場所以外では禁止とします。
◇「立入り禁止」、「注意事項」等の指示には従ってもらいます。
◇退所や外泊等の際には、必ず受付で手続きを行います。

【食事】

◇食料の配布は原則として、各世帯単位で行います。
◇食料は可能な限り、食器用洗剤や消毒剤による流水洗浄を行います。しかし、水の確保が難しい場合は、使い捨ての容器を利用したり、食器にラップを貼って使い回し対応します。
◇体調不良（腹痛、下痢、嘔吐、発熱、咳、発疹等）や手指に傷のある人は、調理に携わらないようにします。
◇アレルゲン等の有無について情報提供を行うよう配慮します。

【プライバシーの保護】

◇居住区は、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにします。
◇居住区での個人用テレビ・ラジオは、周囲の迷惑とならないように配慮し、適切な音量で使用します。
◇携帯電話での通話は、周囲の迷惑とならないように配慮し、消灯後には居住区での使用を控えます。

避難所生活ルールの例（その２）

【清掃・衛生管理】

◇居住区は、原則として各世帯が責任を持って清掃します。
◇共有部分については、避難者全員が協力して清掃します。
◇１日に１回以上は、避難所全体の換気を行います。
※感染症のまん延状況によっては、季節・気温等を考慮の上、定期的にこまめに換気します。
◇トイレの使用方法を厳守し、環境美化、清掃、消毒に協力します。
◇ペットスペースは、飼い主が協力し合い、定期的に清掃します。

【洗濯】

◇洗濯は原則として各世帯単位で行い、順番に実施できるように配慮します。
◇洗濯機や物干し場等の共有空間については、長時間の占有を避けるなど他の人の迷惑にならないようにします。

【ごみ処理】

◇各世帯のごみは、責任を持ってごみ集積場に捨てます。
◇共同作業で発生するごみは、担当者が責任を持って捨てます。
◇ごみは必ず分別します。
◇汚物・吐物等を処理したごみは、内容物が漏れないように密閉します。

【感染症対策】

◇腹痛、下痢、嘔吐、発熱、咳、発疹等がないかを毎日把握し、感染症等の疑いがある場合は、速やかに市災害対策本部に報告し、病院への搬送などの対応を協議します。同時に、感染症等の疑いのある者は、隔離スペースを設け、隔離します。また、専用トイレと手洗い場を確保します。
◇感染症予防のため、食事前やトイレ後は必ず流水での手洗い、アルコール消毒液の手指への擦り込みを行い、うがいや歯磨き、入浴に努めます。
◇トイレ、床面、屋外を消毒する場合に必要な消毒剤は、市災害対策本部等に調達を依頼します。

第３章　初　動　対　応

初動期とは、災害発生から概ね 24 時間以内の対応をいいます。災害発生直後の混乱した状況の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行います。

初動対応の流れ

1　施　設　の　解　錠

◇市長が避難所の開設を指示
◇市職員や施設職員の協力により解錠
◇急を要する場合は事前の取り決めに従い対応

2　施　設　の　安　全　点　検

◇被害状況と危険度を確認したうえで開設の可否を判断
◇危険箇所の立入を制限

3　応急的な準備組織の立ち上げ

◇応急的なリーダーを選出
（本格的な組織立ち上げまでの陣頭指揮）

4　使用する部屋・場所の確保

◇居住空間や避難所運営に必要な部屋・場所を確保

5　居　住　区　の　編　成

◇可能な限り公平なスペース配分
◇地域ごとに配置

6　避　難　者　の　受　入

◇世帯ごとに避難者受付簿にて受付
◇避難者カードの記入
◇負傷者・要配慮者への対応

7　設 備 ・ 備 蓄 品 の 把 握

◇避難所運営に必要な設備や備品の確認・確保
◇不足等があれば市災害対策本部へ連絡

１．施　設　の　解　錠

◇避難所施設の解錠は、市職員が施設職員の協力を得て行います。
◇事前の話し合いで、緊急時に直ちに解錠することができる者がいる場合は、事前の取り決めに従って対応します。
◇施設の安全が確認されるまでは、避難者を外の安全な場所に町内会ごとなどでまとまって待機してもらいます。

２．施設の安全点検

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設する必要があります。
このため、避難者の受入れ前に以下の事項を確認します。

◇専門的な知識を持った人が回りにいる場合は、協力を呼びかけます。
◇危険箇所に注意し、「避難所の被害等チェックシート【様式①】」をもとに、できる限り２人以上で点検を実施します。また実施する人の安全確保を第一に考えましょう。
◇目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立ち入り禁止とします。
◇周辺の二次災害のおそれ（火災等の危険性）がないことを確認します。

３．応急的な準備組織の立ち上げ

施設の安全が確認されたら避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。

◇応急的な避難所準備組織のリーダーを選出します。
◇避難者が協力して、避難スペースの確保・受入体制を行います。
◇リーダーには、町内会等の役員や避難住民の意見により推薦された人などが考えられますが、すぐに決まらないときは、市災害対策本部が指名した市職員が一時的にその任に当たり、対応します。
◇本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、リーダーが陣頭指揮をとり、避難所運営にあたります。当面の間、避難所運営は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制を作ります。

４．使用する部屋・場所の確保

居住空間や避難所の運営に使用する部屋・場所を確保します。

早急に避難者の受入れる必要がある場合は、「運営本部」「居住スペース」「立入り禁止場所」を決めます。

◇危険箇所や危険な薬品や設備等がある部屋、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋は、立入りを禁止します。
◇冬期間の屋外の使用は、落雪等に十分注意します。

確保することが望ましい部屋・場所の例（再掲）

《避難所運営用》
◇運　営　本　部：電話等の情報機器が使用可能な場所を活用
◇広　報　場　所：確認しやすい場所に掲示板等を設置して活用
◇会　議　場　所：黒板やホワイトボード等を設置して活用

《避難生活用》
◇居住スペース：屋内で広いスペースが確保できる場所。（体育館や講堂、教室）
◇授　乳　室：個室や居住スペースから離れた場所等を活用。
◇採　暖　室：暖房器具の数や能力が十分ではない場合に教室等を活用。
◇更　衣　室：プライバシー保護のため男女別に確保。
◇育　児　室：周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所。保護者や担当者が見守りのできる場所で、子どもたちの安全が守られる場所に設置。
◇調　理　室：調理室や給食室等を活用。
◇救護室・患者室：保健室等を活用。（感染症のまん延を防ぐため、なるべく一般通行経路から離れた場所に、患者の隔離場所を設置。）
◇相　談　室：個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋。できるだけ早く設置。
◇静養室・サロン：パニックを起こした人が一時的に過ごせる場所。避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語らいのできる空間。避難生活が長期化する場合は、ストレス軽減の観点から重要なスペース。
◇物資保管・配布室：荷おろしや管理がしやすい場所で、直射日光が当たらない施錠可能な場所、配布は屋根のある場所でテント等の中で対応。

《屋　外》
◇仮設トイレ：男女別に居住スペースから離し女性や要配慮者に配慮して設置。
◇ゴミ集積場所：ごみ収集車が入りやすい場所に設置。
◇駐　車　場：必要最小限の場所を確保。

《その他》
◇ペットスペース：必要に応じて居住スペースから離れた場所に設置。
◇喫煙場所：居住空間から離れた屋外又は屋内で換気の良い場所に設置。
◇風呂（仮設）：水を流す必要もあるので、排水口のある場所。
◇電　話　室：携帯電話の充電設備。
◇福祉避難室：当面とし、事後は福祉避難所へ移動させる。

５．居 住 区 の 編 成

避難所の居住スペースは、地区ごとに分けて配置します。
避難者は、それぞれの居住区で生活します。

◇居住区は世帯を基本単位とし、親戚なども必要に応じて同じ居住区に編成します。
◇居住区は、公平性を保つためにスペースの配分基準を明確にし、テープや敷物などで境界を作ります。
◇できるだけ顔見知り同士を近くにするなど、安心できる環境を作ります。
◇居住スペースには通路を設けるようにします。
◇観光客などは長期に滞在する可能性が低いため、地域住民とは分けて居住スペースを作ります。
◇必要に応じて、女性専用スペースの設置も検討します。
◇感染症がまん延している状況においては、スペース（人との間隔はできるだけ 2m（最低 1m）を確保します）

居住スペース（体育館）の例

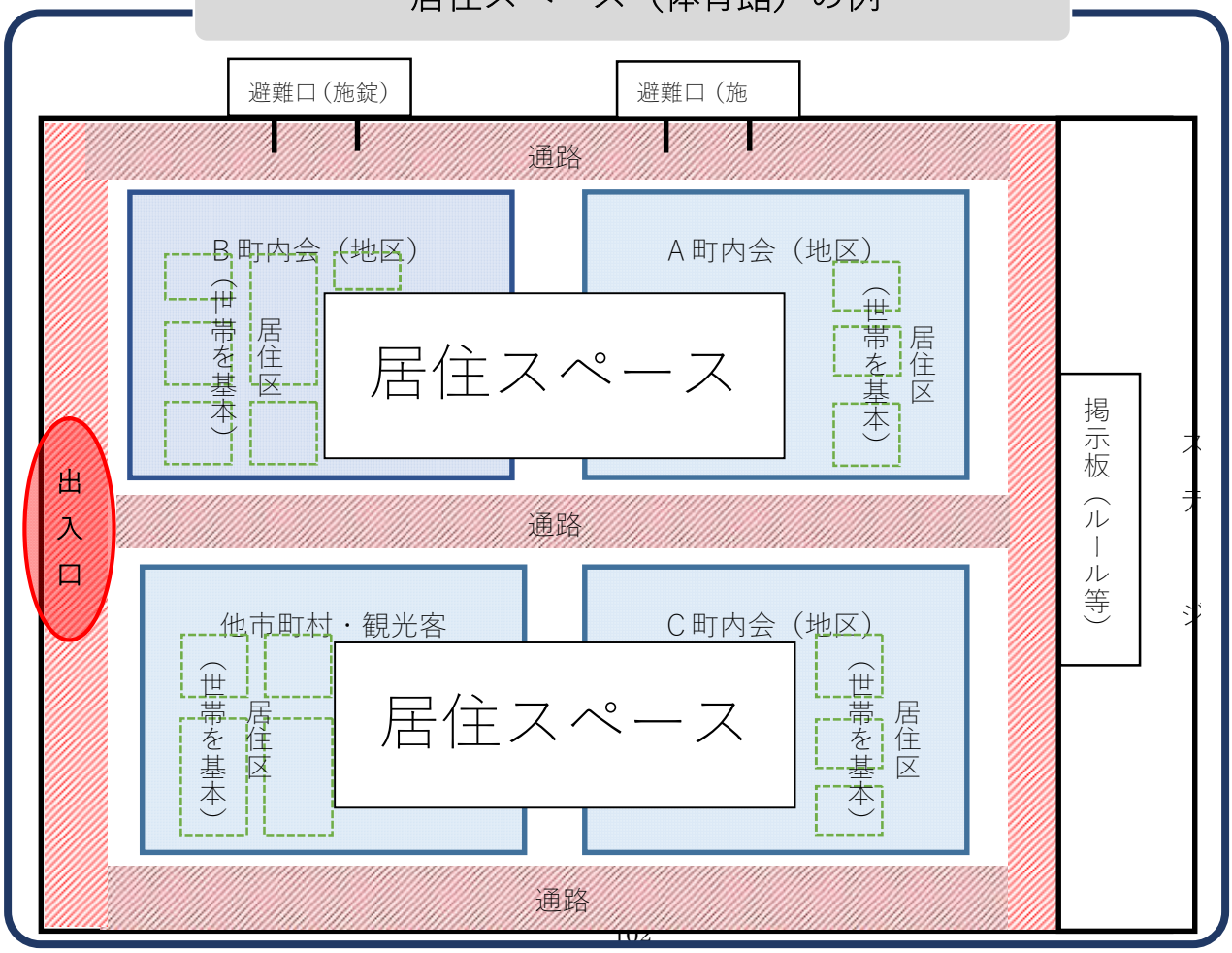

６．避難者の受入れ

入り口に受付を設け、避難者を受け入れます。

世帯ごとに「避難者受付簿【様式②】」に記入してもらうとともに、各種対応を効率よく行うための基礎資料となる「避難者カード【様式③】」を提出していただきます。

◇「避難者カード」は避難所を運営する上での重要な基礎資料となりますので、避難者に協力を求め、必ず提出してもらいます。

◇施設の広いスペースから避難者を収容し、支援が必要な要配慮者は、１階や出入り口に付近に配慮します。

◇避難所に入所せず、在宅や車内で食料等の必要な支援を求めている人（「在宅避難者」）にも「避難者カード」を提出してもらいます。

◇ペットは指定された場所以外で飼育することを禁止し、「ペット台帳【様式⑦】」へ記入してもらいます。

◇負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性（緊急性）が高い負傷者については、市災害対策本部に連絡します。

◇避難所内で対応可能な負傷者に対しては、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に医療関係者が居る場合、協力を求めます。

避難者の受付手順

①世帯の代表者に、人数等の事項を「避難者受付簿【様式②】」を記入してもらいます。

②避難者の居場所が決まり次第、世帯の詳細情報を「避難者カード【様式③】」に記入してもらいます。

７．設備・備品の確認

避難所運営に必要な設備や備蓄品（食料・物資）を確認します。

◇備蓄品の配布に備え、「避難者カード」から必要な数を把握します。

◇設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、災害対策本部に要請を行う準備をします。

運営に必要な設備の例

■水道、ガス、電気、電話、トイレ等のライフライン
■テレビ・ラジオ等の情報収集機能
■施設内放送設備

市災害対策本部へ連絡

市職員は、避難所の状況について、「避難所状況報告書【様式⑪】」で市災害対策本部へ連絡します。

また、避難運営に必要な物資等を「物資要請書【様式⑨】」で市災害対策本部に要請します。

市職員が不在の場合や緊急の場合は、避難所準備組織のリーダーが市災害対策本部との連絡を行います。

避難所からの連絡は、市災害対策本部の貴重な情報となり、避難所への支援を行う上で欠かせないものであるため、可能な限り周辺の状況などと合わせて連絡します。

第４章　組織の立ち上げ

１．組織立ち上げの流れ

避難所の状況が落ち着いてきたら、各種活動を分担して実施する「活動班」を編成するとともに、本格的な避難所運営組織「避難所運営委員会」を立ち上げます。

◇運営委員会は、定期的に運営会議を開催し、運営について話し合います。
◇運営委員会や各活動班の活動は原則として町内会等が主体となって行い、避難者自身の役割分担を明確にすることにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えます。
◇各種対応は各世帯単位で行うことを基本としますが、避難者が多いなど、世帯単位での対応が困難な場合は、居住区ごとにグループ分けすることも有効です。

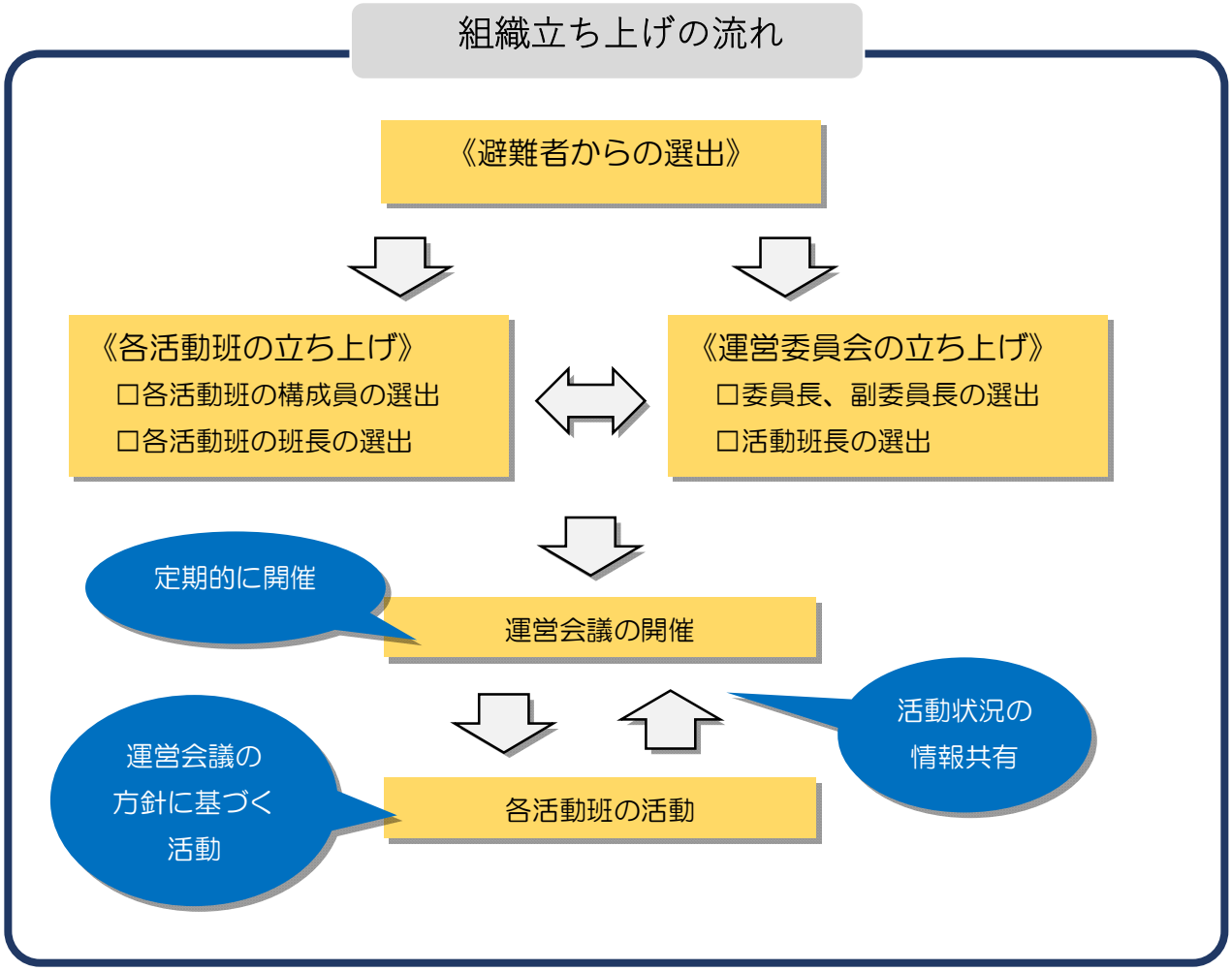

２．各活動班の立ち上げ

活動班は、避難所の運営に必要な各種活動を分担して実施します。
町内会等が中心となり、避難者とともに組織します。

◇避難所の状況から必要な活動班を検討し、各活動班の構成員を選出します。

◇活動班ごとに班長を決め、「活動班名簿【様式⑱】」に記録します。

◇班長のほかにその補助を務めることができる人材を育成します。

※ 避難所生活が長期化してくると、班長をしていた人が自宅や仮設住宅に移ることがあります。この場合の引継ぎに備えて補助者をつけます。

◇班長は活動状況を運営会議で報告し、各活動班の情報を共有します。

◇必要に応じて、市職員や施設職員等の支援を受けて対応します。

活動班の編成と役割分担の例《再掲》

避難者の中から各活動班を選出

総　務　班	◇市災害対策本部との連絡調整 ◇避難所運営委員会の事務局業務 ◇各班との連絡調整 ◇ボランティアの調整 ◇避難所運営記録簿の作成 ◇避難者の相談対応
避難所管理班	◇危険箇所への対応 ◇避難者を把握 ◇施設の管理や使用する部屋・場所の確保、居住区の区割り ◇ペットについてのルール決め ◇防犯・防火対応
食料物資班	◇食料・物資を要請 ◇食料・物資の受入れ・管理 ◇食料・物資の配布 ◇炊き出しを実施
情報広報班	◇情報の収集 ◇避難者への情報伝達 ◇避難者に関する問合せの対応 ◇マスコミの対応
救　護　班	◇傷病者に対応 ◇感染症の予防 ◇避難者の健康状態を確認
衛　生　班	◇生活用水を確保 ◇ごみの管理 ◇トイレの管理 ◇風呂等の対応

※全ての班の立ち上げが困難な場合、「総務班」、「避難所管理班」、「食料物資班」を優先します。

※ここで示す体制に限らず、避難所の規模や作業量により分割・統合するなど、柔軟に組織します。

３．運営委員会の立ち上げ

避難所運営の中心を担う組織である運営委員会を立ち上げます。
運営委員会は、運営会議を開催し、避難所の運営方針や生活ルールなどの話し合い、活動状況や課題等の情報共有、その他避難所の運営に必要な事項について協議します。

◇運営委員会は、地域が中心となり、委員長、副委員長、各活動班長、市職員、施設職員等で構成されます。
◇運営委員会は定期的に運営会議を開催し、避難所運営について話し合います。
◇避難者のニーズには男女の違いもあるため避難所運営委員には女性も入れて意見の反映を行います。
◇構成員に負担が集中しないよう、交代制での対応を図ります。
◇ボランティアやNPOなどは避難所運営の協力者として携わります。

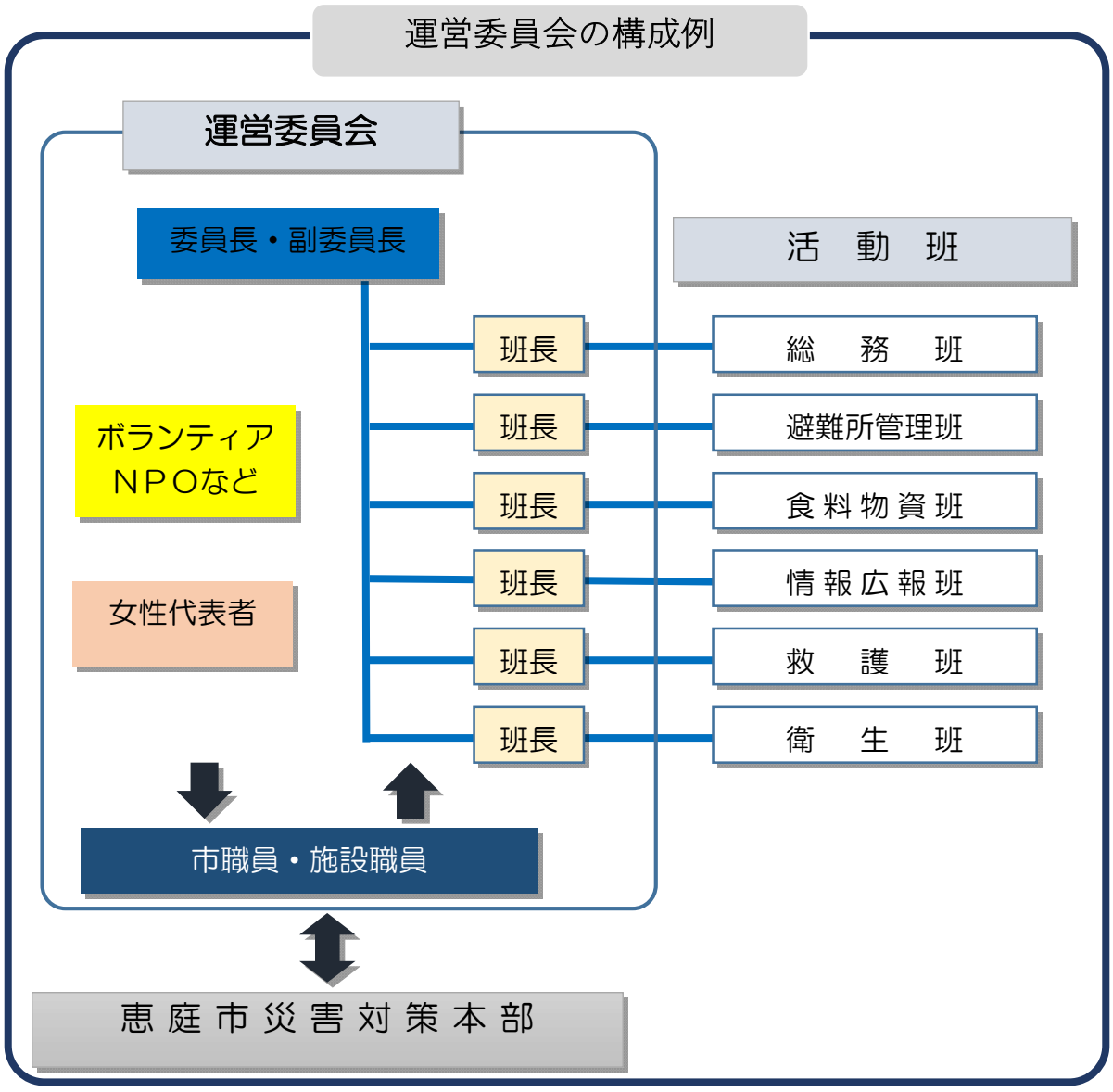

４．運営会議の開催

運営委員会は、運営会議を開き、避難状況や活動状況の情報共有、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

◇発災直後の会議の頻度は、１日２回、朝食前及び夕食後が適当です。
◇朝の会議は前夜以降に必要となった伝達事項を主とし、問題点についての話し合いは夕食後に行うと効果的です。
◇発災から時間が経って伝達の必要な連絡事項が減少すれば、朝の会議は省略可能です。
◇特に連絡事項がない場合でも、１日１回は会議を開催し、問題の有無などを確認します。
◇会議の内容は「避難所運営記録簿【様式⑫】」に記録します。

運営会議の概要

目　　的
◇避難所の運営方針や生活ルールを決めます。 ◇連絡調整事項や、避難所での課題等への対処法等を協議します。 ◇避難所の状況や各活動班の活動状況の情報共有を行います。
参　加　者
◇運営委員会の構成委員
協議事項の例
協議事項は総務班が記録し、内容を取りまとめた上で避難者にお知らせします。 ◇避難所の運営方針の決定 ◇避難所生活ルールの調整 ◇避難者の意見・要望 ◇市災害対策本部との情報共有 ◇避難状況や活動状況の情報共有 ◇課題等への対応について検討 ◇必要物品や資機材の洗い出し ◇使用する部屋・場所や居住スペースの見直し　　など

第５章　各活動班による活動

組織立ち上げ後は、各活動班による活動が中心となります。運営会議の話し合いを通して、各活動班が連携した対応を行うようにします。

活動班の編成と役割分担の例《再掲》

避難者の中から各活動班を選出

総　務　班	◇市災害対策本部との連絡調整 ◇避難所運営委員会の事務局業務 ◇各班との連絡調整 ◇ボランティアの調整 ◇避難所運営記録簿の作成 ◇避難者の相談対応
避難所管理班	◇危険箇所への対応 ◇避難者を把握 ◇施設の管理や使用する部屋・場所の確保、居住区の区割り ◇ペットについてのルール決め ◇防犯・防火対応
食料物資班	◇食料・物資を要請 ◇食料・物資の受入れ・管理 ◇食料・物資の配布 ◇炊き出しを実施
情報広報班	◇情報の収集 ◇避難者への情報伝達 ◇避難者に関する問合せの対応 ◇マスコミの対応
救　護　班	◇傷病者に対応 ◇感染症の予防 ◇避難者の健康状態を確認
衛　生　班	◇生活用水を確保 ◇ごみの管理 ◇トイレの管理 ◇風呂等の対応

※全ての班の立ち上げが困難な場合、「総務班」、「避難所管理班」、「食料物資班」を優先します。

※ここで示す体制に限らず、避難所の規模や作業量により分割・統合する

など、柔軟に組織します。

1．総　　務　　班

1 市災害対策本部との連絡調整を行います

◇市職員を通じて、市災害対策本部への状況報告や情報連絡を「避難所状況報告書【様式⑪】」で行います。市職員が不在の場合は、総務班から直接、市災害対策本部へ連絡します。
◇収集した情報は、情報広報班を通じ、避難所全体で共有します。

2 避難所運営委員会の事務局業務を担います

◇運営委員会の事務局として、運営会議の準備や会議記録の作成を行います。
◇運営会議で協議・決定した事項は、情報広報班と連携し、避難者に情報提供します。

運営の準備・記録

■運営会議の開催に必要な資機材を準備し、会議開催の案内を通知
■運営会議で協議・決定した事項を取りまとめ、会議記録等を作成
■運営会議で協議・決定した事項の中で、避難者に周知する必要があるものは、情報広報班に情報提供を行う

3 各班との連絡調整を図ります

◇各班が円滑に業務が遂行できるように各班との連絡、調整を行い、各班の状況等を把握します。

4 ボランティアの調整を行います

◇ボランティアの受入れ、作業分配等の対応を円滑に行い、避難所を効率よく運営していきます。

ボランティアの受け入れ

■避難所の入り口にボランティア受付を設置
■受付で「ボランティア受付簿【様式⑮】」の記入
■名札・腕章等の着用を依頼

ボランティアが行う作業

■活動班の活動状況を踏まえて、人手が必要な活動班にボランティアを配置
■ボランティアに対する具体的な作業指示は、配置先の各活動班の作業担当者が行う

ボランティアの対応で気をつけること

■ボランティア保険に加入していることを確認
■ボランティアの専門性や活動期間等を踏まえて、避難所内の作業を決める

5 避難所運営記録簿を作成します

◇運営会議の内容や避難所での出来事を「避難所運営記録簿【様式⑫】」に記録します。
◇避難所運営記録簿は、今後の運営や業務の引継ぎ等に活用するため、作成を行います。

6 避難者の相談に対応します

◇避難所における要望は「避難者要望シート【様式⑧】」で把握し、対応を検討します。
◇避難者のストレス解消や気分転換のために、ボランティアを活用するなどして交流の場を創ります。

２．避 難 所 管 理 班

１　危険箇所への対応を行います

◇地震災害時には、余震等による二次災害を防ぐため、施設の安全確認と危険箇所への措置を早急に行います。

危険箇所への対応例

■余震等で施設の状況が悪化する場合もあるため、定期的に施設の安全点検を実施
■危険が確認された場所を立入禁止区域とし、ロープやバリケード等で区切り、掲示板等を通じて避難者に周知

２　避難者を把握します

◇避難者を把握するため、「避難者カード【様式③】」を作成、管理します。
◇避難者カードは避難所を運営する上での重要な基礎資料となりますので、避難者に協力を求め、必ず提出してもらいます。
◇避難所に入所せず、在宅や車内で食料等の必要な支援を求めている人（「在宅避難者」）にも避難者カードを提出してもらいます。

避難者カードの作成方法

■「避難者カード」は、世帯ごとに記入し提出
■提出された「避難者カード」から避難者の入所状況を整理
（必要に応じて、「避難者台帳【様式④】」を作成）

◇避難者の外泊や退所についても把握しておきます。

外泊者・退所者を管理

■避難者が一時的に外泊を希望する場合は、「外泊届【様式⑤】」を提出
■退所者は「退所届【様式⑥】」を提出
■退所者の「避難者カード」に退所日や転出先を記録
■安否確認の問い合わせ等で利用する可能性があるため、退所者の「避難者カード」は、廃棄せず保管

3 施設の管理や使用する部屋・場所の確保、居住区の区割りをします

◇避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所内の配置の設定・変更や、暑さ・寒さ対策、感染症対策を行います。

◇避難スペースは、利用目的やその範囲などを「避難所部屋割り表【様式⑰】」を活用し、誰にでもわかるような言葉や表示方法を工夫して、明示します。

◇使用目的や注意事項は、掲示板等を通じて周知します。

◇冬期間の屋外の使用は、落雪等に十分注意します。

確保することが望ましい部屋・場所の例（再掲）

《避難所運営用》

◇運　営　本　部：電話等の情報機器が使用可能な場所を活用
◇広　報　場　所：確認しやすい場所に掲示板等を設置して活用
◇会　議　場　所：黒板やホワイトボード等を設置して活用

《避難生活用》

◇居住スペース：屋内で広いスペースが確保できる場所。（体育館や講堂、教室）
◇授　乳　室：個室や居住空間から離れた場所等を活用。
◇採　暖　室：暖房器具の数や能力が十分ではない場合に教室等を活用。
◇更　衣　室：プライバシー保護のため男女別に確保。
◇育　児　室：周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所。保護者や担当者が見守りのできる場所で、子どもたちの安全が守られる場所に設置。
◇調　理　室：調理室や給食室等を活用。
◇救護室・患者室：保健室等を活用。（感染症のまん延を防ぐため、なるべく一般通行経路から離れた場所に、患者の隔離場所を設置。）
◇相　談　室：個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋。できるだけ早く設置。
◇静養室・サロン：パニックを起こした人が一時的に過ごせる場所。避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語らいのできる空間。避難生活が長期化する場合は、ストレス軽減の観点から重要なスペース。
◇物資保管・配布室：荷おろしや管理がしやすい場所で、直射日光が当たらない施錠可能な場所、配布は屋根のある場所でテント等の中で対応。

《屋　外》

◇仮設トイレ：男女別に居住空間から離し女性や要配慮者に配慮して設置。
◇ゴミ集積場所：ごみ収集車が入りやすい場所に設置。
◇駐　車　場：必要最小限の場所を確保。

《その他》

◇ペットスペース：必要に応じて居住空間から離れた場所に設置。
◇喫　煙　場　所：居住空間から離れた屋外又は屋内で換気の良い場所に設置。
◇風呂（仮設）：水を流す必要もあるので、排水口のある場所。
◇電　話　室：携帯電話の充電設備。

◇福　祉　避　難　室：当面とし、事後は福祉避難所へ移動させる。

注意するポイント

■活動しやすいよう通路を確保
■夜間の照明（懐中電灯等）を設置
■男女別の空間を確保し、プライバシーに配慮
■居住区の配置や部屋割り等、要配慮者等に配慮
■トイレやゴミ集積場等は、衛生面に配慮
■携帯電話の充電スペース設置の検討

◇居住区は世帯を基本単位とし、親戚なども必要に応じて同じ居住区に編成します。
◇居住区は、公平性を保つためにスペースの配分基準を明確にし、テープや敷物などで境界を作ります。
◇できるだけ顔見知り同士を近くにするなど、安心できる環境を作ります。
◇居住スペースには通路を設けるようにします。
◇観光客などは長期に滞在する可能性が低いため、地域住民とは分けて居住スペースを作ります。

居住スペース（体育館）の例

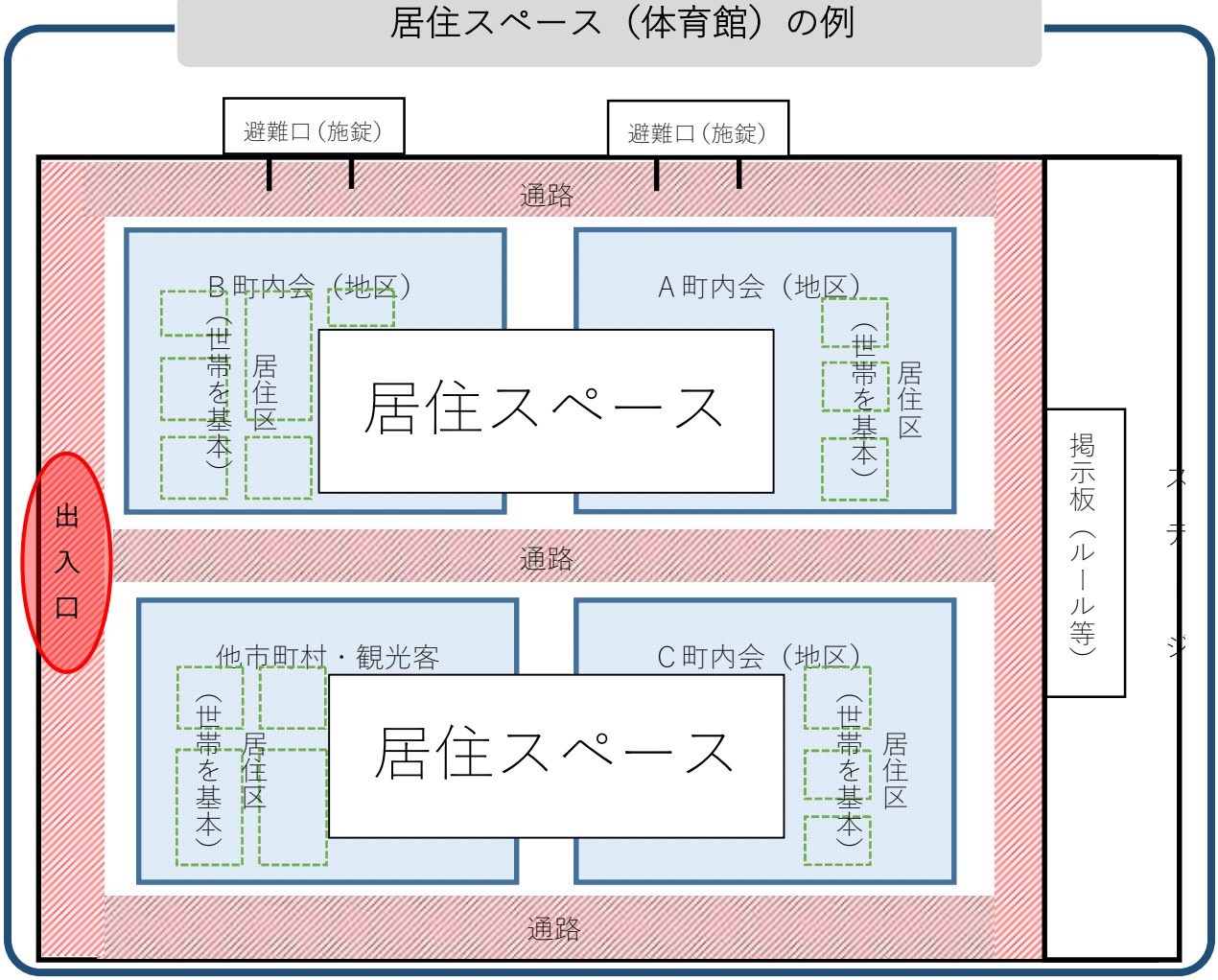

4 ペットについてのルールを決めます

◇様々な人が生活する避難所内でペットと生活するために一定のルールを決める必要があります。

ペットルールの例

■ペットは指定された場所（ペットスペース）以外で飼育することを禁止
■万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳【様式⑦】」に登録
■ペットスペースは、においの問題等があることから、居住スペースから十分な距離をとる
■ペットは飼い主が責任を持って管理し、ペットスペースは、飼い主が協力して清掃

5 防犯・防火対応について検討します

◇災害後には治安が悪化することも考えられるため、防犯対策も重要な対応となります。

防犯対策の例

■関係者以外の出入りを制限し、受付で関係者以外の出入りをチェック
■避難所管理班が中心となり、当番制で避難所内の夜間巡回
■巡回は２人以上で行い、危険を感じた場合は巡回担当者の安全確保を最優先
■避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に女性に対するトイレやお風呂付近での性犯罪の発生防止に努める

◇集団生活では火災の危険も増します。そのため、火気の取扱い場所を制限するとともに、取扱いにも注意します。

防火対策の例

■避難所管理班が火元責任者となり、避難者に防火対策の徹底を呼びかけ
■基本的に室内は火気厳禁・禁煙
■火気を取り扱う場所には、必ず消火器などを用意

3．食　料　物　資　班

1　食料・物資を要請します

◇災害発生直後は備蓄品等を中心に対応しますが、それと併せて避難所を開設した直後から食料・物資に対する要望を取りまとめ、市災害対策本部に要請します。

食料・物資の調達方法

■避難者の要望を把握した上で、食料・物資の要請方針を運営会議で協議
■必要な食料・物資は、「物資要請票【様式⑨】」に記入し、市災害対策本部に要請

食料・物資の調達で気をつけること

■在宅避難者の要望も把握
■男女や子どもの人数に配慮
■避難者のニーズを確認し、粉ミルク・液体ミルクや食物アレルギー対応食品、慢性疾患者（糖尿病、肝臓病等）対応食品についても、配慮

2　食料・物資の受入れ・管理をします

◇食料・物資の受入れや避難所内での管理は、避難所運営において必須の仕事であり、食料・物資班が対応に当たります。

食料・物資の受入れ方法

■他の避難者等に協力を呼びかけ、荷降ろしや搬入のための人員を確保し、物資保管室に運び入れ「物資受払簿【様式⑩】」に数量や受取りの日時等を記録
■「物資保管室」では品目ごとに整理
■「個人で使用するもの」や「共同で使用するもの」などの使用形態別に仕分けし、品目が分かるように保管

必要となる物資等の例

個人で使用するもの	○毛布類、衣類、下着類 ○タオル、ティッシュ、マスク、体温計、歯ブラシ、アルコール消毒液（無い場合はウェットティッシュ等）、衛生用品 ○紙コップ、紙皿、割り箸
特定の避難者が使用するもの	○紙おむつ（成人用、乳幼児用）、生理用品 ○粉ミルク、離乳食
共同で使用するもの	○トイレットペーパー、ゴミ袋、手指消毒液 ○調理器具、ストーブ等暖房器具

食料・物資の管理方法

■食料・物資は「物資受払簿【様式⑩】」で管理し、在庫や状態、消費期限等を常に把握
■在庫管理を徹底し、不足することが予想される場合は、市災害対策本部に早めに連絡
■物資保管室は施錠し、鍵の管理は班長や施設職員だけに限定
■夏場の時期は食品の腐敗やカビの発生、虫やねずみの被害等、保管室の衛生管理に注意
■一度開封したものは、表示されている期限に関わらず早めに消費する
（表示されている期限は、開封後も保証されているわけではない）

消費期限と賞味期限の違い

《消費期限》

■長くは保存がきかない食品に表示
■開封していない状態で、表示されている保存方法で保存したときに食べても安全な期限

《賞味期限》

■冷蔵や常温で保存がきく食品に表示
■開封していない状態で、表示されている保存方法で保存したときにおいしく食べられる期限
■賞味期限を過ぎても食べられなくなるとは限らない

3 食料・物資を配布します

◇食料・物資の配布は避難者に偏りがないように配布することを重視し、配布方法等に注意します。
◇食料・物資の配布場所や配布時間を避難者に周知し、避難者が受取りに来るようにします。
◇在宅避難者にも食料・物資を配布します。
◇配布にあたっては、食料・物資の用途や必要とする人によって配布方法を工夫します。
◇アレルゲン等の有無について情報提供を行うよう配慮します。

食料・物資の配布方法の例

《食料の配布方法》

■食料
→各世帯の代表者に、受け取りに来るよう呼びかけます。

《物資の配布方法》

■避難者全員がそれぞれ使用するもの
→各世帯の代表者に、受け取りに来るよう呼びかけます。
■特定の避難者が使用するもの
→該当者が必要の都度、配布場所に受取りに来ることとします。
■避難者全員が共同で使用するもの
→必要な活動班に配布するほか、適宜配置・配布します。

4 炊き出しを実施します

◇炊き出しは安定した食事を確保するために重要な役割を担います。調理器具等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合、避難者全員で協力し、地域と連携した炊き出しの実施に努めます。
◇炊き出し場所及び器具を確保し、衛生班と連携して炊き出しに必要な水を確保します。

炊き出しに必要な器具の例

調理熱源	カセットコンロ、ガスコンロ、バーナーかまど、薪
調理器具	包丁、まな板、おたま、菜箸、鍋、炊飯器、釜
食器	お椀、皿、箸、スプーン、パック容器、サランラップ、アルミ箔、茶碗、
洗浄器具	ふきん、スポンジ、たわし、洗剤
調理用身支度	ゴム手袋、マスク、キャップ、エプロン

炊き出しの実施方法

■避難所内で当番制とするなど人員を確保
■原則として加熱処理したものを提供し、食物アレルギーに配慮
■炊き出しは食材を小さめにカットし、刺激の少ない味付けにするなど、多くの人に受け入れられるよう配慮

4. 情　報　広　報　班

1　情報を収集します

◇正しい情報をできる限り迅速に収集することが必要です。
◇避難者にとって必要な情報を収集するために、総務班や他の避難所と連携して情報収集します。

各種情報を収集

■災害情報はテレビ・ラジオ（FM いーにわ等）、新聞、インターネット等のあらゆる手段を活用して収集
■市が発信する情報は、防災行政無線や広報誌、広報車、掲示板、回覧板、新聞、インターネットから収集
■情報は常に更新されるため、情報を受けた日時は必ず明記するとともに情報源については明確に把握
■インターネットや SNS の情報は有効な情報源であると同時に、悪質なデマ（嘘の情報）である可能性があるため、情報の発信元を確認し、正しい情報の判別を行う

情報の種類

災害全体に関する情報（被害状況・余震の状況等）
避難情報の発表等
道路及び交通状況
医療機関等の状況
食料・物資の配布や給水の状況
ライフラインの状況、復旧の見込み
ごみ、し尿の収集等の状況
り災証明書、給付金等の情報
営業している店舗等の情報
感染症まん延時は、当該感染症に関する情報（患者発生状況等）

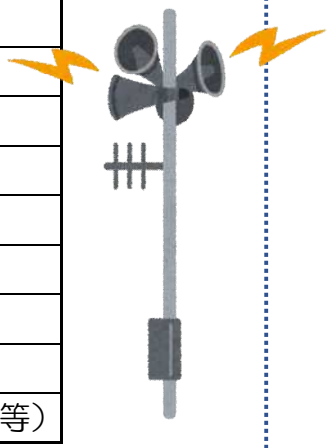

2 避難者への情報伝達を行います

◇収集した情報や避難所内の情報は、効率よくかつ漏れの無いように避難者に伝えます。

避難者へ情報伝達

■災害情報、生活支援に関わる情報、運営会議で協議・決定した事項は掲示板等を通じて避難者全体へ伝達
■重要な情報は館内放送等で周知し、特に重要な情報は各世帯の代表者に連絡

情報伝達の際に気をつけること

■個人情報及びプライバシーの保護に留意
■掲示板に掲載する情報には必ず「掲示開始日時」を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にする

3 避難者に関する問合せに対応します

◇安否確認の問合せには「避難者カード【様式③】」を利用して対応します。
◇避難者への電話や来客の対応、郵便物・宅配物等の取次ぎを行います。
◇避難者の個人情報の取扱いには十分に注意します。

安否確認の問合せへの対応

■問合せの対応を一本化するため窓口を設置し、担当者を配置
■安否確認の要請があった際には、情報の開示に同意されている場合のみ「避難者カード」に基づいて対応

避難者への電話の対応

■避難者宛の電話があった場合は原則として、直接取り次がず避難者から折り返し電話するようにする
■避難者への伝言は以下の方法で行う
・口頭もしくは館内放送で伝達（避難所内に在室の場合）
・掲示板を通じた伝達（避難所内に不在の場合）

来客への対応

■面会希望者が来訪した場合は受付で「氏名」「避難者との関係」を確認し、避難者本人が面会に応じるか否かを確認
■面会は受付や入口近くに用意した面会場所で行う

避難者への電話、来客への対応の流れ

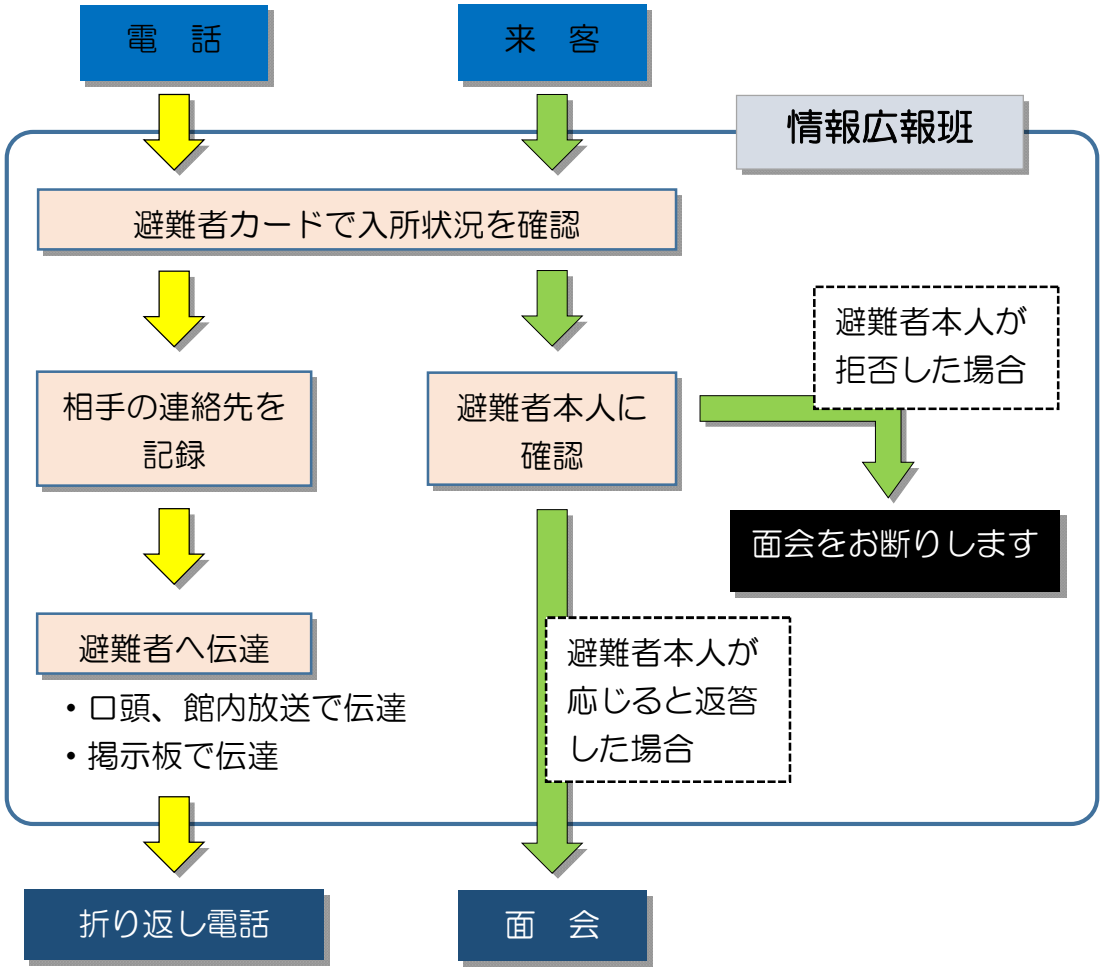

郵便物・宅配物の取次ぎ方法

■郵便物・宅配物は避難者を受付に呼び、避難者が直接対応
■不在の場合や呼び出しに時間がかかる場合は、受付で受け取り、「郵便物等受取簿【様式⑯】」に記録の上、運営本部が保管

4 マスコミに対応します

◇避難所に多くのマスコミが詰めかけることが予想されるため、マスコミへの対応方針についてあらかじめ確認しておきます。

マスコミへの対応方法

■取材に来たマスコミは受付で「取材者用受付用紙【様式⑭】」に記入
■マスコミへの対応は、可能な限り市職員が行い、市職員が対応できない場合、窓口を一本化し情報広報班長等の責任者が対応
■マスコミに対応する場合は、市災害対策本部へ報告
■対応方針に基づき、受付で取材時の注意事項を説明

マスコミ対応方針の例

■避難所の撮影には必ず班員が立ち会い、避難者に対する取材は、班員を介して、避難者が同意した場合のみとする
■マスコミが入れるスペースを制限し、居住空間での取材は控える
■取材の際には、名札や腕章の着用を求め、避難所内の人と区別する

５．救　　護　　班

災害時には医療機関も被災し、診療が行えないことが考えられます。救護班が中心となり、体調不良を訴える避難者へのケアや、その他救護に関わる対応を行います。また、こころの不調も誰にでも起こりうる問題です。積極的に保健師等に相談しましょう。

なお、可能な限り、市・道の職員や専門的な技術・知識を持つ人が主体となり実施し、地域では対応の補助を行います。

１　傷病者に対応します

◇傷病者がいる場合なるべく居住性の高い部屋・場所を優先的に提供するように配慮し、症状に応じて近隣の医療機関へ移送するなどを検討します。
◇総務班や情報広報班から、市内の救護所の設置状況や近隣の医療機関の開設状況を確認します。

２　感染症の予防を行います

◇インフルエンザやノロウィルス等の感染症の予防に努めます。

感染症予防に対する対応

■手洗いやうがい、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
■風邪やインフルエンザに感染している疑いがある場合は、飛散防止のため必ずマスクの着用の上、隔離等の個別に適切な対応を講じる
■可能であれば感染者用の部屋を用意し、感染症の疑いのある者には、むやみに歩かないよう呼びかける
■食品を取り扱う場合には特に注意
■おう吐物や排せつ物の処理をする際には、マスクとゴム手袋を着用

3 避難者の健康状態を確認します

◇医師や看護師の派遣要請を行い、避難者の健康状態を確認します。
◇災害時には心に大きなストレスがかかるため、専門のボランティア等の派遣要請を行い、心のケアに努めます。
◇健康相談窓口を設置し、相談に応じます。必要であれば医療機関への受診を促します。
◇食事や水分を十分にとらない状態で、窮屈な場所や車の中などで長時間座り、脚を動かさないでいるとエコノミークラス症候群になることがありますので、予防に努めましょう。

エコノミークラス症候群とは

■脚の血行不良により血液が固まりやすくなった状態
■固まった血液（血栓）が血流にのって脚から肺などへ移動し、血管を詰まらせて肺塞栓症などを誘発し、死に至ることもある

エコノミークラス症候群予防のためにできること

■足首の曲げ伸ばしや、かかと上げなど、定期な運動
■十分な水分補給（アルコールやコーヒーなどには利尿作用があるため、飲んだ以上に水分が体外へ出てしまうので注意が必要）
■胸の痛みや片側の脚の痛み・むくみ・赤くなるなどの症状が見られた場合は救護班に相談

６．衛　　生　　班

ライフラインが停止した状況や、物資が不足する状況などで、病気の発生を予防し良好な環境を作るため、衛生班が中心となって避難所の衛生管理を行います。

1　生活用水を確保します

◇生活用水を確保することは、非常に重要かつ労力を必要とする仕事です。衛生班が中心となり、避難者全員で協力して行います。
◇避難所内で使用する水は、用途によって明確に区分します。
◇飲料、調理用の水は、救援物資として届くペットボトルの水や、給水車や給水所で配付される水、ろ過した水を使用します。
その他の用途の水についても、給水車や給水所で配付される水、ろ過した水を使用することを基本とし、保管にあたっては清潔を保つようにします。
◇手洗い等で使用した水は、トイレ用として再利用するなど、無駄にしないよう避難者に呼びかけます。

避難所で使用する水の用途

水の種類／用途	飲料水（ペットボトル）	給水車の水	ろ過水	プール／河川／手洗い等で使用した水
飲料／調理	◎	○	○	×
手洗い／歯磨き／洗顔／食器洗い	○	◎	◎	×
風呂／洗濯	△	○	○	×
トイレ	△	○	○	◎

【凡例】
◎：最適な使用方法、○：使用可、△：やむを得ない場合のみ使用可、×：使用不可

2 ごみを管理します

◇避難所では多くの人が共同生活をするため、大量のごみが発生します。特に災害発生直後の混乱した状況では、ごみの収集や処理が滞るおそれがあり、ごみの管理を円滑に行う必要があります。
◇避難所の敷地内にごみ集積場を設置し、ごみ集積場の場所やごみ処理のルールを、掲示板等を通じて避難者に周知します。

ごみ集積場の設置場所の例

■収集車、清掃車が出入りしやすい場所
■居住空間から離れ、臭気などが避けられる場所
■衛生に十分注意すべき箇所（調理室等）から離れた場所

ごみ処理のルールの例

■各世帯から出るごみは、世帯ごとにごみ袋にまとめ、ごみ集積場に捨てること
■居住空間に溜め込まないこと
■ごみの分別や発生量の抑制に努めること
■危険物（カセットボンベ等）の分別に特に注意すること
■ごみ集積場は定期的に清掃し、清潔を保つこと

3 トイレを管理します

◇水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数や性別に配慮したトイレを確保し、衛生状態を保つことは避難所において重要な仕事です。
◇避難所内のトイレの状況を早急に確認し、使用の可否、使用方法、使用時の注意等を避難者に周知します。
◇トイレ用水を確保する必要がある場合は、河川やプールの水、使用済の水などをポリバケツ等に貯めて使用します。トイレ用の水は他の用途には使用できないため、貼り紙等で分かるようにします。
◇消毒液を用意するなど、衛生管理に注意を払い、清潔な使用について避難者に呼びかけます。トイレの使用時以外にもこまめに手洗い等を実施するよう避難者に呼びかけ、感染症等の予防に努めます。

トイレ使用までの流れ

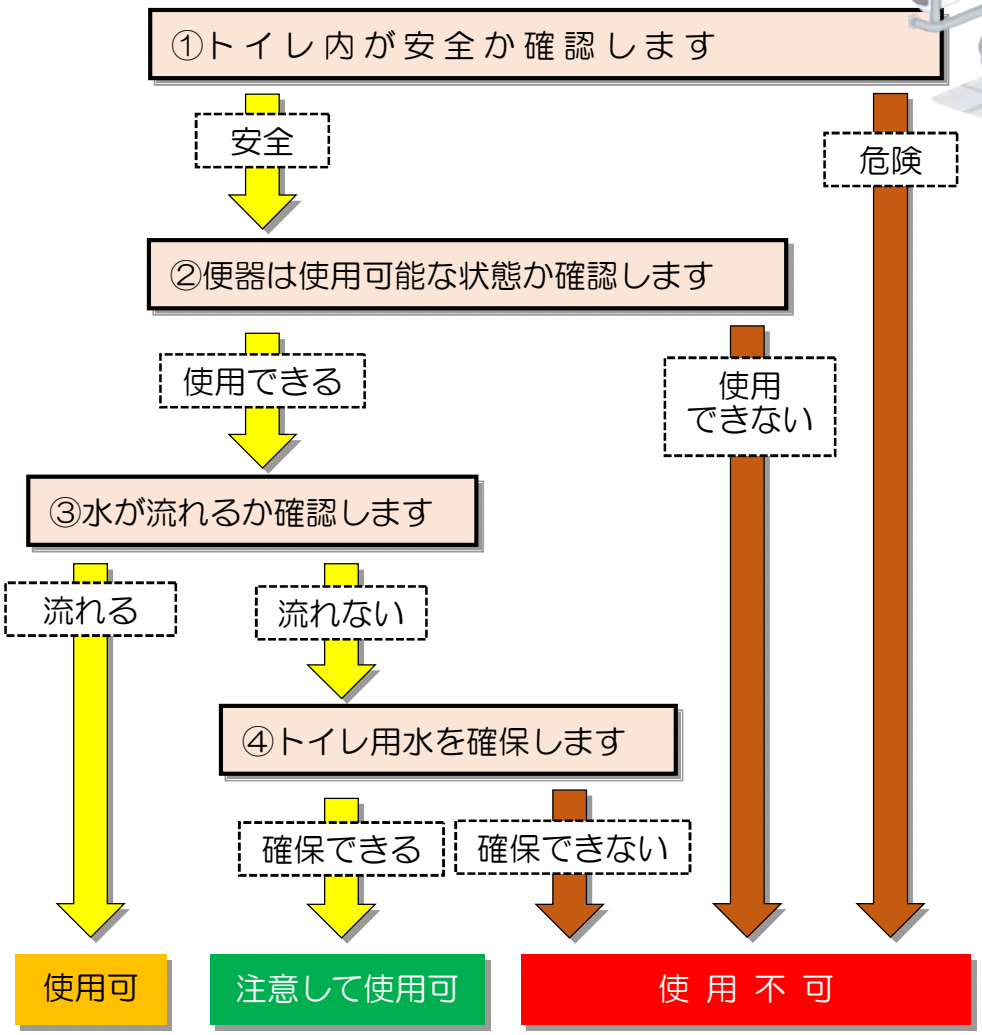

・総務班を通じて、市災害対策本部へ連絡し、
簡易トイレの確保や仮設トイレの設置を要請

4 風呂等の対応をします

◇仮設風呂やシャワーが設置された場合は、避難者が快適に入浴の機会を得られるようにします。
◇入浴のルールを決め、男女別に利用時間を設定し、順番に利用します。

5 その他の衛生活動を行います

◇集団生活では風邪などの感染症がまん延しやすくなります。外出から帰ってきたら手洗いやうがいをするなどの予防策を励行するとともに、避難所内の換気や清掃を徹底し、室温、湿度の管理や、避難所の衛生環境を保つよう努めます。
◇手洗いやうがい、咳エチケット等の基本的な対策を徹底します。

清掃方法の例

■毎日１回の清掃時間を設け、清掃や換気を行う
■共有部分の清掃は、避難所内で分担箇所を決めて、当番制で行う
■世帯のスペースは各世帯が責任をもって清掃する
■衛生管理に必要な物資を「食料物資班」を通じて調達する

沿　　革

平成２９年３月　　恵庭市避難所運営マニュアル作成

平成３１年３月　　恵庭市避難所運営マニュアル一部改正

令和　２年６月　　恵庭市避難所運営マニュアル一部改正

令和　３年３月　　恵庭市避難所運営マニュアル一部改正

総務部基地・防災課

〒061-1498　恵庭市京町１番地
ＴＥＬ　：0123-33-3131（内線 2242/2243）
ＦＡＸ　：0123-33-3137
Ｍａｉｌ：kichibousai@city.eniwa.hokkaido.jp